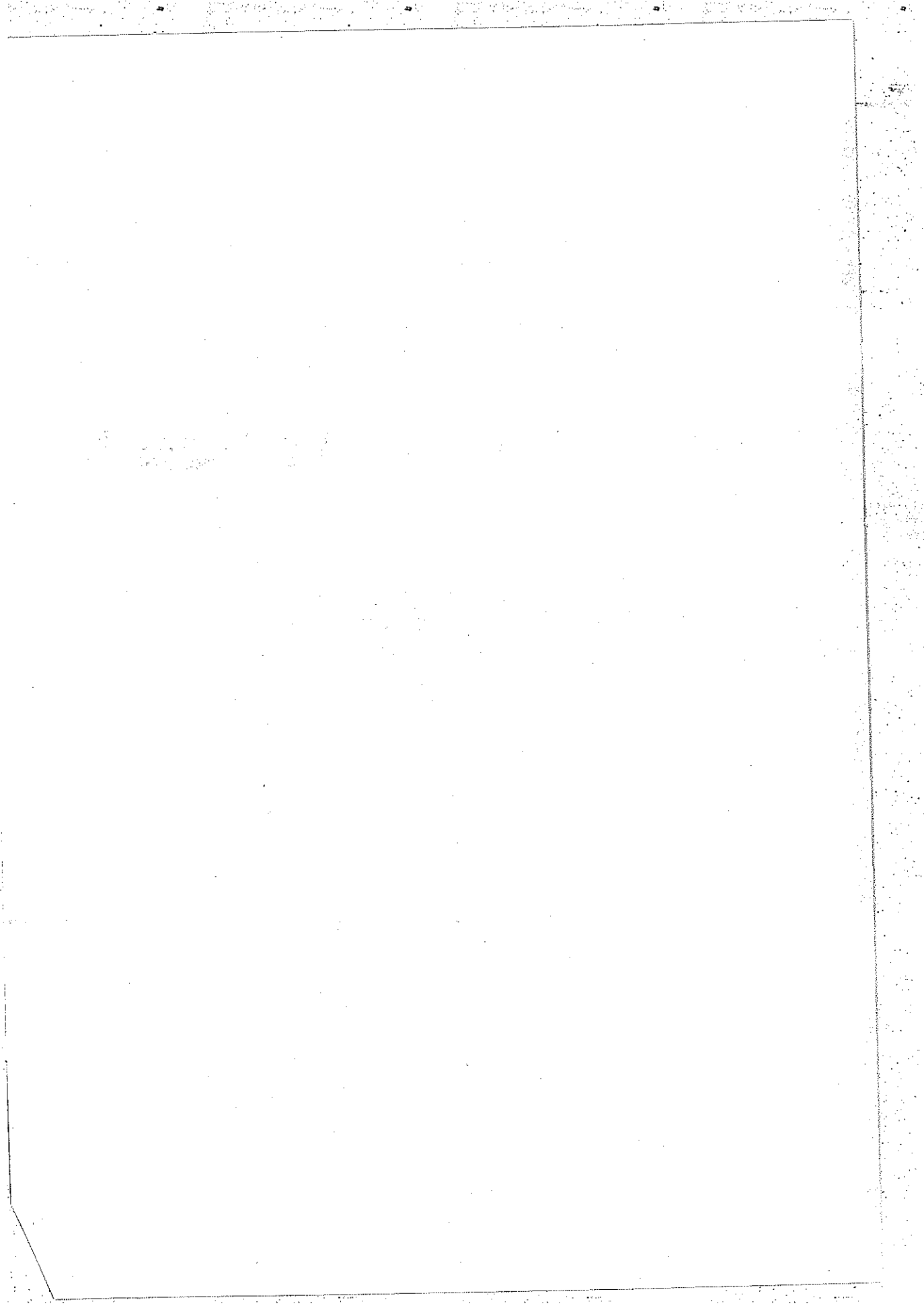


昭和48年7月26日開会  
昭和48年7月27日閉会

# 和泉市議会第2回臨時会会議録

第 4 号

和 泉 市 議 会



# 和泉市議会第2回臨時会会議録目次

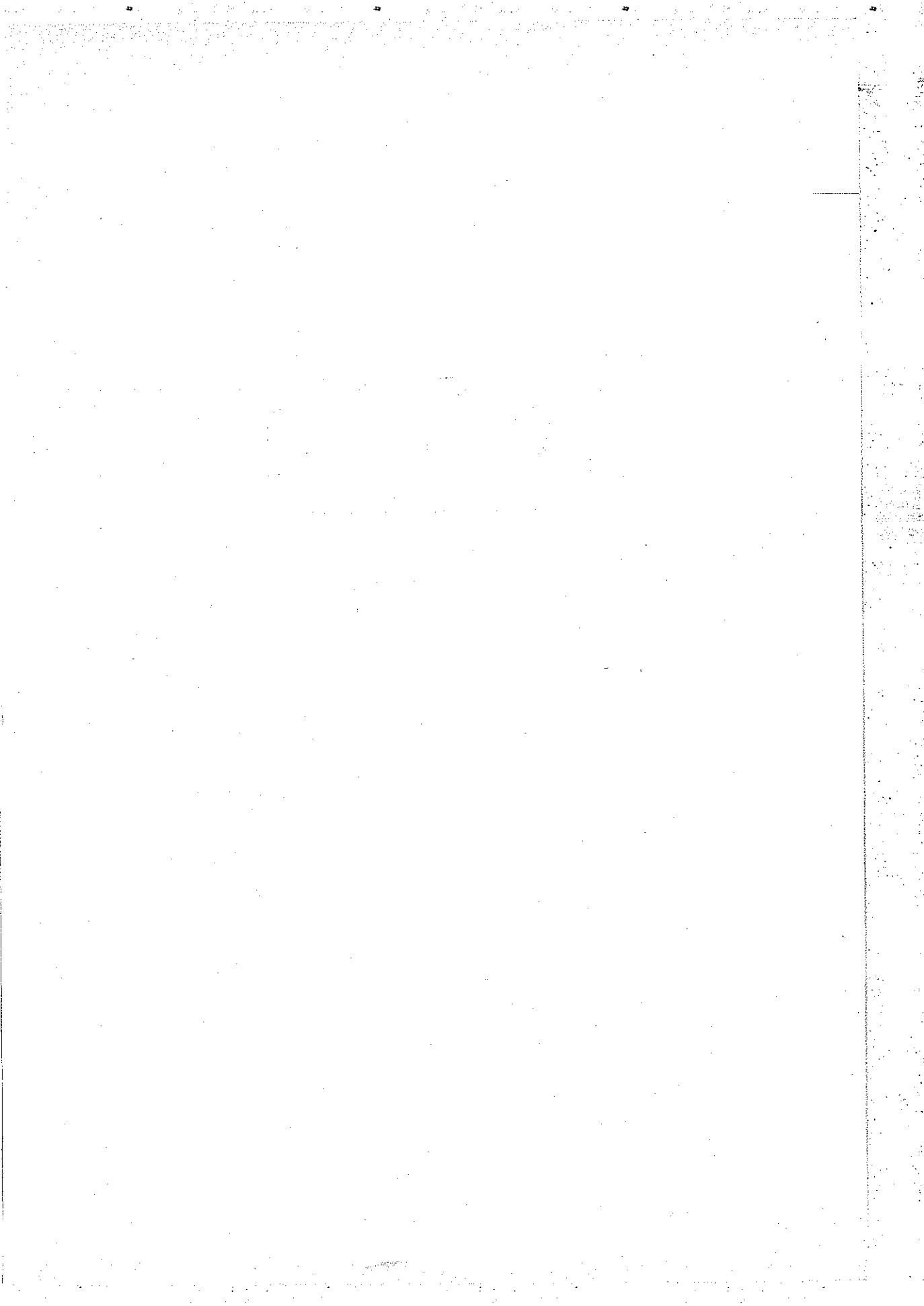
昭和48年7月26日(木曜日)

○ 出席議員	1頁
○ 議事説明員その他	1頁
○ 議事日程	4頁
○ 開会宣言(午前10時20分)	5頁
○ 開会宣告	5頁
○ 会議録署名議員の指名(柳瀬美樹君、貝淵博治君、藤原要馬君)	5頁
○ 市長開会挨拶	5頁
○ 会期決定(7月26日～7月27日)	6頁
○ 日程第1 一船職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する 条例制定について	6頁
○ 日程第2 和泉市税条例の一部を改正する条例制定について	10頁
○ 日程第3 和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	24頁
○ 日程第4 財産取得について	28頁
○ 日程第5 工事請負契約締結について	31頁
○ 日程第6 工事請負契約変更について(市立(仮称)第二国府小学校新築工事)	33頁
○ 日程第7 工事請負契約変更について(市立横山小学校校舎体育館増改築工事)	33頁
○ 日程第8 工事請負契約変更について(市立(仮称)幸診療所新築工事)	33頁
○ 日程第9 和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について	36頁
○ 日程第10 損害賠償の額の決定について	44頁
○ 日程第11 損害賠償の額の決定について	46頁
○ 日程第12 和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定 について	57頁
○ 散会宣言(午後4時58分散会)	82頁

昭和48年7月27日(金曜日)

○ 出席議員	-----	83頁
○ 議事説明員その他	-----	83頁
○ 議事日程	-----	86頁
○ 開会宣言(午前10時45分)	-----	87頁
○ 日程第1 和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する 条例制定について	-----	87頁
○ 日程第2 昭和48年度大阪府和泉市一般会計補正予算(第2号)	-----	92頁
○ 日程第3 風致地区指定請願書	-----	129頁
○ 日程第4 魚介類の汚染に関する緊急対策の要望決議	-----	138頁
○ 日程第5 電気、ガス料金値上げに反対する決議	-----	140頁
○ 日程第6 小選挙区制に反対する決議	-----	142頁
○ 閉会宣言(午後2時55分)	-----	147頁
○ 市長あいさつ	-----	146頁
○ 議長あいさつ	-----	147頁

第 1 日



昭和48年7月26日午前10時和泉市議会第2回臨時会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(26名)

1番	田中幸一君	16番	横田憲治郎君
2番	木下甲子三君	17番	山田清二君
3番	金沢勝君	18番	直村静二君
5番	竹下義章君	19番	松尾千代一君
6番	柏音三郎君	20番	寺田茂君
7番	田中包治君	21番	柳瀬美樹君
8番	吉川伊与一君	22番	関戸正一君
9番	出原武司君	23番	貝淵博治君
10番	池辺秀夫君	25番	藤原要馬君
11番	三井正光君	26番	勝部津喜枝君
12番	中塚辰之助君	27番	成田秀益君
13番	藤原利一君	28番	坂上国治君
15番	上代卯之松君	29番	竹内修一君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

市長	藤木秀夫	市民部長	小林一三
助役	辻忠夫	産業衛生部長	宇沢清
助役	藤田利	建設部長	中塚白
収入役	橋本炳	病院長	岩崎峭
総務部長	坂口礼之助	病院事務局長	竹内潔
同和对策部長兼 隣保館長事務取扱	佐原行雄	消防長	和田増義

総務部理事 (財務担当)	庄 司 清	推進調整課長	浅 井 隆 介
総務部次長	西 川 喜 久	"	富 田 宏 之
市民部次長兼 年金課長事務取扱	山 本 武 雄	市民課長	田 中 二 三 夫
福祉事務所長 兼社会児童課長	内 田 繁	福祉課長	山 村 昇
産業衛生部次長 兼労働課長事務取扱	山 本 俊 兼	商工課長	岩 井 益 一
建設部次長兼建 築課長事務取扱	林 德 治	農林課参事	青 木 太 郎
水道部次長	田 中 稔	保健衛生課長	大 宅 清 臣
病院事務局次 長兼庶務課長	平 野 誠 蔵	交通公害課長	吉 田 利 秀
庶務課長	杉 本 弘 文	計画課長	大 浦 行 雄
企画課長	橋 本 昭 夫	土木課長	中 尾 宏
人事課長	門 林 六 男	建築課参事	中 上 好 美
財政課長	北 野 敦 雄	区画整理 事務所長	中 西 淳 富
資産税課長	吉 田 日 出 男	開発課長	白 川 保
市民税課長	森 保	地区改良 事務所長	逢 野 一 郎
納税課長	吉 田 種 義	会計課長	片 桐 武 雄
総務部理事 (広報担当)	竹 田 明 郎	営業課長	高 橋 新 平
推進調整課長	萩 本 啓 介	工務課長	福 本 喬 久
"	生 田 稔	浄水課長	岸 本 孝 二



經理課長	守田 勇	学校教育課長	坂口 雄一
業務課長	藤原 光夫	指導課長	吉見 豊
消防次長兼署長	南口 主雄	社会教育課長	広岡 史郎
監査事務局長	西岡 正志	学校教育課参事	角谷 泰夫
選管事務局長	青木 孝之	農業委員会 事務局長	松村 吉堯
教育委員長	堀内 由延	土地開発公社事務 局長兼用地管理	西川 武雄
教育長	葛城 宗一	土地開発公社事務局 次長兼用地第1課長	吉岡 昭男
教育次長	阪東 重信	土地開発公社総務課 長兼用地担当参事	藤原 永一
"	乾 武俊	土地開発公社 用地第2課長	宮本 福秀
総務課長	紀之定 藤与茂		

---

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中野 満男

---

本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事務局長	井谷 義雄
次長	北野 丈夫
調査係長	大塚 俊昭
議事係	西垣 宏高

---

昭和48年和泉市議会第2回臨時会議事日程

(7月26日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	議案第40号	一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について	
2	議案第41号	和泉市税条例の一部を改正する条例制定について	
3	議案第42号	和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	
4	議案第43号	財産取得について	
5	議案第44号	工事請負契約締結について	
6	議案第45号	工事請負契約変更について (市立(仮称)第二国府小学校新築工事)	
7	議案第46号	工事請負契約変更について (市立横山小学校校舎体育館増改築工事)	
8	議案第47号	工事請負契約変更について (市立(仮称)幸診療所新築工事)	
9	議案第49号	和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について	
10	議案第50号	損害賠償の額の決定について	
11	議案第51号	損害賠償の額の決定について	
12	議案第48号	和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について	
13	議案第52号	昭和48年度大阪府和泉市一般会計補正予算(第2号)	
14	請願第2号	風致地区指定請願書	
15	決議第4号	魚介類の汚染に関する緊急対策の要望決議	
16	決議第5号	電気・ガス料金値上げに反対する決議	
17	決議第6号	小選挙区制に反対する決議	

(午前10時20分開議)

- 議長(松尾千代一君) 大変長らくお待たせいたしました。議員の皆様方には公私何かとご多用のところ、ご出席いただきましたことを厚く御礼申し上げます。

それでは出席議員数及び欠席議員等の氏名を報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(井谷義雄君) ご報告申し上げます。

ただいま出席議員数は23名でございます。出原議員さんが遅刻の届け出がございます。その他の方につきましては、間もなくお見えになるものと思います。現在、23名でございます。

---

開 議

- 議長(松尾千代一君) ただいま出席議員数23名をもちまして議会は成立いたしましたので、本日の会議を開きます。

- 議長(松尾千代一君) それでは署名議員のお名前を発表させていただきます。21番、柳瀬美樹議員、23番、貝淵博治議員、25番、藤原要馬議員、以上、3名の方をお願いいたします。

なお、議場に出席を求めたものの氏名及び本日の議事日程は、お手元に印刷配布してある通りでございますので、よろしくご了承願います。

この際、市長のあいさつをお願いいたします。

---

(市長あいさつ)

- 市長(藤木秀夫君) 一言、ごあいさつ申し上げます。

本日、ここに第2回臨時会をお願い申し上げましたところ、議員の皆様方には公私何かとご繁忙のおりから、なおまた暑さきびしいおりにもかかわらずご出席をいただき、ただいま議事が成立いたしましたことを衷心より厚く御礼申し上げます。

今議会にご提案申し上げます議案は、一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定についてほか12件でございます。議案内容については後刻、ご説明申し上げますが、何とぞ慎重ご審議賜りましてご可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。簡単でございますが、開会のごあいさつに代えさせていただきます。

- 
- 議長(松尾千代一君) 市長のあいさつが終わりました。

おはかりいたします。本臨時会の会期は、運営委員会の決定に基づきまして、本日及び明7日の2日間と決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないものと認め、本臨時会の会期は、本日及び明27日の2日間と決定いたします。

○ 議長(松尾千代一君) それではこれより日程審議に入ります。

日程第1「一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第40号

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を  
改正する条例制定について

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和48年7月26日提出

和泉市長 藤木秀夫

和泉市条例第 号

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和35年和泉市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「350円」を「1,000円」に、「280円」を「800円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

理 由

国立病院等に勤務する看護婦等の職員に対して支給される夜間看護手当の額が本年4月1日にさかのぼって大幅に改められたことに伴い、夜勤看護婦の勤務と確保の困難性にかんがみ、国の措置に準じて本市における同種の手当の額を引き上げる必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第40号参考資料

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例改正案・現行対照表

改 正 案	現 行
(夜間看護手当)	(夜間看護手当)
第22条 略	第22条 略
2. 前項の手当の額は、その勤務 1回につき1,000円(深夜に おける勤務時間が2時間に満た ない場合にあっては、800円) とする。	2. 前項の手当の額は、その勤務 1回につき350円(深夜にお ける勤務時間が2時間に満たな い場合にあっては、280円) とする。

- 議長(松尾千代一君) 提案理由の説明を願います。
- 病院事務局次長(平野誠蔵君) 病院事務局長が出張いたしておりますので、ご了承のほどをお願いいたします。

それではただいまご上程をいただきました議案第40号、一般職の職員の特殊勤務手当の条例案につきまして、提案の理由と内容をご説明申し上げます。

今回、国におきましては、国立病院等に勤務します看護婦等の夜勤手当を大幅に増額し、本年4月1日にさか上って改正措置が行なわれました。この改正は、看護婦の確保が困難な中で、とりわけて不足いたします、病棟に勤務いたしまして夜勤を行ないます看護婦を優遇いたしまして、その確保と定着を図るために行なわれたものでございます。本市立病院におきましても同様の事情にございますので、国に準じまして夜勤手当の増額をお願いいたしたく、必要な条例改正をご提案申し上げたしだいでございます。

改正案の内容は、議案書2ページ並びに同ページの参考資料に記載いたしておる通りでございます。特殊勤務手当に関する条例第22条第2項の夜間看護手当の額の改正でございます。

夜間看護手当は、市立病院に勤務いたします助産婦、看護婦が、正規の勤務として夜間看護業務に従事いたしましたときに、夜勤一回につき350円、深夜時間、深夜時間と申しますのは、午後10時から翌朝午前5時までを深夜時間といたしております。この深夜時間が2時間に満たない場合は280円を特殊勤務手当として支給するようになっておりますが、この350円を1,000円に、280円を800円に引き上げ、本年4月1日から適用いただきたく存するものでございます。

市立病院の夜間の看護体制は、外来の看護婦につきましては、輪番で毎日1名が当直勤務をいたしております。病棟部門では、午後5時から午前1時までの準深夜勤務、それから午前1時から午前9時までの深夜勤務、この2交代制を行なっております、毎晩8名が夜間看護に当たっているわけでありませう。

手当額の引き上げに必要な額は、年間約190万円でございます。当面は既定予算の範囲内でまかなわせていただきまして、適当な時期に予算の追加補正をお願いいたしたいと思っております。

以上、簡単でございますが、提案の理由と内容の説明を終わります。何とぞよろしくご審議のうえ、原案通り可決ご決定下さいませうお願いいたします。

- 議長（松尾千代一君） 本件について質疑、ご意見ありませんか。
- 16番（横田憲治郎君） 提案理由の中に国立病院等の特殊勤務手当の夜間看護手当の増額に準じてとありますが、具体的に、それでは国立病院並みになったのか。いわゆる近隣各自治体の市立病院の看護婦の夜間看護手当は同一歩調的な措置なのか。

それと3点目は、現存の市立病院運営に資する看護婦の定員はいくらで、現実はどうだけの不足があるのか。看護婦確保の困難な問題があるわけですけど、今後、どのようにして完全な患者看護に当たる体制をとれるよう考えているのか、具体的におうかがいをしたいと思います。

- 議長（松尾千代一君） 答弁。
- 病院事務局次長（平野誠蔵君） お答え申し上げます。

まず、今回の改正の内容でございますが、国と全く同じでございます。夜間看護手当につきましては、大阪府下全市ともに国に準じまして、すなわち同様の措置をいたしております。今回の改正も全く同様でございます。

第2点の看護婦の定員と実員の関係でございますが、特に病院の職種別定数制度は採用いたしておりませう、病院関係職員定員180名のように、包括的に規定いたしております。

看護婦の定員の目安としては、やはり国のほうで示されました基準がございます。それと夜間勤務を行ないませう28体制という目安もございませう。これらを取り入れまして、現

状、病棟部門では32名の看護婦を配しておりますが、この32名は、主として28体制から割り出した数でございます。現状は退職が2名ございまして、最近、この2名を充足する予定でございますが、まず32名でもって維持すれば、一応の看護体制がほぼ全うされると考えております。

次に看護内容でございますが、これまで長く公立病院組合の運営の中で行なわれて参りましたので、新しい看護体制にやや欠けるところもございまして。最近、大阪市立大学から総婦長が就任いたしましたので、新しい看護体制制度を早急に取り入れるべく、現在、いろいろと検討しておりますので、内容の向上に一段と努力いたしたいと考えます。

大阪府内各公立病院のほとんど全部が国と同じ措置で、本市との間に格差はございません。

○ 16番(横田憲治郎君) いわゆる32名配置しておいて、28体制ではほぼ充足しているという答弁ですが、基準看護という一つの大きな基準の中で、これは医者と同じ患者の生命を預るとる立場として、看護婦が不足して看ごを来したとかいうことがあってはならない。やはり基準があるんでしょから、何名不足してとはっきり出てこなければ、無理をしてもらったら何とか充足してるんだというように理解しなければならん状態ではちょっと困ると思う。この点もうちょっと明確に、ほぼいけるというのはどういう意味なのか。

○ 病院事務局次長(平野誠蔵君) 大変申しわけないのですが、28体制にしても、4床に1人の看護婦の体制にしても、理想の線ではないわけでございます。言わば、一応、現状の財政状態を考え、最低とは言い難いものではございますが、まずまず適当な線であろうと考えております。したがって、よりよくするためには、財政を無視すれば、最低線をいくら越えても内容の向上のためにはいいわけですが、一応、妥当な線としては現状の32名、すなわち28体制を維持し、4床に1人の看護婦を配置できる線という意味で申し上げました。

○ 16番(横田憲治郎君) 確認と意見を申し上げて終わります。

32名というのは、現状、確保されてる人間ですね。これで4床1人の体制になっとるんですか。2名充足して32名と違いますか。現在、32名おりますか。

○ 病院事務局次長(平野誠蔵君) 現在はまだ退職願い出中で、近く2名が退職する予定でございます。

○ 16番(横田憲治郎君) こういう夜勤看護の勤務の確保という問題が大きなネックになって、看護婦不足の要因になっている。われわれ素人が申し上げるまでもなく、現場での責任者である次長がよく知ってのことであろうと思うんですが、今回の夜間手当の増額は、とりもなおさず、看護婦確保という趣旨に則ってやっとなるわけなんですから、現実を無視して考えられんと思うんです。国並みで、また近隣各都市との格差もない、同様であるということでしたが、

それならば、本病院で看護婦確保がこれによって増進されるとは言い難いと思うんです。聞くべくして耳に入るんですが、営利中心の民間病院のどんどん待遇のいいところへ引き抜かれていくのか、自己退職するのか知りませんが、減っていく。これの歯止めのためには総合的な対策が必要だと思いますが、そういう点で大変であろうとは理解いたしますが、鋭意ご努力願いたいことをお願い申し上げておきます。決して現実、夜間手当が増額されたからといって、確保が増進されたということではないという認識を理解しておいて終わります。

○ 議長（松尾千代一君） 他に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

おはかりいたします。本件を原案通り可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、議案第40号を原案通り可決いたします。

○ 議長（松尾千代一君） 日程第2「和泉市税条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

#### 議案第41号

#### 和泉市税条例の一部を改正する条例制定について

和泉市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和48年7月26日提出

和泉市長 藤木 秀 夫

#### 和泉市条例第 号

#### 和泉市税条例の一部を改正する条例（案）

和泉市税条例（昭和35年和泉市条例第16号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を附する。



## 目 次

- 第1章 総則（第1条-第9条）
- 第2章 市民税（第10条-第23条の9）
- 第3章 固定資産税（第24条-第30条の4）
- 第4章 軽自動車税（第31条-第38条）
- 第5章 たばこ消費税（第39条）
- 第6章 電気ガス税（第40条・第41条）
- 第7章 木材引取税（第42条-第51条）
- 第8章 特別土地保有税（第52条-第56条）
- 第9章 都市計画税（第57条-第60条）

## 附 則

第3条第1号中「木材引取税」を「木材引取税・特別土地保有税」に改める。

第30条第1項各号列記以外の部分中「該当するもの」を「該当する固定資産」に、「認める者に対し、」を「認めるものについては、その所有者に対して課する」に改め、同項第4号中「前各号に類するものであって」を「前各号に掲げるもののほか、」に改める。

第8章中第55条を第60条とし、第52条から第54条までを5条ずつ繰り下げ、同章を第9章とし、第7章の次に次の1章を加える。

### 第8章 特別土地保有税

（特別土地保有税の納税義務者等）

第52条 特別土地保有税は、土地又はその取得に対し、当該土地の所有者又は取得者に課する。

2 土地に対して課する特別土地保有税に関する規定は、土地の所有者が所有する土地で昭和44年1月1日前に取得したものについては、適用しない。

（特別土地保有税の課税標準）

第53条 特別土地保有税の課税標準は、土地の取得価額とする。

（特別土地保有税の税率）

第54条 特別土地保有税の税率は、土地に対して課する特別土地保有税にあっては100分の1.4、土地の取得に対して課する特別土地保有税にあっては100分の3とする。

（特別土地保有税の税額）

第55条 特別土地保有税の税額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 法第599条第1項第1号の特別土地保有税 同条第2項第1号の課税標準額に前条の税率を乗じて得た額から、当該額を限度として、同号の土地に対して課すべき当該年度分の固

定資産税の課税標準となるべき価格に100分の1.4を乗じて得た額の合計額を控除した額  
(2) 法第599条第1項第2号又は第3号の特別土地保有税 それぞれ、同条第2項第2号又は第3号の課税標準額に前条の税率を乗じて得た額から、当該額を限度として、同項第2号又は第3号の土地の取得に対して大阪府が課すべき不動産取得税の課税標準となるべき価格に100分の3を乗じて得た額の合計額を控除した額

(特別土地保有税の徴収の方法)

第56条 特別土地保有税は、申告納付の方法によって徴収する。

2 特別土地保有税の納税義務者は、法第599条第1項各号に掲げる特別土地保有税の区分に応じ、当該各号に定める日までに、同項の申告書を市長に提出し、及びその申告した税額を納付しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別土地保有税に関する規定の適用)

2 改正後の和泉市税条例(以下「新条例」という。)の規定中特別土地保有税に関する部分は、土地に対して課する特別土地保有税にあっては昭和49年度分から、土地の取得に対して課する特別土地保有税にあっては昭和48年7月1日以後の土地の取得について適用する。

3 法附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用がある非住宅用地に対して課する昭和49年度分の特別土地保有税については、新条例第55条第1号中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「法附則第18条の2第1項又は第2項の当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額」とする。

理 由

昭和48年法律第23号により地方税法が一部改正され、土地税制の一環として特に法人等の土地の投機的取得を抑制することを目的として特別土地保有税が新設されたことに伴い、本市においても賦課徴収等に関する規定を新設し、併せてその他規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第41号参考資料

和泉市税条例改正案・現行対照表

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条-第9条）</p> <p>第2章 市民税（第10条-第23条の9）</p> <p>第3章 固定資産税（第24条-第30条の4）</p> <p>第4章 軽自動車税（第31条-第38条）</p> <p>第5章 たばこ消費税（第39条）</p> <p>第6章 電気ガス税（第40条・第41条）</p> <p>第7章 木材引取税（第42条-第51条）</p> <p>第8章 特別土地保有税（第52条-第56条）</p> <p>第9章 都市計画税（第57条-第60条）</p> <p>附則</p> <p>（税目）</p> <p>第3条 市税として課するものは、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 普通税</p> <p>市民税</p> <p>固定資産税</p> <p>軽自動車税</p> <p>市たばこ消費税</p> <p>電気ガス税</p> <p>木材引取税</p>	<p>（税目）</p> <p>第3条 市税として課するものは、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 普通税</p> <p>市民税</p> <p>固定資産税</p> <p>軽自動車税</p> <p>市たばこ消費税</p> <p>電気ガス税</p> <p>木材引取税</p>

改 正 案	現 行
<p>特別土地保有税</p> <p>(2) 目的税</p> <p>都市計画税</p> <p>(固定資産税の減免)</p> <p>第30条 市長は、次の各号の一に該当する固定資産のうち特に必要があると認めるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を減免することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、特別の事情があると市長が認めるもの</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p>	<p>(2) 目的税</p> <p>都市計画税</p> <p>(固定資産税の減免)</p> <p>第30条 市長は、次の各号の一に該当するもののうち特に必要があると認める者に対し、固定資産税を減免することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 前各号に類するものであって特別の事情があると市長が認めるもの</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p>
<p>第8章 特別土地保有税</p> <p>第52条 略</p> <p>第53条 略</p> <p>第54条 略</p> <p>第55条 略</p> <p>第56条 略</p>	
<p>第9章 都市計画税</p> <p>第57条 略</p> <p>第58条 略</p> <p>第59条 略</p> <p>第60条 略</p>	<p>第8章 都市計画税</p> <p>第52条 略</p> <p>第53条 略</p> <p>第54条 略</p> <p>第55条 略</p>

- 議長（松屋千代一君） 提案理由の説明をお願いします。
- 総務部長（坂口礼之助君） それではお許しを得まして、ただいまご上程をいただきました議案第41号、和泉市税条例の一部を改正する条例制定についての提案理由並びに内容をご説明申し上げます。

昭和48年法律第28号によりまして地方税法が一部改正され、特別土地保有税が創設されました。この税が創設されましたのは、土地税制の一環として考案されたものでございますが、特に法人等の土地投機抑制を主眼としており、この税の創設によりまして、管理費用の増大などによって、今後の投機的目的による土地取得を抑制するとともに、すでに取得された土地の供給促進をねらいといたしております。

この特別土地保有税の創設に伴い、本市におきましても、この税の賦課徴収等に関する規定を新設いたしたく、また、合わせて旧規定の一部をも整備を行ないたく、この条例案をご提案申し上げます。

それでは条例案の順に従いまして、内容のご説明を申し上げます。別添え参考資料に改正前後の対照表を付けてございます。アンダーラインを引いたところが改正事項でございますので、ご参考にしていただく存じます。

まず、市税条例の条文もかなり多くなって参りましたので、索引を容易にするため目次を新設したものでございます。従前の章別区分では、第8章が都市計画税になっておりましたが、この第8章の都市計画税を第9章に繰り下げ、第8章に特別土地保有税を新たに加えようとするものでございます。

次に第3条第1号、普通税の項の木材引取税のあとに特別土地保有税を新たに加えようとするものでございます。

次に第30条、第1項本文のうち、「該当するものの」とございますのを「該当する固定資産の」、また「認める者に対し」とあるを、「認めるものについては、その所有者に対して課する」と改めようとするものでございます。

また同項第4号中、「前各号に類するものであって」を「前各号に掲げるもののほか」と改めるものでございます。

次に第8章、特別土地保有税の各条文についてご説明申し上げます。

まず第52条は、特別土地保有税は、当該土地の所有者または取得者に課税することとなっております。しかし、第2項に規定しておりますように、土地に対して課する特別土地保有税は、昭和44年1月1日以前に取得したのものについては適用しないことといたしてございます。言い換えますと、特別土地保有税は、一定の基準面積以上の土地を所有し、または取得したも

のに対して課せられることとなっております。

ここに申し上げます一定の基準面積とは、地方税法第599条に規定された免税点の面積でございます。都市の構造等によって区分されております。すなわちまず第一に、地方自治法第252条19、第1項の市の区域、すなわち都及び指定都市の区域については、2,000㎡以上、2番目には、都市計画法第5条に規定する都市計画区域を有する市町村の区域は、5,000㎡以上、3番目は、その他の市町村の区域は10,000㎡以上と定められてございまして、本市の場合は2に該当してございまして、5,000㎡以上の土地の所有者または取得者は課税の対象となるのでございます。

特別土地保有税は2つの種類に分かれており、一つは、土地に対して課するもの、もう一つは、土地の取得に対して課するものがございまして。課税対象となる面積は、同じく本市の場合は、いずれも5,000㎡以上の面積でございます。

課税対象となります時期は、土地に対して課するものは、昭和44年1月1日以後取得された土地で、それ以前から取得し、所有しておる土地については、課税の対象にはなっておりません。この時期からと決定されましたのは、昭和44年度から所得税法の一部が改正され、土地の譲渡所得税は分離課税となり、かつ保有区分によって譲渡所得税の計算方法が異なる措置がとられることになりましたが、土地事情等からこの時期が適当とされたものでございます。

また、土地の取得に対して課するものにつきましては、昭和48年7月1日以後に取得したもものから課税されることとなっております。

次に第53条では、課税標準について規定してございまして、土地に対して課するものも、土地の取得に対して課するものも、ともにその土地の取得価額といたしてございまして。

第54条は税率。第55条は、税額について規定してございまして、合わせてご説明申し上げます。

税率は、土地に対して課する場合は100分の1.4、土地の取得に対して課するものについては100分の3となっております。すなわち土地の保有に対して課する場合は、課税標準額が取得価額でございますが、取得価額に100分1.4を乗じて得た額から、当該土地に課せられた固定資産税を控除した額が特別土地保有税となります。

また、土地の取得に対して課する場合は、課税標準額は同じく取得価額ですが、それに100分の3を乗じて得た額から、当該土地の取得に対して課せられた不動産取得税（府税）を控除した額がそれぞれ特別土地保有税となります。

具体的に例をあげて言いますと、土地に課する特別土地保有税は、その土地の取得価額がかりに100万円とした場合、100万円×1.4で14,000円、この額から、この土地に課せ

られた固定資産税を差し引くわけですが、固定資産税の課税標準額が取得価額でなく、一定の方法で算出されました評価額に基づく課税標準額でございますから、取得価額に比較すると通常、非常に低い価額ですが、いま、かりにその課税標準額を10万円といたしますと、この土地に課せられました固定資産税が10万円×1.4、1,400円、これを先ほど計算した14,000円から引いた残り12,600円が土地特別保有税となるわけでございます。

これと同じ方法で土地取得に対して課する特別土地保有税につきましても、100万円×100分の3の30,000円、不動産取得税も同じく固定資産税の課税標準でございますので、10万円×100分の3の3,000円、30,000円から3,000円を差し引きました残り27,000円が土地の取得に対して課する特別土地保有税となるわけでございます。

なお土地について課せられる保有税につきましては、昭和49年度を初年度として毎年、課せられることとなりますが、土地の取得に対して課税される保有税につきましては、土地を取得した年度で一回だけ課税されることとなります。

第56条は、特別土地保有税の徴収の方法について規定いたしております。特別土地保有税は、この第1項に規定いたしてある通り、納税義務者の申告納付の方法によることとなっております。第2項でございますように、特別土地保有税の納税義務者は、地方税法第599条第1項各号に掲げる区分に応じ、それぞれの期日までに申告書を市長に提出し、その申告した税額を納付しなければならないと規定されてございます。

地方税法第599条第1項によりますと、1月1日において基準面積以上の土地を所有するものは、その年の5月31日までに、それから1月1日前1年以内に基準面積以上の土地を取得したものは、その年の2月末日までに、7月1日前1年以内に基準面積以上を取得したものは、その年の8月31日までに、それぞれ申告納付しなければならないと定められております。

なおこの条例は公布の日から施行することといたしてございまして、土地に対して課税する特別土地保有税については昭和49年度分から、土地の取得に対して課する特別土地保有税にあっては、昭和48年7月1日以後の土地の取得についてそれぞれ適用することといたしてございます。

なお、お手元に主要な部分のみ抽出いたしました資料を別途配布いたしておりますので、ご参考にしていただきたく存じます。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。よろしくご審議のうえ、原案通り可決ご決定をいただきますようお願いいたします。

- 議長（松尾千代一君） 説明が終わりました。本件について質疑、ご意見ございませんか。
- 3番（金沢 勝君） この土地保有税は、実際の売買価額と評価額の差を徴収しようという

制度やと思います。これは山林だけやなく、一般の宅地、農地に対しても言えます。あくまでも不動産取得税は100分の3、府税でございます。これは課税対象金額を基礎にした100分の3でございます。これと同じことが言えるというのは、やはり山林だけから取って、一般の他の物件から取らないのはアンバランスではないか。山林が特に大きいからこういう措置をとっていると思うんですが、その点について、理事者の見解をお聞かせいただきたい。

それと不動産取得税はあくまでも府税なんです。これは売買されたことが自主的に申告されればいいが、申告されない場合の罰則とか調査の方法、やはりこれもある程度圧縮される場合も多いわけです。そういう実際の運営面が提案理由の説明の中でなかったと思いますので、その点をお聞かせいただきたい。

○ 議長（松尾千代一君） 理事者答弁。

○ 総務部次長（西川喜久君） 土地保有税につきましては、山林だけでなく、農地も一緒にございます。

それから申告の業務でございますが、これは所有権を移転するたびに法務局のほうから移動表が市のほうに送付されて参っております。市のほうでは名寄帳を完備しておりますので、それによって昭和44年1月1日以降の分については私のほうでまとめ、もし申告のない場合は、私のほうから申告せよという申告通知を差し上げてまして、推進して参りたいと思います。

○ 3番（金沢 勝君） 宅地はどないなってる。

○ 総務部次長（西川喜久君） 売買価額の問題でございますが、これは国税に申告した価額を売買価額とみなしていくようになっております。

○ 3番（金沢 勝君） 農地と山林でしょう、対象は。宅地の場合はどないになりますか。

○ 総務部次長（西川喜久君） 土地という土地は全部でございます。

○ 3番（金沢 勝君） 建物以外の不動産。

○ 総務部次長（西川喜久君） そういうことです。

○ 議長（松尾千代一君） 他に。

○ 17番（山田清二君） 大体わかったように思うんですが、地目については、無関係で課税されるということですね。

それから取得の手段も同じことなのかどうか。

もう一つは、このことによって地価の吊り上げにならないかどうか。ならないとすれば、その理由を説明していただきたい。

○ 総務部長（坂口礼之助君） 私からお答えいたします。

まず取得の手段方法のすべてにかかるということでございますが、いわゆる相続につきまし



ては、土地特別保有税は免除してございます。したがって、売買あるいは贈与等による取得については、課税の対象になるということでございます。

それからこの税を創設することによって地価吊り上げにならないかどうかでございますが、提案理由のご説明にも申し上げましたように、いわゆる法人等の大企業の大規模な土地保有、いわゆる値上がりを待つというが、そういうことを防止し、抑制することをねらいとしてございます。あるいは十年間持って、土地特別保有税が課せられ、販売価格が高くなるということは、一つの悪い循環としてあるかも知れませんが、その点につきましては、われわれもまだ十分研究いたしてございませんけれども、その可能性はあるかも知れらんとします。

- 17番(山田清二君) 取得の手段のほうで、たとえば市が買った場合、税金払いますか。それから可能性があるかも知れないというが、歴然としてます。たとえば固定資産税の評価が3年に1回変わるが、それによって地代が何倍か上がっておる。ましてやいま、取得税やなく、保有税1.4%、現在の1年間の土地の値上がり率は何%か、少なくとも、金利の何倍かの値上がりをしている。それを止めようとして1.4%の税金を課けたとしても、それが止まるとは到底考えられない。むしろ、そのことによって、また3%なり、4%の値上がりが加算されることにしかならないと思う。

もう一つは取得の手段ですが、現在、いろいろ市とか国とかの事業のために、いやいやというか、むりやりに土地を提供させられて、しかも、その代替としてまた土地を取得しなければならない場合も、売買としてかかるのかどうか。また、借金のカタにというか、そういう場合があったとしても全部課するのかどうか。ただ、売買を目的としたものだけに課するというんじゃなく、一切の取り引きに対して課するのかどうか。そうなると、何か土地の所有権という問題が疑わしくなる。

先ほどの説明では、5,000㎡以上という一応の制限はありますけれども、たとえば農地にしても農地法でも5,000㎡以上のものを所有したはずだが、こういうものにも税金が課かる。農地とか山林なんてのは、売るために持っているという場合もあるかも知れませんが、これの所得なんてのは知れてる。そういうところにも課けていくのかという、その点、もう少し詳しく説明していただきたいし、吊り上げを防止するためにどういうことをやっいていこうとしているのか、この点も一ぺん教えていただきたい。

- 総務部長(坂口礼之助君) まず、お手元にお配りした参考資料がございまして、一番うしろに記載しておりますように、非課税の範囲はかなり広く、3つほど例を挙げてございます。
- ①国又は地方公共団体が取得し又は所有する土地②相続、法人の合併等の形式的な所有権の移転に係る土地③農林経営規模の拡大、中小企業の集団化、合理化工場の地方分散等、国の施策

等に適合する用途に供されている土地——非常にいろんな非課税の範囲がかなり広くありますが、いまご指摘のございました区分につきましては、その所有する土地の面積が法人あるいは個人を問わず、5,000㎡以上になった場合、いわゆる44年1月1日以後取得したことによって5,000㎡以上になった場合については、以上になった分につきましては、すべて課税の対象になるということでございます。

この税の創設の根本的な考え方と申しますのは、当初にもご説明申し上げましたように、あくまでも、法人等が一定の土地を不当に長く投機的な目的で保有していることをなくするようというところが一つ。それからすでにそうしたものを持っておる法人あるいは個人を含めてですが、それらに対して、投機的な考え方を放棄してもらって、一日も早く一般に供給してもらおうということが2つの大きなねらいだとわれわれは説明を受けているわけです。

この税を課することによって地価の吊り上げ云々ということにつきましては、配慮も当然あると思いますが、山田議員さんのご指摘の通り、現在、地価の上昇は、ここに課税いたします100分の1.4程度ではなく、はるかにもっと高い率で年々値上がりしておりますので、この税そのものが直接的に地価のうえにどのような影響を与えるかにつきましては、いろいろご議論のあるところと存じますが、ご指摘の面は、たしかに土地を騰貴させる一つの衝動というか、そういうものになることは間違いないだろうと思います。

しかし現在、われわれ課税を担当している立場から申し上げて、別途の地価抑制策を合わせて考慮しているかとおっしゃられますと、実は現在、そういうことはしておらないのが事実でございます。そのようにお答えするより方法はございません。

- 17番(山田清二君) それで売買に対することはその都度起こってくる問題ですから、算定はしにくいと思うのですが、保有税1.4%、これでいくと、現状で一体どれぐらいの税額になるのか、一ぺん教えて下さい。
- 総務部長(坂口礼之助君) まことに申しわけないのですが、44年1月1日以降に取得いたしましたもので、5,000㎡を越える分につきましては現在、一筆ごとに台帳で調査させておる段階でございますので、ちょっとまだ実情はつかんでございません。
- 28番(坂上国治君) 昭和44年1月1日以降に取得した分については、5,000㎡以上に税金を課するというが、かりに山林あるいは農地等いろいろあるのですけど、ここで5,000㎡以上のため池があった。それを処分するときは一体、どないなるんか。おそらく固定資産税等も払うてないと思う、池の場合はね。しかし、池を買収して埋め立てることによって山林にしようと思えばでき、宅地にしようと思えばできるし、これは今後の問題点だろうと思います。これからどんどん農地は、減ってくるし、おそらく山間部のため池は全部埋め立て、宅地に変

えていくようになると思う。その時点のことを見込んで私は質問したいんですけど、一体、5,000㎡以上の池の場合はどないなるんか、ひとつここでお教え願いたい。

それともう一点お聞きしたいのは、昭和43年12月に2,000㎡の土地を買うた。そして44年1月半ごろにまた3,000㎡を買うたという場合、これはその税金を課ける必要があるのか、ないのかということもひとつ合わせてお聞きしたいんです。よろしくお願ひいたします。

○ 総務部長（坂口礼之助君） お答えいたします。

ここに申します土地ということにつきましては、先ほど次長からもちょっとご説明申し上げましたように、田畑、宅地、山林、さらにこのへんにはございませんが、塩田、鉱泉地、池、沼、牧場、原野、その他の土地を言うわけでございますので、当然、池も入ると思います。

それから43年12月に2,000㎡買い、44年1月1日以降にさらに3,000㎡買ったという場合、この人がもともと何も持っておらなかったら、その範囲ではかからない。かりにそれまでに1,000㎡を持っておりますと、1月1日以降に3,000㎡買いますと、合計6,000㎡になります。したがって、そのオーバーしておる1,000㎡につきましては、いわゆる土地に対する取得税ではなく、土地に対するほうの100分の1.4の保有税はかかることになります。

○ 議長（松尾千代一君） 他に質疑、ご意見ございませんか。

○ 18番（直村静二君） ひとつ具体的にお聞きしたいのは、まず第1点として、5,000㎡という約1,500坪、これはAが買って、その次にBが同1,500坪買って、しかし所有の名義は変えてるという場合がある。現在きている昭和土地は関係があるのか、ないのか。つまり、土地を持っていても、あと1年か2年以内に住宅を建てる場合課税しないと聞いているのですが、はっきりしていただきたい。

第2点は実効性、実際に和泉市で1,500坪買っておる対象から保有税はどのぐらいの税収になるのか、ちょっと見込みはわかりませんが、件数として、すでに48年度から課税するんだから、48年1月から取得、49年度ですか、買ったものは連絡があればわかる。私が聞きたいのは、実際の効果があるのかどうか疑問に思う。

第3点は、現在、農地の宅地並み課税で早晚、全部手放さんと百姓は持っていかない。先日、阪南4市では、こういう税金を課けたら農家は持っていかないから、その税金に匹敵するものは何らかの形でお返しするというので、実質的に農家に手当を考えている。これは当市もそういう考えか。そうしないと、農地の宅地並み課税でどんどん税金はくる、保有税はくる、住宅建てたらしまいということ、保有税は全く実効がないと見受けられますが、明快にお答えいただきたい。

○ 総務部長（坂口礼之助君） ちょっといまの私の坂上議員さんに対する答弁で思い違いがございますので、ご訂正させていただきます。

43年12月に2,000㎡を買い、44年1月半ばに3,000㎡買った場合かかるかということですが、思い違いで、かかりません。44年1月1日以降の5,000㎡でないとかかりません。その点ご訂正申し上げます。

○ 28番（坂上国治君） わかりました。

○ 総務部次長（西川喜久君） 税の課税は49年度からでございます。簡単に申し上げて、保有税につきましては、44年1月1日から第1回目の課税時点、49年1月1日でございます。したがって49年1月1日現在課税時点において、5,000㎡以上を保有するものについて、保有税がかかるということでございます。5,000㎡に満たないものについては、保有税はかかりません。

取得税につきましては、48年7月1日以降でございますので、第1回目の課税は49年7月が第1回目の課税となります。だから、49年7月以前、1年以内において5,000㎡以上を買った、49年7月1日現在において3,000㎡しか持っていないとしても、1年の間に買った累計が5,000㎡以上ある場合は、取得税はかかるということでございます。

○ 18番（直村静二君） 昭和土地とか、土地を保有して1年、2年以内に建てればかかるんという規定があるのか。

○ 総務部次長（西川喜久君） ご説明申し上げましたように、それに該当しておればかかり、該当しない場合はかかりません。

○ 18番（直村静二君） 土地を買って5年持っておればかかるということはわかる。しかし、2年ぐらいで住宅建るとかいう場合にはかかるん、保有税ですから。何年の保有にかかるか、明快にできないのか。

○ 総務部次長（西川喜久君） これは2年以上、5年以上という関係ではなく、保有税は44年1月1日から49年1月1日の課税時点において、5,000㎡以上あれば保有税はかかり、それ以下であれば保有税はかかりません。おわかりですか。住宅が建ってる場合は課税しません。

○ 18番（直村静二君） 1,500坪買ってすぐに住宅を建てるという場合は。

○ 総務部次長（西川喜久君） かかりません。

○ 18番（直村静二君） 何年以上。

○ 総務部次長（西川喜久君） 何年以上保有というのは関係ございません。とりあえず、課税時点において5,000㎡以上あれば保有税はかかる。取得に関するものについては、課税時点

前1年の間に5,000㎡以上取得したものについてはかかります。

- 総務部次長（西川喜久君） その時点で課税し、あとから売るものにはかかりません。来年時点で5,000㎡取得がなければ、保有税はかかりません。

- 18番（直村静二君） あとで調べるとしても、私は実効性が薄いと見ています。

それと農地の宅地並み課税について、阪南4市ですか、回答しております。実際、農地の宅地並み課税を行なうと、来年以降、農地を手放す人が多くなり、一定の企業、法人が買い求めるとなると困るので、それに見合ったものを渡していくというが、和泉市としてもやるのかどうか。その点市長、明快にお答え願いたいと思います。

- 総務部長（坂口礼之助君） 私からお答えいたします。

直村議員さんのご質問のような方向で各市が動いていることは事実でございます。新聞等でもご承知の通り、高槻あたりでは、すでにある一定の基準を示して、土地の所有者に発表したことも聞いております。本市の場合も、この宅地並み課税につきましてもは課税せざるをえないのですが、その還元方法等につきましても、現在なおよく検討中でございます。今後、各市の動き、本市の特異性等をも勘案して結論を出していきたいと考えておるわけでございます。

- 18番（直村静二君） 簡単に言うときますと、Aだけではなく、B農地もかかってくる。また、いま問題になっている土地保有税もかかってくる。農家がやむなく土地を手放し、それが地価の値上がりの歯止めになる実効性が薄いとということで、基本をはっきりしとかんないかんのじゃないかということで申し上げた。法人の買い占めを防止する趣旨はいいが、A、B農地を全部農家が売り渡すことになった場合、このほうの税金はごつい。また、いろんな面で抜け穴が多く、欺瞞的なものになる。この点については、まだ今後調べますが、共産党議員団としては、これについては実効性に乏しい、農地の宅地並み課税については再考してないということで、反対の態度をとります。

- 議長（松尾千代一君） 他に質疑、ご意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

他に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

おはかりいたします。本件を原案通り可決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」、「異議あり」の声さくそう）

本件については異議がありますので、賛成の方の挙手を願います。

（挙手多数）

賛成多数でございますので、議案第41号を原案通り可決いたします。

○ 議長（松尾千代一君） 日程第 3 「和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第 4 2 号

和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和 4 8 年 7 月 2 6 日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

和泉市条例第 号

和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）

和泉市国民健康保険条例（昭和 3 5 年和泉市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 1 条の 2 第 2 号中「 8 0, 0 0 0 円」を「地方税法施行令（昭和 2 5 年政令第 2 4 5 号）第 5 6 条の 1 8 第 1 項に定める額」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和 4 8 年度分の保険料から適用する。

理 由

国民健康保険税の減額対象世帯の拡大に関し昭和 4 8 年政令第 1 1 2 号により行われた地方税法施行令の一部改正の趣旨にかんがみ、本市の国民健康保険料についても同様措置を講ずるため、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市国民健康保険条例改正案・現行対照表

改 正 案	現 行
<p>(保険料の減額)</p> <p>第21条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の賦課額(第21条の規定により減額した場合は、当該減額した額とする。)からそれぞれ当該各号に定める額を減額した額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に、地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第56条の18第1項に定める額に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合は、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者(当該世帯主を除く。)数を乗じて得た額を加算した金額をこえない世帯に係る保険料の納付義務者であって、前号に該当する者以外のものアに掲げる額に当該年度分の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア 前年度分の被保険者均等割の保険料率(その保険料率が当該年度分の被保険者均等割の保険料率をこえるときは、当該年度分の被保険者均等割の保険料率とする。)に10分の4を乗じて得た額</p> <p>イ 前年度分の世帯別平等割の保険料率(その保険料率が当該年度分の世帯別平等割の保険料率をこえるときは、当該年度分の世帯別平等割の保険料率とする。)に10分の4を乗じて得た額</p>	<p>(保険料の減額)</p> <p>第21条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の賦課額(第21条の規定により減額した場合は、当該減額した額とする。)からそれぞれ当該各号に定める額を減額した額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に、80,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合は、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者(当該世帯主を除く。)数を乗じて得た額を加算した金額をこえない世帯に係る保険料の納付義務者であって、前号に該当する者以外のものアに掲げる額に当該年度分の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア 前年度分の被保険者均等割の保険料率(その保険料率が当該年度分の被保険者均等割の保険料率をこえるときは、当該年度分の被保険者均等割の保険料率とする。)に10分の4を乗じて得た額</p> <p>イ 前年度分の世帯別平等割の保険料率(その保険料率が当該年度分の世帯別平等割の保険料率をこえるときは、当該年度分の世帯別平等割の保険料率とする。)に10分の4を乗じて得た額</p>

○ 議長（松尾千代一君） 提案理由の説明を願います。

○ 市民部長（小林一三君） 提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本市の場合、国民健康保険は「料」でございしますが、今回、国民健康保険税の減額対象世帯の拡大に關しまして、昭和48年政令第112号によりまして、地方税法施行令の一部改正が行なわれました。その趣旨に鑑みまして、本市の国民健康保険料につきましても、同様の措置を講ずるために所要の改正をお願いしようとするものでございます。

内容につきましては、条例第21条の2第2号中に減額措置の金額が明示されておりますが、先ほど申し上げましたように、国民健康保険税につきましては、地方税法施行令第56条の18第1項にその額が明記されておるわけでございます。したがって、地方税法並びに地方税法施行令が毎年のごとく改正されるたびに、この金額が修正されてございます。したがって今回、第21条の2第2号中「80,000円」とあるのを、「地方税法施行令（昭和25年政令第45号）第56条の18第1項に定める額」というふうに改めさせていただこうとするものでございます。

ちなみに、本地方税法施行令第56条の18第1項と申しますのは、いわゆる地方税法の第703条の5に規定する「政令で定める金額は国民健康保険の被保険者1人について…」と規定されておるわけでございまして、地方税法703条の5というのは、国民健康保険税の減額でございまして、これにつきましては、政令で定める規定に従って、必ずその被保険者の均等割及び世帯別平等割額を減額するものとするということで税法で規定されておるものでございます。したがって、本市の保険料においても、同様の措置を講じたく思っておるわけでございます。

なお本議案の提案が遅れましたのは、前回の定例会に提出議案として予定しておったわけでございますが、提出議案の事務手続き上の締め切り後通達がありましたので、本議会にご提案申し上げるしだいでございますので、何とぞよろしくご審議を賜りまして、可決決定いただきますようお願い申し上げます。

○ 18番（直村静二君） これを出された趣旨は2通りあるんじゃないか。減免、減額規定をつくるための提案なのか。さらには一部改正として、80,000円の金額を改めて付け加えるのか、ちょっと説明があいまいなんです。もう少し明快にお答え願いたい。

○ 市民部長（小林一三君） 先ほど提案理由で申し上げましたように、地方税法第703条の5にある国民健康保険税の減額ということでございまして、政令で定める基準によって、当該市町村の条例で定めるところによって、当該納税義務者に対して課する被保険者の均等割、世帯別の平等割額を減額するものとするということで、減額でございまして、減免ではないわけ



でございます。

- 18番(直村静二君) 80,000円というのは。
- 市民部長(小林一三君) それは基礎控除との関係がございまして、年々、地方税法施行令が改正されておりますので…。
- 18番(直村静二君) 80,000円が最低ですか。
- 市民部長(小林一三君) これは免税点というわけじゃなく、減額でございます。ここに参考資料として7ページにございますが、第1号は「略」となっていますが、これは10分の6を減額する。それから今回の改正は、第2号の中に、現在「80,000円」とあるのを「地方税法施行令第56条の18第1項に定める額」ということで本年は10万円、これは条文中にはございません。地方税法第312条第2項に基礎控除の額がありますが、この額も年々、引き上げられており、そういった相互関係がございまして、地方税法並びに地方税法施行令の額に合わせた、毎年、条例改正をお願いするということではなくね。
- 18番(直村静二君) この10万円というのは、10万円の収入の場合は零ということですか。10万円を越える場合はかかる。
- 市民部長(小林一三君) 第1号の10分の6は、いわゆる税の中には配偶者控除、それからもちろん本人の基礎控除、社会保険等の諸控除があり、その残った額が課税標準額になります。基礎控除が48年度はたしか16万円だったと思いますが、今回の改正は、10万円以下の額については10分の4を減額しなさい、それ以下は10分の6を減額しなさいということでございます。
- 18番(直村静二君) この前の議会で文句を言うたのは、たとえば生活保護世帯、老人1人年間18万円ぐらいの支給金があるが、生活保護がない場合は収入になるのでかかる。減免できんということではぐあい悪い。今回の改正では最低は何ぼになるか。
- 市民部長(小林一三君) 1人ものの老人の場合、今年からは基礎控除以外に老人控除がございまして、基礎控除のこの減額規定を上回る額は、1人場合は出てこないと思います。
- 18番(直村静二君) 支給金が減額の規定を上回る場合は。
- 市民部長(小林一三君) 老人の収入金額によります。だから、一般の生活保護基準でいった場合は上回らないということでございます。
- 議長(松尾千代一君) 他に質疑、ご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

他に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

おはかりいたします。本件を原案通り可決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないものと認め、議案第42号を原案通り可決いたします。

- 議長(松尾千代一君) 日程第4「財産取得について」を議題といたします。  
議案を朗読させます。  
(市会事務局長朗読)

#### 議案第43号

#### 財産取得について

次の物品を購入するについて、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

昭和48年7月26日提出

和泉市長 藤木秀夫

1. 名 称 はしご付消防ポンプ自動車(40m級)
2. 契約の方法 随意契約
3. 購入予定価格 39,970,000円
4. 契約の相手方 大阪市生野区小路東5丁目5番20号  
森田ポンプ株式会社大阪営業所  
大阪営業所長 竹鼻季章

#### 議案第43号参考資料

#### 〔Ⅰ〕 はしご付消防ポンプ自動車概要

1. シャーシー型式 三菱ふそうK201改
2. 機 関 V型配列8気筒水冷式ディーゼルエンジン
3. 乗車定員 5名
4. はしご性能 地上高4.09m(仰角75°のとき)

リフター付

先端負荷重量200kg(仰角68°のとき)

5.放水性能 A2級(毎分2,500ℓ)

〔Ⅱ〕 随意契約をする理由

40m級はしご付消防ポンプ自動車を製作しているのは、国内では本契約の相手方のみであるからである。

- 議長(松尾千代一君) 理事者の説明を願います。
- 消防長(和田増義君) お許しを得まして、消防長より議案第43号、財産取得についての提案理由と内容をご説明を申し上げます。

本年度消防費用の一つとしてご議決いただきました消防ポンプ自動車の購入につきまして、契約を進めておったのでございますが、この消防ポンプ自動車は、国内ではこの森田ポンプ株式会社だけでございますので、随意契約をいたしたく存ずるものでございます。

購入金額は3,997万円でございます。

なお参考資料をご覧下さいまして、よろしく審議されまして、原案通りご可決賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

- 議長(松尾千代一君) 本件について質疑、ご意見ありませんか。
- 28番(坂上国治君) はしご車の件でございしますが、現在、10階建という建物が建った時点ではやむをえないと思うんです。しかし、行政のほうでは、私はこの高層ビルをできるだけ建てないようにしなさい、建てささんように規制しなさいと言ってきた。おそらく、4階か5階建しかない建物だったら、火災が発生しても、消火に当たる場合は、4,000万円もかけなくても私は自動車は買えると思う。

ところが、これからどんどん高層ビルを建てることによって、おそらくこのはしご車1台ではいかんような状態になってくると思う。ただいたずらに、施工者がこうするんだということではなく、ある程度規制してもらっていかんと、おそらくこの状態が続いて、どこもかも全部高層ビルが建ったとしたら、高い消防車を5台も10台も買わないかんことになってくるんじゃないか。そこらへんを十分検討して、市のほうではっきりと規制していただくよう、ひとつ要望しておきます。今後、こういう高い自動車を何台も買わなければならん事態が起こってこんなように、何とかお考え願いたいと思うんです。

以上です。

- 議長（松尾千代一君） 他に。
- 20番（寺田 茂君） ちょっと質問したいんですが、乗車定員5名というのはどういう意味ですか、詳しく言うて下さい。
- 消防長（和田増義君） 本件につきましては、下でエンジンを操作する者1名、放水等2名、上へあがる者2名、なお若干名の人命救助とか、そういう段階では、他の者の応援を受けなければいかなのですが、運営ではそうです。
- 20番（寺田 茂君） 財産取得のところに書いてあるんです。新しい乗員を採用するのか、いまの人を使うのか、どっちかということです。
- 消防長（和田増義君） 最近、高層住宅ができておりまして、また街路が非常に狭い。したがって、最近ではポンプの使い分けを十分やっていたらいいかなと思いますので、新しい要員を差し当たりお願いしてございます。
- 20番（寺田 茂君） それでは乗車要員という形じゃないでしょう。すぐに役立つ者で乗車するという形ではなく、いま、経験のある人を使う、いまでしたら、何か10mぐらいのはしご車はあるが、そこで作業している人をもう少し訓練してやるのか。これだったら危険度が大きいと思う。乗車要員というのは、その点どんなものですか。
- 消防長（和田増義君） お答え申し上げます。  
ご指摘の通りでございます。これに従事する技術要員をかなり多く投入して、万全を期したいと思っております。
- 20番（寺田 茂君） これから訓練するんですね。新しく入れた人を訓練するのですか。
- 消防長（和田増義君） 性能の面でご説明申し上げておるわけでございますので、入れるという意味ではございません。
- 20番（寺田 茂君） だからね、そう答えたらいい。この消防車に対してということでしょう。改めて5人入れるということではないんでしょう。
- 消防長（和田増義君） そうでございます。
- 議長（松尾千代一君） 他に質疑、ご意見ございませんか。
- 1番（田中幸一君） 時代に対応して新しい機材を購入されることは結構でございますが、聞くところによると、この車は約19屯あるそうです。それでこれを運転する消防署員ですが、特殊免許があるのか、あるいは大型一種でいけるのか。一番大事なことは、阪南で初めてだそうですが、これを操作する人の問題について相当研究もし、手落ちもないと思うが、消防署のほうでは署員の訓練は1週間や10日ではとてもできん。2カ月も3カ月もかかって特別に署

員に教育を受けてもらって、この機材が入った場合、十分に使ってもらいたいと思います。

まだ調査してみると、契約しても、完成したポンプ車が入るのが約6カ月向こうになると聞いておりますので、その間には十分訓練もできると思いますが、それが第1点。

続いて、これはもう特殊技術になってくるそうですから、その署員には特別技術加俸とか、あるいはまた危険手当とか、こういう方法も消防署のほうでは計画しておるのか、その点をひとつ明らかにしていただきたいと思います。

- 消防長（和田増義君） 技術の給与の関係につきましては、ご指摘の通り、大阪、堺での例を参考にしてやりたいと思っております。

また訓練につきましては、要員を指名してやりたいと思っております。

- 1番（田中幸治君） 教育を受けるのも、やはり消防学校とかへ別に派遣するとかの場合は、予算面においても十分配慮し、署員にしっかりと訓練を受けてもらいたいと思います。

- 議長（松尾千代一君） 他に質疑、ご意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

他に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

おはかりいたします。本件を原案通り可決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、議案第48号を原案通り可決いたします。

○

- 議長（松尾千代一君） 日程第5「工事請負契約締結について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第44号

#### 工事請負契約締結について

和泉中央線（仮称）槇尾川橋梁新設工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

昭和48年7月26日提出

和泉市長 藤木 秀夫

1. 契約の目的 和泉中央線（仮称）榎尾川橋梁新設工事
2. 契約者 和泉市長 藤 木 秀 夫
3. 入札の方法 指名競争入札
4. 契約金額 3,850,000円
5. 契約の相手方 大阪市北区芝田町97番地  
富士ビー・エス・コンクリート株式会社大阪支店  
取締役支店長 水 田 権 作
6. 工 期 自 昭 和 年 月 日（議決の日）  
至 昭 和 4 8 年 1 2 月 2 5 日
7. 契約保証金 1,930,000円
8. 保 証 人 大阪市北区絹笠町50番地  
ビー・エス・コンクリート株式会社大阪支店  
取締役支店長 原 田 連  
  
大阪市北区芝田町63番地の1  
オリエンタルコンクリート株式会社大阪支店  
取締役支店長 渡 辺 昭

議案第44号参考資料

和泉中央線（仮称）榎尾川橋梁新設工事概要

1. 工事場所 和泉市桑原町251番地  
和泉市桑原町202番地の1地先  
2級河川榎尾川
2. 構造種別 2径間P・C桁一等橋
3. 構 造 橋長46.69m  
幅員20.80m  
車道13.0m  
歩道3.5m×2

○ 議長（松尾千代一君） 提案理由の説明を願います。

- 建設部長（中塚 白君） お許しを得まして、提案理由を申し上げます。

本件につきましては、和泉中央線の橋梁新設工事でございます、契約金額3,850万円をもちまして、富士ビー・エス・コンクリート株式会社と契約せんとするものでございます。

なお内容につきましては、参考資料の通りでございます、橋長46.69m、幅員20.80mでございます。

以上、簡単でございますけれども、提案理由のご説明に代えさせていただきます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

- 議長（松尾千代一君） 説明が終わりました。本件について質疑、ご意見ありませんか。
- 27番（成田秀益君） この中央線の向こう側の片は付いたのですか。
- 建設部長（中塚 白君） 現在、交渉中でございます、まだ片は付いてございません。本件につきましては、前々から申し上げておりますように、本年度中に中央線を完了したいという目的の一環でやっておりますので、そのようにご解釈願いたいと思います。
- 27番（成田秀益君） 今年中に買収の話は付けるということですか。間違いございませんね。

- 建設部長（中塚 白君） はい。

- 27番（成田秀益君） それではこれで終わります。

- 議長（松尾千代一君） 他に質疑、ご意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

他に質疑、ご意見ないものと認めます。

おはかりいたします。本件を原案通り可決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、議案第44号を原案通り可決決定いたします。

- 議長（松尾千代一君） 日程第6から第8までは、ともに「工事請負契約変更について」でありますので、これを一括議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第45号

工事請負契約変更について

昭和47年12月19日議決を経た市立(仮称)第二国府小学校新築工事請負契約締結の件の一部を次のように改める。

昭和48年7月26日提出

和泉市長 藤木秀夫

「契約金額193,500,000円」とあるのを「契約金額196,500,000円」に改める。

議案第46号

工事請負契約変更について

昭和47年11月9日議決を経た市立横山小学校校舎体育館増改築工事請負契約締結の件の一部を次のように改める。

昭和48年7月26日提出

和泉市長 藤木秀夫

「契約金額100,000,000円」とあるのを「契約金額101,800,000円」に改める。

議案第47号

工事請負契約変更について

昭和47年12月19日議決を経た市立(仮称)幸診療所新築工事請負契約締結の件の一部を次のように改める。

昭和48年7月26日提出

和泉市長 藤木秀夫



「契約金額51,000,000円」とあるのを「契約金額51,820,000円」に改める。

- 議長（松尾千代一君） 提案理由の説明をお願いします。
- 建設部長（中塚・白君） それでは一括上程されました議案第45、46、47号について、概要をご説明申し上げます。

本件につきましては、先に議会でもご上程を願い、ご説明申し上げましたように、物価急騰による変更でございます。内容は変わりございません。契約金額の変更のみでございます。45号の国府小学校につきましては300万円、46号、横山小学校体育館につきましては180万円、それから47号、幸診療所につきましては82万円のそれぞれ変更でございます。

以上、簡単ですが、内容の説明を終わらせていただきます。

- 議長（松尾千代一君） 説明が終わりました。本件について質疑、ご意見ありませんか。
- 3番（金沢 勝君） これは現在の消防署で問題になったわけですが、これは私、反対、賛成とかよりも、意見だけ申し上げておきたいと思います。

昨年末に暴騰する前に契約された一流メーカーの契約については赤字であっても、出血で契約を履行されるのが本来の姿だ。個人的なものは別として、大和ハウスのようなメーカーは、いかに上がろうとも、契約は契約として、元の契約金額で施行されるのが実態でございます。

そういうことを考えますと、やはり、こういう一流メーカー的なものは、内容はわかりませんが、実際に個人と契約された分については、こういう差額を出しておらないということだけは参考にしていただきたいと思います。

以上です。

- 議長（松尾千代一君） 他に質疑、ご意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

他に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

おはかりいたします。本件を原案通り可決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、議案第45号、第46号、第47号を原案通り可決決定いたします。

それでは1時まで休憩させていただきますと存じます。

---

（午前11時58分休憩）

(午後1時5分再開)

- 議長(松尾千代一君) それでは午前に引き続き会議を開きます。
- 3番(金沢 勝君) 議案に入るまでに、服装について上着を着用しておる者もあり、これの統一を図っていただきたい。
- 議長(松尾千代一君) 服装は統一していただきたいと思います。
- 23番(貝淵博治君) 上着は自由意思に任せばいいと思います。
- 議長(松尾千代一君) その点はよくわかりますが、結局、こういう場所ですから、まずネクタイぐらいは締めていただきたい、かように思います。
- 16番(山田清二君) 会議規則に服装のことが書いてあるはずですから、一ぺん読んで下さい。なければ結構です、なければ自由なはず。もし、ネクタイを締めようというのなら、統一して支給すべきです。
- 3番(金沢 勝君) 直属上部機関の府会あたりでも、議決やないが、統一されてるはず。市長、議長は脱ぎとんでも脱げない。だから、話し合いで決めて、市長、議長はじめ全部が脱いでいただければ統一されると申し上げてる。ある者は着ており、ある者はシャツ裸ということでは対外的にもまずいんじゃないかと申し上げてる。議長のさい配で皆脱がすという指示を願いたい。
- 議長(松尾千代一君) 私の場合、ここで脱がしていただくとなりますと、ちょっと困るわけ。私はむしろ着てたほうがいいということになりますので、臨機応変にひとつお願いしたいと思います。

- 
- 議長(松尾千代一君) それでは日程第9「和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第49号

和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正  
する条例制定について

和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和48年7月26日提出

和泉市長 藤木 秀夫

和泉市条例 号

和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例(案)

和泉市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年和泉市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「1,500円」を「2,300円」に、「2,100円」を「3,000円」に改め、同条第3項中「73円」を「80円」に、「20円」を「26円」に、「46円」を「53円」に改める。

第9条第5項中「当該各号に定める金額」の次に「(加重後の身体障害が第18条の2に規定する公務上の災害に係るものである場合には、当該金額と当該金額に加重前の身体障害の程度に応じ同条に規定する率を乗じて得た金額との合計額)」を加える。

第20条第3項中「2月、5月、8月及び11月」を「1月、4月、7月及び10月」に改める。

別表第1中備考以外の部分を次のように改める。

階 級	勤 務 年 数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	3,020円	3,150円	3,280円
分団長及び副分団長	2,760	2,890	3,020
班長及び団員	2,500	2,630	2,760

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の和泉市消防団員等公務災害補償条例(以下「新条例」という。)第5条第2項及び第3項並びに別表第1の規定は、昭和48年4月1日から適用し、改正前の和泉市消防団員等公務災害補償条例(以下「旧条例」という。)の規定に基づく休業補償、障害補償年金及び遺

族補償年金のうち同年3月31日までの間に係る分並びに旧条例の規定に基づく障害補償一時金、遺族補償一時金及び葬祭補償のうちその支給すべき事由が同日までに生じたものの補償基礎額については、なお従前の例による。

3 新条例第20条第3項の規定は、昭和48年7月1日から適用する。

理 由

最近における社会経済情勢にかんがみ非常勤消防団員等に対する損害補償の充実を図るため、その補償基礎額を引き上げるほか所要の規定の整備を行うために昭和48年政令第105号により非常勤消防団員等に係る損害賠償の基準を定める政令の一部が改正されたため、本市においてもこれに伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第49号参考資料

和泉市消防団員等公務災害補償条例改正案・現行対照表

改 正 案	現 行
<p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは廃疾となった場合にあっては、2,300円とする。ただし、その額がその者の通常得ている収入の日額に比して著しく公正を欠くときは、3,000円をこえない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号の1に該当する者で非常勤消防団員又は消防作業従事者等（以下「非</p>	<p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは廃疾となった場合にあっては、1,500円とする。ただし、その額がその者の通常得ている収入の日額に比して著しく公正を欠くときは、2,100円をこえない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号の1に該当する者で非常勤消防団員又は消防作業従事者等（以下「非</p>

改 正 案	現 行
<p>常勤消防団員等」という。)の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日において他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に第1号に該当する者については80円を、第2号から第5号までの1に該当する者については1人につき13円(18歳未満の子のうち2人までについては、それぞれ26円(非常勤消防団員等に第1号に該当する者が不在の場合においては、そのうち1人については、53円)とする。)をそれぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</p>	<p>常勤消防団員等」という。)の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日において他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に第1号に該当する者については78円を、第2号から第5号までの1に該当する者については1人につき13円(18歳未満の子のうち2人までについては、それぞれ20円(非常勤消防団員等に第1号に該当する者が不在の場合においては、そのうち1人については、46円)とする。)をそれぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</p>
<p>(1)~(5) 略</p>	<p>(1)~(5) 略</p>
<p>第9条 略</p>	<p>第9条 略</p>
<p>2~4 略</p>	<p>2~4 略</p>
<p>5 すでに身体障害のある非常勤消防団員等が公務又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し又は応急措置の業務に従事したことによる負傷、疾病又は痲疾によって同一部位についての障害の程度を加重した場合にはその者の加重後の身体障害の等級に応ずる障害補償の金額から次の各号に掲げる場合の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める金額(加重後の身体障害が第18条の2に規定する公務上の災害に係るものである場合には、当該金額と当該金額に加重前の身体障害の程度に応じ同条に規定する率を乗じて得た金額との合計額)を差し引いた金額をもって障害補償の金額とする。</p>	<p>5 すでに身体障害のある非常勤消防団員等が公務又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し又は応急措置の業務に従事したことによる負傷、疾病又は痲疾によって同一部位についての障害の程度を加重した場合にはその者の加重後の身体障害の等級に応ずる障害補償の金額から次の各号に掲げる場合の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める金額を差し引いた金額をもって障害補償の金額とする。</p>
<p>(1)~(3) 略</p>	<p>(1)~(3) 略</p>
<p>6 略</p>	<p>6 略</p>
<p>第20条 略</p>	<p>第20条 略</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>3 年金たる損害補償は毎年1月、4月、7月及び10月の4期にそれぞれその前月分までを支給する。ただし、支給を受ける権利が消滅した場合におけるその期の年金たる損害補償は支給期月でない月であっても支給する。</p>	<p>3 年金たる損害補償は毎年2月、5月、8月及び11月の4期にそれぞれその前月分までを支給する。ただし、支給を受ける権利が消滅した場合におけるその期の年金たる損害補償は支給期月でない月であっても支給する。</p>

改 正 案		現 行			
別表第1 補償基礎額表		別表第1 補償基礎額表			
階 級	勤 務 年 数		階 級	勤 統 年 数	
	10年未満	10年以上 20年未満		10年未満	10年以上 20年未満
団長及び副団長	3,020円	3,150円	団 長	2,480円	2,560円
分団長及び副分団長	2,760	2,890	副 団 長	2,320	2,400
班長及び団員	2,500	2,630	分団長及び副分団長	2,160	2,240
			班長及び団員	2,000	2,080

備考 略

備考 略

- 議長（松尾千代一君） 提案理由の説明をお願いします。
- 消防長（和田増義君） お許しを得まして、提案理由並びに内容についてご説明を申し上げます。

消防団員の公務災害補償につきましては、昨年10月市議会でもって一部、日額の引き上げ等をしていただき現在、実施しておりますが、その後、経済情勢の変動等もあり、本年の政令第105号により、所要の規定の基準が改正されましたので、当市におきましても、これの引き上げ等の整備を行なっただいでございます。

内容につきましては、まず第1点は、消防団員以外の者の現場における活動中の災害に対しましての補償の日額でございますが、1,500円から2,300円に、ただし、その人の収入、その他によって非常に低いという場合は、3,000円まで引き上げるという改正でございます。

第2点は、家族に対する日額加算の補償額の引き上げでございます。配偶者につきましては73円を80円に、子供2人までは20円を26円に、奥さんのないときには、子供1人につき46円とありましたのを53円にそれぞれ引き上げるというものでございます。

次は消防団員の補償の日額でございますが、別表の改正をいたしまして、最低が2,250円を2,500円に、最高が2,850円を3,280円に引き上げるという措置を講じたまいでございます。

次に第20条3号の年金たる損害補償の支給月は2月、5月、8月、11月とありましたのを、1カ月早めまして、1月、4月、7月、10月になります。

改正の骨子は以上でございます。

なお本条例は公布の日から施行したいのでありますが、この条例以前の問題につきましては、4月1日から適用するということになってまいございます。

以上の通りでございますので、よろしくご審議下さいまして、原案通りご可決賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（松尾千代一君） 本件について質疑、ご意見ございませんか。
- 18番（直村静二君） 簡単ですけど、この改正案と現行の対照の中に「消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者」というところで、具体的に協力者というのは、たとえば市の職員なんかやったら別だが、一般の人の協力者というときの判定の基準というものがあるんじゃないか。そのへんで明快な基準があればお答え願いたい。
- 消防長（和田増義君） お答えいたします。  
一般人の現場における消防作業、救急作業に対して協力を願った補償の改正でございます。
- 18番（直村静二君） いまの答弁では、一般というと不特定多数の市民ですね、それが協

力するということになる。しかし、消防作業従事者、救急業務協力者と明確に規定しておりますので、そのときに勝手に協力した、また依頼したという点で違いがある。皆協力者となった場合困ることがあるんじゃないか。その点基準があればよいが、なければ早急につくってもらいたい。

- 消防長（和田増義君） 基準があるのか、ないのかの問題でございますが、基準はございません。ただ、現場において協力いただきましたことで災害があった場合は補償する。ただし、現場では、私なり消防団なりが、できるだけ一般の方にご迷惑をかけないようにしておりますが、特に基準というものはございません。
- 18番（直村静二君） 老婆心ながら言っておきますが、焼けた家の親戚、家族は協力者じゃない、当然、焼けた方の応援に行きます。この場合は消防長なり、消防団長の依頼が明確になかったらあとでぐあい悪い。協力してくれ、協力したるわいということで事故が起こる場合もあります。
- 消防長（和田増義君） たしかに、現場ではむずかしい面がございます。そのときの状況をいろいろ判断して決定していきたいと思います。現場で協力していただきました方については、この線でやっていきたいと思います。
- 18番（直村静二君） 実はそこの宮さんの前で火事が起こったときに私ども、出て行きますが、たとえば長靴はいてちゃんとして行った場合、協力者と言えるかどうか。しかし、のけ、のけと言われたりする場合、誰の指示を受けるのかという問題があるので、基準がなければ早急につくりなさいと言ってる。協力して事故が起こっても金が出るから行け、行けとなるかもしれない。協力者はいると思うが、混雑、事故とかを不必要に起こすかもしれない。
- 消防長（和田増義君） その点研究して参りたいと思います。
- 議長（松尾千代一君） 他に質疑、ご意見ございませんか。
- 3番（金沢勝君） 協力者とはどういうことかということは、自分の家から出火して、自分の家を消すのが協力者か、あるいは類焼されるであろうから、これを消すために自分やら親戚やらが消しても、責任の分野を度外視しても協力者かと、直村議員の質問はこの点やと思います。

それで条例が議決されるであろう時点で、あとで検討、研究してということでは議決できない。議決した議員が笑われる。だから、検討ということは、この席上では聞きたくない。ただ、協力者とはどういうことか。消防具に身を固めて行けば協力者か、あるいは自分の過失で出火したものについて消火しても協力者かどうか、その点を心得てお答えしていただかんと、議決したわ、検討しますわということでは、私は聞きたくない。



- 消防長(和田増義君) ただいまのご質問の自分のところから火が出たという場合、これは協力の義務者でございますので、これはございません。それから隣りも、大体、協力義務者と法律的に示されております。
- 3番(金沢 勝君) 自分のところからの出火でもいろいろあると思う。不可抗力もあり、過失もある。漏電なんかでは、関西電力の場合もある。ただ、火が出たところが全部義務者ではないと思う。協力者のときもある。類焼を防いでも協力者だと思う。だから、自分のところの責任やなく、不可抗力の出火は義務者と認めないという、その見解はどうお考えですか。
- 消防長(和田増義君) いま申し上げましたように、自分とこの過失、他人の過失ということではなく、自分とこの出火は義務者でございます。
- 3番(金沢 勝君) その場合、兄弟、親戚といえども協力者は協力者ですな。親戚、兄弟がかけつけることは実際ありうと思う。そのときに大きなけがをしたという場合はどうお考えか。
- 消防長(和田増義君) 先ほど申し上げましたように、出火した場所及びその延焼のおそれがあるということでは、その範囲内においては義務者でございます。他のほうからかけつけた親戚、兄弟は協力者でございます。
- 3番(金沢 勝君) 親子であらうともね。
- 消防長(和田増義君) はい。
- 議長(松尾千代一君) 他に。
- 7番(田中包治君) この別表に団長及び副団長等、いろいろ金額の差がありますね。これはどういう基準で、何でこの差があるのか。これは災害のときの補償でしょう。どういう基準でやったのか。
- 消防長(和田増義君) この件につきましては、一般的に見ましても、一応、年令的な問題もあり、また第58条に団活動の規定もありますが、そういうことを考え合わせて決定したわけでございます。これに伴って当市の条例も定めたわけでございます。
- 7番(田中包治君) それではおかしいと思う。公務災害補償というのは、極端に言えば、いわゆる生活補給金ですね。そうすると、結局、団長が必ずしも所得が多いとは限らない。また団長とか副団長というのは、市の職員でも何でもなく、委託によってされてる。そうすると、班員なり団長がけがした場合、年間500万円の所得の人が団員にあり、団長が300万円であるという場合、生活補償となると少しおかしいのではないか。それと勤続年数の問題がからんでくると思う。古いからよけい補償するんだ、しないんだということではなく、けがした場合は、やはり生活補償をするという原点に立つならば、これは少し矛盾する感じはないか。こ

の点について、再度質問したいと思います。

- 消防長（和田増義君） たしかに矛盾はあると思いますが、基準点をとって、他市の例をも見て、一応、この線を定めてございます。それに基づいて決めておるのでございます。
- 7番（田中包治君） そこはおかしい。よそはどうかというが、ただ私が言いたいのは、年間所得、いわゆる月に何ぼもろうてるから何ぼ補償するというのが災害補償の原点だと思う。ところが、その原点をはずれたもので、ただ班員だから、団員だから、団長だからといって、所得の分布状態がその個人々々によって違う。これを本職としてるのではないわけで、ただ、年間いくらかの報酬が出ておるが、それを基準としてこれを算定するところに誤りがあるのではないかと言っておる。
- 消防長（和田増義君） 先ほどお答えしたようなことでございまして、若干の疑義がありますが、一応、こういう線でやっておりますが、ご指摘のように年間何ぼもろうておるとかの点についても検討して参りたいと思います。
- 7番（田中包治君） 今後検討するとかいっても、じかに訂正するとかなら別ですが、非常におかしいと思う。災害補償というのは、所得補償です。家族をどう補償してやるか、あるいは本人さんが働けなくなったらどうして補償してやるかです。

ところが、団長とか副団長とかの日当等がありますが、これは消防団長としての一つの格の中において決定されている。ところが災害補償になってくると、基本的にももの考え方が変わらなくてはならないと思う。生活補償の原点に立たないとおかしい。そしたら、もし、日給2,500円よりも低い人々はどうなるんだとなってくる。それでは非常に市民に協力してもらえない。こういうところに問題があるのではないかと言っておる。

- 議長（松尾千代一君） 他に質疑、ご意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

他に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

おはかりいたします。本件を原案通り可決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、議案第49号を原案通り可決いたします。

- 
- 議長（松尾千代一君） 日程第10「損害賠償の額の決定について」を議題といたします。議案を朗読させます。

（市会事務局長期読）

議案第50号

損害賠償の額の決定について

市は、交通事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。

昭和48年7月26日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

1 損害賠償の額 212,310円

2 損害賠償の相手方

和泉市唐国町592番地の1

上代 真由美 (保護者 正 雄)

議案第50号参考資料

〔Ⅰ〕 損害賠償の原因である交通事故の概要

- 1 日時 昭和47年8月18日午前10時35分
- 2 場所 和泉市唐国町601番地の3先 府道父鬼和気線
- 3 事故発生状況

府道父鬼和気線を和泉府中方面に向かって市有車(小型ダンプカー)が西進して現場に差しかかったところ、対向車線側に普通トラックが、同車より4m前方の進行車線側に軽四輪車がそれぞれ駐車しており、かつ、前方に対向車の東進してくるのを認めたので、当該対向車を先に通過させるべく、一旦停車した。しかし対向車も停車したため、市有者は自車に道を譲ったものと判断し発車したところ、対向車線側に駐車していた普通トラックの後方より2人の児童が飛び出し、市有車の急ブレーキも及ばず、うち児童1人が市有車の右側前輪に当たり、右足首打撲、ねんざしたものである。

〔Ⅱ〕 損害賠償額の内訳

総額	212,310円
慰謝料	100,000円
治療費他	112,310円

自動車損害賠償責任保険および全国市有物件災害共済会の対人損害賠償共済によるてん補

212,310円

- 建設部長（中塚 白君） それでは本件の提案理由並びにその内容のご説明を申し上げます。

本件は、交通事故による損害賠償の額を決定しようとするもので、損害賠償の額は212,310円で、相手方は、和泉市唐国町592番地の1、上代真由美さんでございます。

内容は、去る47年8月18日午前10時35分ごろ、唐国町の府道父鬼和気線の路上において、土木課の小型ダンプカーが和泉府中方面に西進して現場に差しかかったところ、対向車線側に普通トラックが、同車より4m前方の進行車線側に軽四輪車がそれぞれ駐車しており、かつ前方に対向車の東進してくるのを認めたので、当該対向車を先に通過させるべく、一たん停車した。しかし対向車も停車したため、市有車は自車に道を譲ったものと判断し発車したところ、対向車線側に駐車していた普通トラックの後方より2人の児童が飛び出し、市有車の急ブレーキも及ばず、うち児童1人が市有車の右側前輪に当たり、右足首打撲、ねんざしたものであります。

損害賠償の内訳は、慰謝料100,000円、治療費等112,310円、総額212,310円は、全額保険により充当するものでございます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

- 議長（松尾千代一君） 本件について質疑、ご意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

おはかりいたします。本件を原案通り可決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、議案第50号を原案通り可決決定いたします。

- 議長（松尾千代一君） 日程第11「損害賠償の額の決定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第51号

損害賠償の額の決定について

市は、交通事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。

昭和48年7月26日提出

和泉市長 藤木秀夫

- 1 損害賠償の額 740,746円
- 2 損害賠償の相手方 和泉市池田下町123番地の1

森内自動車

代表者 森内清治

和泉市和気町511番地の2

山本 悟

和泉市池田下町2948番地の2

桜井光重

和泉市父鬼町322番地

松葉千秋

和泉市父鬼町322番地

松葉久義

議案第51号参考資料

〔Ⅰ〕 損害賠償の原因である交通事故の概要

- 1 日時 昭和47年8月7日午前9時35分
- 2 場所 和泉市阪本町92番地 府道泉大津粉河線
- 3 事故発生状況

府道泉大津粉河線を池田下町方面に向かって市有車（軽四輪車）が東進して現場に差しかけたところ、突如市有車に足長蜂が飛び入り、これを除去せんと懸命中前進車に気付き、急ブレーキをかけるも及ばず停車または除行中の前進車を含めた三台の車両に玉突状に追突し、これらの車両に損害を与え、うち1人の運転手をむち打ち症状に至らしめたものである。

〔Ⅱ〕 損害賠償の内訳

- 1 森内自動車 200,000円（車両損害）
- 2 山本 悟 31,295円（慰謝料、治療費）

- 3 桜井光重 240,126円(車両損害、慰謝料、治療費)
- 4 松葉久義 235,680円(車両損害、慰謝料、治療費、通院交通費)
- 5 松葉千秋 3,645円(慰謝料、治療費)

総額 740,746円

自動車損害賠償責任保険及び全国市有物件災害共済会の対人、対物損害賠償共済によるてん補 398,316円  
 差引市費負担額 342,430円

- 議長(松尾千代一君) 提案理由の説明を求めます。
- 産業衛生部長(宇沢清君) お許しを得まして、提案理由のご説明を申し上げます。  
 議案第51号、損害賠償の額の決定について、その原因である交通事故の内容のご説明を申し上げます。

去る47年8月7日午前9時35分ごろ、事故現場は阪本町92番地、府道泉大津粉河線を池田下町方面に向かって市有車の軽四輪車が東進中、突如、市有車に足長蜂が飛び入り、これを除去せんと懸命中前進車に気付き、急ブレーキをかけるも及ばず、停車または徐行中の前進車を含めた3台の車両に玉突状に追突し、これらの車両に損害を与え、うち1人の運転手をむち打ち症状に至らしめたものであります。

なお損害賠償の額の内訳については、参考資料の通りでございます。

今回の事故によって被害者の方々に大変ご迷惑をおかけ申し上げ、まことに申しわけなく思っております。今後、運転者に対し再度、このような事故を起こさないよう十分注意をいたしたいと考えております。何とぞよろしくご審議のうえ、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上、簡単ですが、事故の内容説明を終わります。

- 議長(松尾千代一君) 本件について質疑、ご意見ございませんか。
- 17番(山田清二君) 事故の起こる原因等については、いろいろあると思います。ただ、ここで交通事故の損害賠償が2件出てますが、前回のはある程度不可抗力とも言えるでしょうし、また被害者側の不注意ということも相当考えられると思う。したがって、保険料と賠償額が同額だという結果が出てきた。

ところがこの追突事故は、まず、被害者の側には責任がないとしないといけない。それで車がたしか4台、こわれてると思う。これらの人が一応、納得したということにはなっておりますが、事実上は、納得させられたという状態で話が進んでおるように聞いておるんです。た

たとえば車の修繕費等についても、非常に調子が悪くなったことについては全然補償がない。ただ、つぶれた形が元へ戻ったということです。そういうふうに聞いておる。一応はこれで仕方がないんだということで納得はしたけれども、こんなことでは本当は納得はできないと言ってる被害者もあるように聞いてるんですが、この点について。

もう一つは、「一応はこれでやっておいていただきたい。またほかの形で何とか考えます」と言われて話は終わったけれども、その後、何の音沙汰もないんだと言ってる人もあると聞いておる。こういう面について、もう少し実情を詳しく説明をしていただきたいと同時に、補償交渉の経過というか、結果について、被害者のほうが本当に納得しておるのかどうかについて聞かせてほしい。

- 3番(金沢 勝君) 関連。現在の自賠責、全国市有物件災害共済会、これは自賠責に準じた保険だと思うんですが、この場合過失があろうが、なかろうが、全額給付されるのが建て前だと思うが、この議案を拝見いたしますと、市有物件共済会から半分余りしか出てなくて、半分は市費負担になっております。特に対物、対人を含めた保険であるならば、こういうことはおかしいと思う。ひとつ具体的にご説明をいただきたい。

これは対物、対人の保険額が出ておりますが、市の車がどれだけ破損したか、これも含めて一緒にお答えをいただきたい。

- 議長(松尾千代一君) 理事者答弁。

- 商工課長(岩井益一君) まず、金沢議員さんのほうからお答えいたします。

今回の損傷額は、740,746円でございます。このうち対人賠償につきましては、296,816円、治療費、慰謝料等を含めたものでございまして、これにつきましては、自賠法のほか、その残金につきましては市有物件共済基金から出されております。

それから対物賠償の件につきましては、443,930円でございまして、この分については、市有物件の保険金の加入額が100,000円でございます。当時、軽自動車でございまして、加入額が100,000円であったわけです。したがって、その差額343,930円が今回、市の負担額として計上させていただいたわけでございます。

それから山田議員さんのご質問でございますけれども、被害者の側については全く責任はないということでございますが、その通りでございます。しかし、納得させられたということではなく、われわれは一応、人身事故については、後遺症があった場合、十分配慮いたしますからということで、示談誰が言ったんか知りませんが、これは示談が成立してからあとでどうせよと言ったって仕方がないけれども、もし、そういうことを言ったとするならば、その道義的責任は、また何らかの形で追及してもええではないかと考えておりますが、これがもし逆

で、被害者と加害者が入れ替っておったら、これぐらいの解決ですむかどうか書にも明記して  
ございます。ただし、対物関係につきましては、実は、この議員さんが申される方につきまし  
ては、47年式のマツダファミリアのフロントとリアの破損個所の修理、塗装費として、総額  
見積りは130,000円前後になってございます。それで一応、損害補償会社との規約に基づ  
く損傷補償額としてございまして、ただ、前とうしろに損傷を受ければ当然、修理復帰しても、  
事実上はハンドルとかは完全復帰にはならないというご不満の声も聞いておったのでございま  
すが、その点につきましては、過失は誰にも起こるものだからということで、あえてご納得い  
ただいたということでございます。

それからあと、他の形で何らかの補償をするということについては、約束はした覚えはござ  
いませぬ。

市の車の損害につきましては、約90,000円だったと思いますが、それは市有物件共済基  
金から全額補てんされております。

以上の通りでございます。

- 17番(山田清二君) 僕は別に名前も言うてないが、それだけでわかるということは、大  
体、それに近いんだということですね。47年式の車といえば、ほとんど新車なんです。それ  
に十何万円かかったと言われますが、前とうしろから傷を付けられたが、修繕してもらったそ  
うですが、車についてはあまり詳しく知りませんが、たとい新車であっても、交通事故があっ  
た場合は傷だけではすまない。バンパがへっこんだから交換したらえんだというだけではす  
まないというのが事故のときの配慮です。金のある人は、新しい車で人身事故を起こせば、そ  
んな車はいやだといって売ってしまう、別の車を買うという人さえある。車についての事故に  
対する考え方は、ただ傷が直っただけで終わったという考え方をもし、持ったとするならば、  
これは被害者として持つならば結構ですが、加害者として持つべきではない。いま言われてい  
るように、向こうはこう言うが、これで納得してもらったんだ、納得させられたんだというこ  
とになる。

しかも、その車の後遺症はいまだに続いている。しかも、今度はその人の体のけがについ  
ても、治療費は一応、市が全額負担したが、休業補償等の面についても、ほとんど一方的に決め  
られたんではなかろうか。だからこそ、最終的に納得させるために、また別の方法を考えます  
ということを一言添えなければ示談が成立しなかったんじゃないかと判断するわけです。こ  
れは直接交渉した人が言ったのか、課長が言ったのか、あるいはその点もひとつ。

- 商工課長(岩井益一君) たしかにご指摘の通りでございまして私どもといたしましては、  
公共団体の事業でございますので、あくまでも市の補償の前例とか、基金とかの基準に則って



査定したわけでございます。したがって、市役所でございますので、非常にご不満はあろうかと思いますが、ひとつこの点をご容赦願いたいということで納得していただいたわけでございます。いわゆる法的基準以上のものは損害賠償しておらないことは事実でございます。その点について、事実上のご不満は十分ご察し申し上げますが、私のほうとしてはあくまでも市の職員ですから、市が賠償をやるのは一定の基準に沿っていかなければならないと強く申し上げまして、ご納得いただいたわけでございます。

- 17番(山田清二君) この事件に関して特にじゃないが、今後の問題もあると思う。たとえば休業補償するのに市民税の申告とかを基準に日取が決定するとか、そういう形をとっていると思う。たとえば休業補償をいくらしたか聞いてませんが、いま役所の職員でこのときに休業補償しただけの収入でおる人が何人おるか考えて下さい。役所ですから、何でも法律やというが、車にぶっつけてよらしいという法律はないんです。しかも、これは1台止まっているのにぶつかったんじゃなく、3台こわしてる。交差点で止まっているのに3台ぶっつけた。おまけにむち打ち症になっている。特に交通規則を守ったがために受けただけがなんです。前へ止まらんと信号を無視して行けば事故は起こらなかった。これは正規の運転じゃないんです。

どう考えたって前の事件は、向こうが止まったから、こっちへ譲ってくれたんだと思っていった。その発進の直後に横から飛び出してきたんで間に合わなかったというので、一応の納得はいく。しかし、蜂が入ってきたから前にぶっつけたというんでは、あまり理由になりません。こちらに100%責任があるにもかかわらず、法的にはこうなんだといって解決してしまったんでは、これはいわゆる人間性の尊重とか、個人の尊厳とかの時代においては通らないんじゃないかと僕は思う。少なくとも、たとい役所であろうとも、人間味はあるべきです。また、自分の犯した過失に対する責任は十分に感じていかなければならない。何でもかんでも法通りにやっているとすれば、それやったら市役所じゃない。もし裁判に出されたらもっとよかったかもしれない。法律というのは、解釈を広げることも縮めることもできる。法に従ってというようなことじゃなく、いまの問題をもう一回取り上げて云々じゃなく、今後の交通事故、特に市側に重大な過失があるような事故のときには十分な補償をすべきだ。

先ほど、消防団の災害補償が可決されたわけです。こういう場合にはどんどん上げていく、解釈を広げて行ってる。これは市自体としても、消防署自体としては、この火災に対しては消火の責任はあるけれども、その責任の範囲というか、責任を全部持たなければならぬというものではないと思う。けれども、この交通事故については、責任の度合いはいろいろあるにしても、追突なんてのは全部責任を持つべきだ。そういうものを法的に云々というてやるならば、事故をどう解決するという条例なり規則をつくるべきです。そのときどきによって解釈はどう

でもできる。交通法規というか、賠償法規とかに頼ってやろうとするのは間違いだと思う。そういう面についても十分検討すべきだと思うし、また考えていかなければならない。

この金額については、一応は納得し、示談も成立したことでですので、この議題そのものについてどうこうやないけれども、今後の問題として、あるいはこの事件を含めて、もっと補償の実態というものを検討し、また十分に相手が納得できる解決方法をやってもらいたいことを要望しておきます。

- 議長（松尾千代一君） 他に質疑、ご意見ございませんか。
- 28番（坂上国治君） 損害賠償の額の決定についてであります。これはいろいろと各議員さんからご意見が出ておるわけでございますけれども、ここで一言申し上げたいのは、もう追っつけ事故発生から一年間、これはいま、山田議員が言われたように、車の後遺症が残っているということですけど、おそらくこれぐらいぼつと解決したったら、車もどンドン乗っていくにつれて、消耗品だから痛んでくる。なぜもっと早期解決ができなかったのかを指摘したいんです。この金額からみて、一年間もかかるような大きな事故ではなかったように思うんです。それをなぜ一年間もかけて今日まで延ばしてきたのか。これらについては、それなりにいろいろ事情があるとは思いますが、私はこの点について納得ができないのと、そして、各セクションの部長、課長、そして車に乗って行くときには十分注意してると思いますが、もっと注意してもらわんと、ただ、保険あるいはそういういろんな面からの損害だけすればいいんだというふうな解釈ではいかんと思う。もっと嚴重に取り締ってもらわんと、足長蜂が入ったからといって事故を起こしたたら困ると思う。実際に蜂が入ったのか、蜂が入ったという名目を付けなければならぬために付けたのか、もっと各セクションで車に乗って行くときには注意せないかんし、一年間放置して現在、これを解決しようという時間的なずれ、何がためにこれだけの時間がかかったかということの答弁を願いたいと思います。
- 商工課長（岩井益一君） お答えいたします。

第1点目の事故発生後1年になんなんとするわけですが、この提案が遅れた理由について申し上げます。

本件につきましては、当事者が5名ございます。その中で最終的に治療との関係で本年2月、全部示談が成立したわけでございます。

したがって、示談成立後、私どももいたしましては歳計外現金、すなわち予算外現金をもって一時借用して支払いずみとなっておりますが、自賠償のほか、全国市有物件災害共済基金との折衝過程で、できるだけ市に有利な賠償額がいただけるようにということで手間取ったわけでございます。そうしておりました中で、全国市有物件災害共済基金の最終金額が確定し

たのが本年度になってからでございます。

それできっそう前回の定例会に提案させていただくべく予定しておりましたが、相にく前回は補正予算の措置が見送られたという経緯があったのでございます。

遅れたのは、この2点でございます。

なお職員の自動車による出張の際には、十分事故の起きないよう平素から注意いたしておりますので、よろしくお願いいたします。

- 議長（松尾千代一君） 他に質疑、ご意見ございませんか。
- 23番（貝淵博治君） ちょっとお尋ねしますが、うちの加害者の自動車は90,000円、これは修繕して使うてんの。
- 商工課長（岩井益一君） はい、修繕して使っております。
- 23番（貝淵博治君） 今日、すり傷一つしたかて、ものすごく金がかかるのに、わずか90,000円しかいってない。それに示談で後遺症が残ってるということですが、私は十分な補償をしているという見解をとります。当たった第一当事者、第一原因車が90,000円ですんでるのを、軽四でどのぐらいスピードで走ったか書いてないが、当たった車が90,000円で、別に後遺症の問題が出ているが、後遺症が残るはずがない。後遺症というのはどこまでを言うか、むしろ、私はこの740,000円という金については十分なことをしてあるであろうと思います。

ただ、先ほどの山田発言にもあった通り、「オカマ」は全面的に悪い。しかし、うちの車がスクラップに落とさなければいけないというなれば別ですが、現状、90,000円で修理して使うてるわけですから、この示談は十分にしていると思うんです。

- 商工課長（岩井益一君） ホンダのN360の軽自動車でございます。市有車の損害額は96,150円です。
- 23番（貝淵博治君） いま、あんたが言われたように、まだあとに残ってたら自賠責は下がらないと思う。全部書類を添えなうえて下げるんやと思う。まだ疑義が持たれるような示談解決をしたんかどうか。市の公用車で事故をやりながら、あとに問題が残るといような示談解決の方法はいけな。オカマ「やったら何ほ要求されても仕方がない。だから、公用車という立場上、絶対にそういう問題が残ってないということを発言されるのか、あるいは、えらい目に合うた、当たてがいぶちでやられたんだと、被害者がまだもたつてゐるのか、はっきりとたしかめたい。
- 商工課長（岩井益一君） 自動車の後遺症の点につきましては、実は昨年、この方の場合は、1カ月ほど経過してからの示談成立でございます。そしてわれわれといたしましては、前とう

しらの損傷部分については、修理会社の見積りによって修理代は払ってございます。

それによるハンドルとかバンパ等の後遺症の問題については実質上判断がむずかしい、ひとつこれで解決してほしいということで、円満に示談書を取り交ささせていただいたわけでございます。たしかに、その示談の時点におきましては、ご不満のあったことは事実でございます。そういう形でご納得いただいたというわけでございます。

○ 議長（松尾千代一君） 他に。

○ 25番（藤原要馬君） 私はこの金額とか、そういうものじゃなく、こういう自動車事故を起こす原因についてちょっとお尋ねしたい。

自動車は道路交通法によりまして、3台以上の車を持つ場合は運行管理者、5台以上になりますと整備管理者がいるわけです。それを市では誰がやってるのか、その点ひとつお聞きしたい。これが根本原因だと思う。やはり、自動車を運行させるについては、毎日点検しなければならぬ。これは義務付けられてるわけです。運行管理者によって、事故等の防止をすると、はっきり道交法で決められております。誰が運行管理者であり、誰が整備管理者であるのか、ひとつお聞かせ願いたい。

それと現在、車が何台あるのかも合わせてお答え下さい。

○ 人事課長（門林六男君） 運行管理者につきましては、現在、衛生課の係長である浜田さんをお願いしております。

○ 25番（藤原要馬君） その人が全車両の管理をしているわけですか。

○ 人事課長（門林六男君） 一応、現段階では、市としては1名置いております。

○ 25番（藤原要馬君） おかしいですよ、それは。和泉市で全車両は何台あるんですか。

○ 会計課長（片桐武雄君） 107台です。

○ 25番（藤原要馬君） 107台もあるのに、衛生課の浜田さんをお願いしてますということですが、それで管理できるんですか。運行管理者、整備管理者というものは、やはり毎日の自動車の運行等については毎朝、点検しなければいけないと思う。その整備管理者もいないのに、100台以上の車を動かしてるんですから、いつ何時、どんな事故が起こるか分からない。

これが軽四だったからまだええ。もし、多くの子供とかの集団に突っ込んだ場合どうなるんですか、重大な責任になりますよ。人身事故になったらどうしますか。やはり、ここにはどうしても運行管理者、整備管理者を置かなければいけないと思う。

これは市長に聞きたいんですが、こういう事故を起こさないためにはどういう方法をするのか。先ほども課長から法律々々と言われておりますけれども、一つも法律を守ってないじゃないですか。法律を守って事故を起こしたんなら無理もないが、守ってない。だから市長、今後、

どういふ方法で車の運行をさせるんか、どういふ管理方法をするんだということをひとつお教えを願いたい。

- 市長（藤木秀夫君） 100台以上の公用車を集団管理において、もっともっと厳重に管理していきたい、かように思っております。あまりにもこのごろ、事故が多過ぎるので、その都度やかましく言うてゐるわけですが、ひとつご了解賜りまして、今後の管理にもう少し重点を置きたい、かように思います。
- 25番（藤原要馬君） 私はそういうことは聞いてない。100台以上の車があるんだから、道交法に基づいて管理運行等についての人間を置くのかどうかということです。どうしても置かなければならないわけです。あんた方、法の裏をくぐってるんですよ。だから総務部長、これは人事と関係しますので要望にとどめますけれども、ぜひとも次の議会までには置いてもらって、誰が運行管理者、誰が整備管理者という方法で説明してもらえるようにお願いします。要望にとどめます。
- 3番（金沢 勝君） 先ほどの関連質問の中からもう一点お尋ねしたいが、保険金の差額が340,000円何ぼという、軽四で対物保険が100,000円、保険を掛けながらこういう差額が出た。これは市民の血税なんです。先ほどのあなたの回答では、保険が100,000円で頭打ちやからこんだけの差額が出ましたと、シャーシャーとした回答しかなかったが、私はけしからんと思う。100,000円のを200,000円、300,000円にのぼしたかて保険金は知れてる。個人なら、そういう対策も考慮いたします。あんたの回答は、100,000円しか入ってないから、それ以上は市から出す、はい、さようならという。今後は、こういう事故があっても、差額は市から出さなくてもいいような本来の目的の保険でなければならないのに、そういう責任がない。職員の落ち度は課長の落ち度、課長の落ち度は部長、ひいては市長の責任だと思ふ。そういう責任がありながら、30何万円の差額を出しながら回答には熱意がない。今後、こういうことがないようにということで市民にお詫びする発言すらない。もってのほかです。

私は今後として申し上げたいのは、こういうことのない対策を練りたい。それを合せて107台とかの回答があったが、私が聞いてるのに、乗ってない車にまで保険を掛けてると聞く。そういう乗ってない車にまで保険を掛けなくても、こういう対物、対人に力を入れるべく、ひとつ今後は手配をしてもらいたいと思う。

私はこれが問題だと思ふ。私は運転手の過失責任を追及しようとは思いませんが、蜂が入ってくれば停止して払うたらええ、そうでしょう。めくら運転のようなことをしながら、前方見たら間に合わなんだ、まさしく道路交通法違反であり、重大な過失なんです。運転免許証を持

っておる者としてのあるべき姿でない運転なんです。だから、先ほどからああいう意見が出ておる。さっき議決したやつは動いているもの同士やから、飛び込んできた子供さんにも責任があると思う、7分3分が、4分6分は別としてね。しかし、こういう場合は100%悪い。だから、そういう責任の分野というものをはっきりすると、30何万円という血税をかき上げしなければならない保険であったということは行政に責任がある。300,000、500,000円も入っただけは差額はいらん。そういう熱意のない現われだ。責任感のない回答の中で私は先ほどから立腹しておった。だから、こういう中で、もう一度今後の対策と、それから先ほど107台年々という答弁が出ておりましたが、動かない車にまで保険を掛けているのも事実、明日からといわず、今日から調べてやって下さい。乗らない車にまで保険を掛けるバカはない。公けの市民の金やからという気持があるからだ。4、5年も前にも10台からあった。いまもなおある。個人では、乗っていない車に保険を掛けるバカはいませんよ。それを現在、和泉市が行なってるのが実態なんです。何台あるか、一ぺん回答して下さい。

○ 商工課長（岩井益一君） 今回の事故につきましては、深くお詫びいたします。

なお今後の反省点につきましては、この保険につきましては、市有物件災害共済基金で軽自動車は500,000円まできくように配慮されているように聞いております。

以上でございます。

○ 会計課長（片桐武雄君） 動いてない車にまで保険を掛けてるかどうかの質問でしたが、一応調べまして後日、報告させていただきます。

○ 3番（金沢 勝君） これは必ずあるんです。あんたが各課からきたら、「さよか」と言っただけで保険を掛けるだけが仕事やない。やはり、そういうときには、動かないなればすぐ申し出なさいという条件も付けて保険加入をすべきだと思う。何でも掛けたらええんやということではいけない。当初、保険を掛けたら、動かなくなったら月別で返してくれるはずなんです。途中で動かなくなる車が必ずある。そういうときには、すぐ申し出なさいということで今後やっていただきたい。

○ 議長（松尾千代一君） 他に質疑、ご意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

おはかりいたします。本件を原案通り可決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、議案第51号を原案通り可決いたします。

○

○ 議長（松尾千代一君） 日程第12「和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第48号

和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部  
を改正する条例制定について

和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和48年7月26日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

和泉市条例第 号

和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正  
する条例（案）

和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和48年和泉市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表ふん尿の項手数料の欄中「60円」を「80円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表の規定は、昭和48年7月1日以後の処理に係る手数料から適用する。

理 由

近時の諸物価及び人件費の高騰によるふん尿処理諸経費の増加は、市費のみによってはこれを

てん補し難く、従って市民負担額であるふん尿処理手数料を最少限度引き上げる必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第48号参考資料

和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正案・現行対照表

改 正 案				
別表				
一般廃棄物の種類	手数料の種類	取扱区分	単 位	手 数 料
ふん尿	普通	普通便そう	1人1箇月につき	80円
		水使用を必要とするもの	1そう1箇月につき	普通手数料に200円を加算した額
	特殊	一般家庭で便そうが2以上あるもの	1箇月1そう増につき	普通手数料に100円を加算した額
		雨水、地下水等の浸入するもの(不良便そう)	10リットルにつき	25円
	臨時	便そう改造、廃止その他の理由で占有者の申出により臨時に処理するもの	10リットルにつき	25円
			1回につき	従量手数料に500円を加算した額
従量	事業所等人員によって算定し難いもの	10リットルにつき	25円	
ごみ	従量	一般家庭以外の事業所等から排出されるものの継続処理	45リットル(標準)1リットルにつき	40円(週2回以上1回増すごとに20円増)
	臨時	多量の廃棄物を臨時的に収集、運搬及び処分するもの	2トン車1台につき	3,000円
1台に満たない量の場合			査定した額	
胞衣		収集、運搬及び処分をするもの	1個につき	1,000円
		処理場へ自ら持参するもの	1個につき	500円
死犬等		収集、運搬及び処分をするもの	1個につき	500円
		処理場へ自ら持参するもの	1個につき	200円

備考 一般家庭とは、事業所以外のものを用いる。



現 行

別表

一般廃棄物の種類	手数料の種類	取扱区分	単 位	手 数 料
ふん尿	普通	普通便そう	1人1箇月につき	60円
	特殊	水使用を必要とするもの	1そう1箇月につき	普通手数料に200円を加算した額
		一般家庭で便そうが2以上あるもの	1箇月1そう増につき	普通手数料に100円を加算した額
		雨水、地下水等の浸入するもの（不良便そう）	10リットルにつき	25円
	臨時	便そう改造、廃止その他の理由で占有者の申出により臨時に処理するもの	10リットルにつき	25円
			1回につき	従量手数料に500円を加算した額
従量	事業所等人員によって算定し難いもの	10リットルにつき	25円	
ごみ	従量	一般家庭以外の事業所等から排出されるものの総処理	45リットル（ポリ容器標準）1ばいにつき	40円（週2回以上1回増すごとに20円増）
	臨時	多量の廃棄物を臨時的に収集、運搬及び分するもの	2トン車1台につき	3,000円
			1台に満たない量の場合	査定した額
袍衣		収集、運搬及び処分をするもの	1個につき	1,000円
		処理場へ自ら持参するもの	1個につき	500円
死犬等		収集、運搬及び処分をするもの	1個につき	500円
		処理場へ自ら持参するもの	1個につき	200円

備考 一般家庭とは、事業所以外のをいう。

○ 議長（松尾千代一君） 理事者の説明を求めます。

○ 産業衛生部長（宇沢 清君） お許しを得まして説明させていただきます。

提案に係る廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する理由と内容についてご説明いたします。

現状、清掃についての市民の関心が高くなっていることは、否定できない事実であります。清掃の円滑化、すなわち定期処理につきましては、業者に対し指導監督はもとより、許される範囲での業者育成にも努めているしだいでありますが、今回の提案に係るし尿くみ取り料金に

つきましては、業者側については作業員給料の改善、燃料費の高騰、その他、諸物価の上昇によって経営の苦しい実情が、公共事業の下請ということで、他企業より深刻であることがうかがえます。経費内容を調査いたしますと、収入の約60%が人件費であり、設備費、燃料費の順で、すべては直接経費として支出する内容のものであります。

いままで業者から手数料引き上げ、または助成金の増額等の要求もありましたが、物価政策の中で市民感情なり、財政面を考える半面、府下各市の状況並びに本市地域立地条件等を考慮し、少額助成措置にとめることに努めました。

しかし業者側では、現状情勢のもとでは、これ以上経営が困難であるということで、業者共同による決議文が提出されるに至り、数回に及ぶ交渉をかさねて参りました具体的内容につきましても、のちほどご説明を申し上げます。

改正をお願い申し上げます料金は、し尿現行1人1カ月60円プラス助成金30円、計90円を、7月1日より120円とし、山間地域についてのくみ取り困難、運搬距離に対する特別加算1人80円といたしたく、この改正額について助成金に依存する場合、今後の行政並びに財政圧迫等を考え、市民負担額60円を80円に改正をお願いいたしますのであります。

ごみ委託料については、現行150円を180円に改正しようとするもので、なおごみ収集委託料は、全国的に無料化の方向でありますので、全額市負担といたすものであります。

以上、簡単ではありますが、条例改正理由と内容のご説明を終わらせていただきます。よろしく原案通り可決ご決定下さいますようお願い申し上げます。

なお清掃業者の値上げ問題についての経過説明をさせていただきます。

この問題につきましては昨年7月、清掃組合より値上げ要望書が提出され、さらに本年4月、再度要望書が出されたわけでございます。値上げ問題につきましては、各市とも現行清掃行政のあり方として、種々検討がなされているのが現状でございます。

最近における諸物価及び人件費の高騰による清掃経費の増加、特に清掃業者の人手不足等によって、事業主は経営の危機に立たされているのが現状でございますが、ただ、一般企業ベース並みの料金改正は行なわれ難い、その理由は、公共料金ということの制約であります。

本問題については、昨年7月より再三にわたる要求が出されてきたのでありますが、本市の財政上の問題もあり、当初予算においてごみ、し尿とも10円の市費負担の引き上げ、本年4月より契約を結ぶべく業者とも交渉をかさねて参りましたが、了解が得られず、暫定的に3カ月の仮契約を行なったわけであります。

なおこの間、所属産衛委員会において数回協議を行なっていただきましたが、結論が得られず、ただ、意見として、まず業者のサービスの強化を先に行なうことであるとの意見もあり、

これは当然なことであり、市も業者の指導、監督に全力をあげ、特に苦情の多い山間部の解消のため、その対策を組合で行なわせるなど、その成果をあげているしだいでございます。

この間、業者側も3カ月の間に値上げ回答があるものと期待しておりましたが、仮契約期間を終えても市の誠意がないこと等により、去る6月28日、直接市長あてに要求書を提出され、その後、業者との話し合いを続けてきましたが、合意に達せず、7月1日以降スト突入の申し出により、緊急に産衛委員会の正副委員長にその旨を報告いたしまして、正副委員長と市関係者が業者と再交渉をいたしました。了解点に達することができなかつたわけでありませう。

本スト問題につきましては、絶対避けていただきたいと申し入れをいたしました。回答が得られず、市としても最大の回答を示しているのに応じられないということで、要求事項の回答として、内容証明をもって組合長あて送付したしだいでございます。

本問題は、まことに重大な事態と重視して、緊急産衛委員会を7月1日、日曜日でございましたが、委員長より招集をわずらわしまして、本日提案申し上げている料金額について検討意見を配布したわけでございます。

この検討料金について、市の示した料金は妥当との意見一致もあり、市の示した内容証明の回答待ちということで委員会を解散したが、業者は委員会の経過を知りたいとのことで、至急その経過を報告し、さらにスト中止を説得したが聞き入れず、両者の話し合いも意見一致を見られないまま散会し、スト突入の対策について市関係で協議を行なっていた途上、午後11時30分ごろ、再度、部長と組合長とで話し合いをしたいとの業者よりの申し出があつて、話し合いに応じたものでございます。

市が業者に示したし尿120円、ごみ180円の回答を再度検討してほしいという要求であつたが、委員会の意見としても、市が示した回答料金は妥当であるとの意見も出されておられ、市として回答をしていると伝え、この間、交渉をかさねていきましたが、了解は得られず、その後午前2時30分、委員長宅に電話をかけ、再度交渉をかさね、委員長の熱意ある話にも正副組合長も一応、スト突入について協議し、並びに組合員に対し説得を行なうということで翌朝午前5時過ぎ、組合側から提出した要求事項について今後、誠意ある回答をお願いしたいとの要望に対し、委員長も過去の清掃業のあり方について苦情のない、市民から喜ばれる業者になるよう努めていただくよう、市も監督強化を図り、よりよき清掃行政に努力せられたいということで、この回答で円満話し合いが成立し、スト回避ということになったしだいでございます。市としても、今後の指導監督を強化し、最善の努力を傾注して、よりよき衛生行政の確立を考えております。

以上、清掃業者との諸問題が提起されましたが、概要のご説明に代えさせていただきます。

○ 議長（松尾千代一君） 理事者の説明が終わりました。本件について質疑、ご意見ありませんか。

○ 20番（寺田 茂君） まず最初に聞いておきたいのは、業者に内容証明で送った回答書は、全部そのまま今後、生きるわけですか、先に答えて下さい。

○ 議長（松尾千代一君） 理事者答弁。

○ 産業衛生部長（宇沢 清君） 内容証明の回答書は、スト突入ということで、市が誠意を示した回答ということで、組合長あてに内容証明で出したわけです。

○ 20番（寺田 茂君） これはちょっと聞いたんですが、この回答書は、あくまでもこの時点での回答書で、今後もこれでいくということはないと聞いたんですが、その点どうですか。

○ 保健衛生課長（大宅清臣君） 先ほど部長が申し上げました通り、事業の継続依頼書ということで内容証明で送りましたが、その後、また組合との話し合いのうえて協定書をつくりました。協定書の中には、いま議員さんがご指摘されました分については、載ってない分もございます。先ほど部長が説明した1人し尿120円、山間衛生につきましては、1人当たり追加10円、塵芥については、1世帯1カ月180円。山間につきましては1世帯1カ月20円、山間地区とは、南池田地区の平井より上、北松尾地区については、唐国より上を山間地区にするという方向で決めたような状態でございます。

女子の汚物についても協定書に載っておりましたが、今後、それにつきましては、再検討のうえやっていきたいということにとどまっておるわけでございます。

○ 20番（寺田 茂君） その協定書はできておるんですね、一度見せて下さい。後日で結構です。

それと、このくみ取りの市民負担20円、反対の方向で質問するわけですけど、まず、この20円を市民に負担させるということは、今後、和泉市でも当然、水洗化が要求されようし、市当局もその方向で措置していかなくてはいかんと思うんですが、このときに当然、業者の補償問題で、市と業者の間で長いやりとりが最後にされていくと思います。そのときに新しい補償問題が起こる。一例を挙げると競馬の問題があると思う。この場合、市が改めて大きな額の予算を組まなければいかん困難な時期がくると思う。

その面から考えて、いま、市民にたとい20円でも負担させて、市も補償して予算の中に入れていくということは、そのときの補償問題に非常に近い額になるんじゃないか、予算をどうしていくのか、そのときに大きなプラスになるんじゃないかと思う。その点、何年後かわかりませんが、おそらく業者がなくなると思うし、補償問題は相当な額になると思う。

○ 産業衛生部長（宇沢 清君） 寺田議員さんご指摘の補償問題、これはあくまでも法律上の

問題はなく、道義上の問題が際の場合はあったかのように思います。ただ浄化槽あるいは流域下水が確立された暁にはどうなるんだということは、いま、具体的にこうだというお示しはできないと思うんです。

市民負担の20円につきましては、あくまでも市が負担する場合、月に1人10円負担するならば、現在対象人口が72,000ぐらいで720,000円、これが20円ということになると140数万円、年間1,800万円となります。これは清掃行政のみならず、これ以外に市民に喜んでいただける行政があるんじゃないか。われわれは清掃関係の担当ですから、たとえば不焼物の処理完全加工、不燃焼物処理の機械化等、市民に有意義に利用していただく清掃サービスの観点に立てば、ある程度の市民負担もひとつご辛抱いただきたいというのが私たちの気持なんです。これは委託料として、補償というものは別個に考えるべきもんだと思います。

○ 20番(寺田 茂君) 私は立場上、市民負担の20円には反対しますが、おそらく20円という問題は、あまりけんかにならん額だと思うんです。だから、かりに市が20円を市民に負担させることになると、市民に対する市の行政を明確にしていかなどいかな。まず、いままでのくみ取りは月2回、ごみ取りは週2回という確固としたものを条例化するという、市当局の前向きの姿勢がなければいけないと思う。それがあってこそ、初めて市民が20円を負担することの理解ができると思うが、そのへんどうですか。

○ 産業衛生部長(宇沢 清君) 今回の改正によりまして、ごみは週2回、し尿は月2回を全面的に行なうということではなく、提案理由でも申し上げました通り、山間部については、距離的に何とかうまく回転させるように中継車を配置して協力を願い、そのために1カ月に1回、2カ月に1回だったものが、必ず20日に1回はくみ取れるだろうという、側面的なわれわれとしてもサービス行政にしたいということでございます。ごみにつきましては、ここでやるといっても6カ月以上もいるわけで、今後の問題として市も十分考えざるをえないと思っております。

○ 20番(寺田 茂君) 私が心配するのは、いまでもくみ取りがとどこおり、市民からの苦情がかなり多い。ところがその苦情がなかなか解決されないという問題がたくさん残っている。これはやはりくみ取りの月2回、ごみ取り週2回を条例化させないために出てきていると判断するわけです。だから、市が確固としたもので、必ずやるんだという前向きの姿勢があったら、こういう苦情は出てこないと思うが、そのへんどうですか。

○ 産業衛生部長(宇沢 清君) 条例には現在、「おおむね」という表現を使っているわけです。しかし、小住宅なんかの場合は、2回くみ取っていただいている現状でございます。し尿の場合、総体的に考えれば、20日を周期に完全に実施していただければ、ほとんど苦情はない

と判断しております。ただ、ご指摘のごみの2回につきましては、業者に明日からやれといっても、車両の問題等、人員は別として、注文しても6カ月以上かかるという現状でございますので、この点、いま現在、各市の状況も調査しております。ぜひ来年度からでもその方向に向かいたいという気持はあるのですが、財政面もございますので、財政当局との相談も必要かと思えます。

- 20番(寺田 茂君) 最後に要望として、そういう形が市当局の責任でもあり、そうやらなくては市民が安心して任せられないという行政にきていると思う。その点1日も早く条例化ができる形をとるべきだと要望しておきます。

最後に、いざ、業者はごみ、し尿を兼ねているのは何軒あるんですか。業者に対する市負担の金額と、今度、改正しようとしている金額、それをちょっと簡単に言うて下さい。

- 保健衛生課長(大宅清臣君) お答えいたします。

いま、9業者でございます。し尿とごみと両方混ぜて。現在までの当初予算に組んだ額は、し尿が27,167,000円、ごみにつきましては、56,937,600円組んでおります。

今度の値上げによりまして一応、市民から72,838人分、1カ月80円に値上げしたとして69,967,640円、市から出す予算につきましては、年間で9,505,760円になるしだいでございます。

- 議長(松尾千代一君) 他に質疑、ご意見ございませんか。

- 7番(田中包治君) 実は私、この提案は、あまりにも市会を昌とくしたかっこうのように思う、物価が上がったので、し尿料金を上げるんだというのが、具体的にどういう理由で、どうして上げなくてはならないんだという、厳然たる説明がないということです。私は過去、48年度予算委員会の際にも申し上げましたが、問題は、1軒当たりの単価コストをどうして算定するか、それは考えてますということでした。ただ、市内と山間部との関連のやつをどういう方向でやっていくんだ、わずか1人当たり10円で、果して市内と山間部が同じようにできるのか、できないのか、こちらが私は疑問だと思う。120円として、山間部が130円、1割程度しか時間がかからないという基準はないと思う。

したがって、私が言いたいのは、和泉市内を1日車で回った場合、何軒回り、どのぐらいの費用がいるかという、いわゆる賃金コストをまず決めるべきだと言っておいた。そのうえに立って市の補助金を考えるというやり方でないと、山間部における業者が引き合わないから、取りにこないという問題が出てくると思う。

私たち山間部におるもんは、私たちだけじゃなく、すべての議員が、ただ苦情処理機関のように、衛生課に対して取りに行くようにという、連絡的な役目しかしておらないのが実態なん

です。ここらに問題があると思う。あなた方は、物価が上がったから上げるんだというが、条件が違う場所で、わずか10円でやろうというところに問題がある。

それからどうしたら市民の理解と納得を得られるかという資料的提供がない。

もう一つは、私はし尿の20円が高いとか、安いとかじゃなく、完全に取りにきてくれるのか、取りにきてくれないのかということです。取りにこんなものなら上げて、上げなくても一緒です。それならば、私ははっきり言いたいのは、チケット制にでもしてやればいいわけです。そういう考え方があるのか、ないのか。ここら私はポイントやと思う。わずか20円の問題やない。取りにきてくれるのか、きてくれないのか、そのチェックを全然しない。市役所へ言うてきたやつだけを、業者のけつを叩いていく。そして物価が上がったから値上げして下さい。あるいはストをやるんだから……というだけでは、この問題は解決しないと思う。

もう一つ、毎年のことだと思うが、市役所は、下請会社に対して収支決算書はとっていると、それがどういうふうになっておるかということです。いま部長は、人件費が60%、普通の企業経営の場合、60%といえば、どれほど健全なる運営をやっているかとなる。というのは、自動車学校の例では、大体人件費が80%です。それでもやはりあれほどもうかっているわけです。ただ私が言いたいのは、業者がもうけておるかとか、もうけておらないとかではなく、1軒当たりのコスト、1日働いたらどうなる、人件費がどういうふうになっておるんだという中で、この問題を提案してこそ、初めて公共料金の問題にからんでくると思う。

そこで私が言いたいのは、公共料金というものを、市の理事者はどういうふうにとらえるかということです。公共料金とは、一つの上げるについては、業者が何ぼにするといっても、公共料金だから上げることはできない。したがって、市がどれだけ金を補助するか、いわゆる賃金というものと、いわゆる生活を脅かさないとこの金額を決めるのが公共料金です。その公共料金のあり方によって、コスト、いわゆる収支の問題等々からチケット制にするのか、しないのか、ここらの問題について、はっきりご答弁願いたい。

- 産業衛生部長 (宇沢 清君) 田中議員のご質問の中に、今年の4月でしたか、し尿料金の問題で画然たる収支計算を出し、そのうえで検討すべきである。それから市民サービスの問題でチケット制度をご指摘いただいたわけです。

私のほうは私のほうなりに、業者には事実、収支決算書は出させておりません。現在の設備係で判断しているわけです。たまたま、1昨年あたりから、代表的な業者から収支決算書はいただいております。それぞれ各市の状況を判断したうえで、コスト計算をやってきたわけです。この市民負担の問題についても昨年7月、業者から第1回の要望が出されて以後、産衛委員会等にご提案申し上げ、種々検討いただいているのは事実でございます。ただ、漠然と公共料

金の値上げということで打ら出しているわけではございません。

ただ、山間部と市街部の単価の差につきましては、事実、相当あることはご指摘の通りでございます。しかし、その点でどのくらいの差額かについては、われわれは当初5円でご辛抱願いたいということで納得していただいたのですが、今年は倍の10円になっております。

しかし、10円では非常にむずかしいということで、現在、各処理場から見て和泉市の万町が中心になりますので、その差の10円以外に、市が組合に依頼して中継車を配置して、4月から実施しております。それによって汐見町の処理場まで中継車で運搬して解消するというところでやっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

- 7番(田中包治君) 山間部と市部の問題で、私は予算委員会の人に言ったが、せめて校區別にコストの調査をしたらどうか。そうでないと、山間部の業者だけがいじめられて、数によっていかれると、山間部のし尿くみ取りには行けない。要は、業者が成り立つようにしないと仕事ができない。それをわずか10円、1割弱なんです。1日8時間労働をやって、同じミキサー車でこのへんを1日回ると、横山地区で1日やるのと、わずか1割しか作業が変わらんというんですか。あまりにも人を昌とくした話ですよ。それがために1カ月に1回が、2カ月に1回、3カ月に1回になるという問題が起こっている。

ただ、値段がどうだということよりも、上げるんなら、1カ月に1べんは必ず取りにきますと、それではチケット制でもよろしい。業者に料金も上げてやる、こういう一つの間連の中でものを判断しないと、物価が上がったから、山間部は1割ぐらい少ないでしょうということでは、おそろくうまいかないと思う。今後、はっきりしていただきたい。それがチケット制をやらんというんなら、私は絶対賛成できない。

もう一つは、官公庁が下請会社に委託する場合、収支決算書を出さすのは常識なんです、そうでしょう。それを単にミキサー車がどうだ、中継車がどうだと、あなた方はただ言うてきたやつだけを、そのまま衛生課を通じて業者に言う。ここらであれば便槽は小さいが、田舎であれば2カ月ぐらいは持つ便槽だと思う。こういう問題の中で、あまりにも現実を無視した提案だと思う。どこの官庁で収支決算書を出させないところがありまっか。そこらへんをはっきりしてもらいたい。

それからチケット制をやるのか、やらんのか。やるとすれば、どうするか。また値段の問題ではなく大きな事業ですから、完全に公共料金として市が責任を持つというんなら、もし、取りにこなかった場合、市の職員はどないして責任をとってくれますか、それだけはっきりして下さい。

- 保健衛生課長(大宅清臣君) 第1点の山間部と市街部の件につきまして、答弁させていた



だきます。

議員さんのご指摘は、10円ぐらいの差で、なぜ山間部ができるかというご質問かと思えます。それにつきましては、一応、中継車は2台入れておまして、それで大津まで運んでおります。普通でしたら、山間部でも平地でも、同じ金額でいけると思いますが、山間部については、1軒、2軒と離れた地区もございまして、一応、10円という金額の差を付けてやっておるしだいでございます。

- 産業衛生部長(宇沢 清君) チケット制の問題につきましては、堺ではやっております。委員会でもそういう質問が出され、検討している最中でございますので、いましばらくご猶予いただきたいと思えます。
- 7番(田中包治君) 問題は、衛生課長の言われた10円で中継車があるからできますということなんです。私は48年度予算委員会で言ったはずですよ。せめて校区別に調査しなさい、そして1軒当たりのコストを出しなさいとね。それが条件で結局、付帯意見として廃棄物の条例が変わった。私は中継車があってもできない。いわゆる横山地区の10軒を回ると、団地の10軒を回ると、どれだけの時間がかかるか。人をバカにするもんやない。それでははっきり言うけど、1日付いて回りますか、あんたら、できるというんなら。

それから取りにこなんたら誰が責任を持つんか。市の職員が責任を持つんですか。どういう責任を持ってくれるねん。

- 産業衛生部長(宇沢 清君) ただいまの1軒ごとの単価計算の問題ですが、非常にむずかしいと思うんです。ただ、私も、1昨か、2年ほど前に、山間部と平塚部、市街地というふうに、個々にコスト計算をやった結果、相対的に5円ということが出たわけです。今回、10円の幅になおかつ中継車ということで、それにしたところで月に約100万円弱の金が必要になります。だから、それを人口で割った場合、1人10円という、あるいは15円ぐらいアップされてるとご解釈願いたいと思えます。

それから責任の問題ですが、あくまでも、業者と市が委託契約条項を結んでおります。それに従って当然業者も企業ですから責任を持って対処していただき、それに反した場合、市が指導監督をしていくという形をとっております。

- 7番(田中包治君) はっきり答えを出して下さいよ。同じことばかり繰り返してもしょうがない。あんた方が1割でこの府中地区と横山地区を、10円のギャップで何とかできるといふんなら、もし、できなんたらどうするか。私は絶対にわずか1割程度ではできんと思う。校区単位の問題の中で、もう少しはっきりして下さい。できるというんなら、一緒に話し、立ち会いますよ、できないでしょう。

もう一つ、責任については、契約を結ぶ場合は、ちゃんとその条項は付けて初めて結ばれるんですよ。それが守られなかった場合はどうするんだと言ってる。契約ははっきりしてる。市も責任があり、業者にも責任がある。ところが現実にはそれが実行されてない。和泉市が始まって以来、全然履行されてないところに問題がある。結局、公正な請負料金を決めないところに問題がある。それをあなた方が調査し、こういう事情だからこうしましょう、運転手の賃金は15万円出してます、修理費はこうだ、ミキサー車は2年しか使えないから減価計算はこうなってる等々、いやしくも、公共料金を値上げする、あるいは和泉市10万の市民の生活の問題を考える場合、物価が上がったので値上げをお願いしますというだけの提案の仕方では、あまりにも議会員とくもはなはだしい。

- 議長（松尾千代一君） ここで意見調整のため、暫時休憩させていただきます。  
（午後8時14分休憩）

---

（午後8時40分再開）

- 議長（松尾千代一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。  
田中さん、よろしいですか。
- 7番（田中包治君） いいとか、悪いとかじゃなく、議会の中ではっきりした答弁だけお願いいたします。
- 産業衛生部長（宇沢 清君） 先ほどのチケット制の問題につきましては、非常にむずかしい問題もございます。われわれといたしましては、所属の委員会なり、また各市のチケット制を適用している市町村等を研究、調査したうえでご回答申し上げたいと思います。  
なおサービスの点につきましては、業者の組合、われわれが一身一体となってこの行政に当たりたい、かように思ってるしだいでございます。
- 議長（松尾千代一君） 他に。
- 16番（横田憲治郎君） 本件についてはいろいろ論議があるわけですが、私はまず基本というか、原点というか、公共事業は本来直営で運営されるべきものが、この業種だけではありませんけれども、いろんな形、いろんな方面で委託契約の中で、いわゆる業者の肩替りにゆだねているわけです。本件も本来ならば、市の行政範囲で直営で、市の責任でもって消化、執行すべき本筋だと思います。

そういう基本的な時点に考えを戻してご意見を申し上げ、また答弁を得たいと思うのですが、市民にとっても、あるいは業者の方々にとっても、本件の値上げ云々の問題は、ただ単なる値上げ問題ということだけでなく、経営の内容実態、また収集の状況という現下の実情を調査す

ればするほど、これはあくまでも行政、市が責任を回避してはならない大きな点であろうかと思うんです。

具体的にもし、直営方式でこれら事業を遂行していくならば、果してこのような助成措置等々の内容のもので消化しえているだろうかという点を、まず第1点として、担当部はどのように検討され、把握しているのかどうか。いわゆる極論して言うならば、市民も、あるいは業者も、先ほどの交通事故の話じゃないが、被害者的な立場であろうと思う。あくまでも、行政サイドで責任を持って環境行政を遂行していくのが、市行政の姿であろうと思うんです。

そういう原点に立って、果して今回の値上げの市民負担にかぶせなければならない分が、当然、行政サイドで負担してしかるべきではないか。公共料金の値上げについては、基本的な行政の姿勢としては、市民世論の動向をよく把握する中で、アンケート調査あるいは公聴会等々の厳粛なパターンを踏んでいかなければならない問題ではなからうかと思うんです。世論政治というか、地方自治の民主的運営の観点に立っても、しかるべき当然の姿ではないかと思う。

そういう点で、まず市が直営方式でやるとするならば、どれぐらいの財政負担が現実的に余儀なくされるのか、それらの実態をまずお聞きし、さらに意見として申上げておりますように、市民に直接転嫁するとするならば、先ほど来の意見にも出ておりますように、果して市民の了解を得られるのかどうか。そのへんの合理的な裏付けというものが示されない限り、当然、してはならないものであろうと思うんです。その点の見解をまず市長からも聞きたいし、直営方式云々の試算については部長からおうかがいして参りたい。

以上、2点について。

○ 議長（松尾千代一君） 産衛部長答弁。

○ 産業衛生部長（宇沢 清君） ただいまの横田議員さんのご質問の直営方式、委託方式の問題でございますが、現況、全国的に見ました場合、大半が委託移行の傾向を示しております。現在の衛生、特に清掃関係の財政の市負担は大体、1人4,000円ついてるわけなんです。それをかりに直営でやった場合は、おそらく3倍以上の市費の持ち出しを行なわなければいけないだろうと推定されるわけなんです。

この市民負担の問題ですが、し尿の場合、改正されると40円の市負担となります。それを半分だけ市民にご負担願いたいというのは、現実に不燃焼物の問題が出てきているわけです。それから下水清掃、予防、防除行政等の問題は、すべて業者委託にできず、それぞれ清掃行政の中で積極的に持ち出すのが清掃行政でなからうかと判断しておるわけなんです。

今回のし尿、ごみの問題につきましては、少なくとも、直営ということよりも、業者に委託すべきものは委託して市の経費を節減し、半面、不燃焼物処理、下水道処理あるいは防疫等を

重点的に力を入れていきたい、万べんに市民サービスの徹底を図りたいという考えを持っておるわけです。

○ 市長（藤木秀夫君） 横田議員さんのご指摘の通り、この汚物処理、また清掃条例の改正につきましては、私といたしましては、なるべく市民に負担をかけずにやりたいというのが本当なんでしょうけれども、実は第1処理場も能力一杯、第2処理場もフルに使ってる関係上、非常にそれにいる費用が多くなってくるので、やむをえず、市民さんに半分だけ手伝ってもらわんと到底やれない、かような観点から、今回の条例改正でご負担をお願いしておるわけでございます。その点よろしくご理解賜りたいと思います。

○ 16番（横田憲治郎君） 直営でやったら現在よりも3倍はかかる、しかし直営でやるべきなんです。いま、全国的に何%委託にゆだねてるか知りませんが、本来、直営であるべきが当然の姿です。その中で委託で消化してるわけですから、ましてや、住民に快適な環境を提供するのは、行政の責任でもあります。そういう基本原点の発想の考え方から逸脱してもらっては困ると思うんです。

財政貧弱な実態云々はよくわかります。しかし、これらについて、やはり市民負担を公共料金の値上げにはね返すんじゃなく、最善の努力がなされなければならない。観念論じゃなく現実論としてね。しかも、公営企業ということで、独立採算とか、いろんなことがあるのはよくわかってます。しかし、やはり住民のための行政という立場を貫くならば、少なくとも、市長は常々、施政方針でそのような基本的な発想を述べておられますけれども、それならば、安直に行政の負担が大変だから、半分市民負担してもらおうや、市民には何の見返りも補償もない中で、あるいは市民への何の説得力もない中で行政を執行してもらっては困る。半分とおっしゃいましたが、90円から120円、山間部は別として、30円のうち10円助成措置するだけ、20円は市民負担ですからね。その点もうちょっと合理的に、市民が納得できる内容でなければ、これは根本的に運営しなければならぬ。入ってくるものと、出ていくものの計算は肝心なことはよくわかります。しかし、ちょっと安直すぎやしませんかね。具体的にいろんな問題ではいろんな意見を持っていますが、そういうことは、おそらく付託されるであろう委員会にゆだねたいので、基本的なことだけ意見として申し上げてるんです。

それと議長、わが党関係では産衛委員会に籍を置いてませんが、委員会でいろいろと論議して下さって、委員の皆さんにはご苦勞をおかけしたそうですが、本格的にきちんと議案として提起されたのは今日が初めてなんです。便宜的に協議会という形の中で話し合いをかきねられたと思いますが、これは業者の死活問題、さりとて、市民にとっても大きな問題でもあります。具体的に、慎重に審議してもらふ必要があると思いますので、あと他の議員さんからもいろん

な意見、質問があろうと思いますが、一応、研究、検討していただく意味からも、委員会に付託していただくことを最後に意見として申し上げて終わります。

○ 議長（松尾千代一君） 他に質疑、ご意見ございませんか。

○ 28番（坂上国治君） いろいろとし尿の値上げの問題について、各議員から意見が出されております。しかし先ほど、共産党の寺田議員から、立場があつて20円の値上げには反対ですということがあつたように記憶をしております。それに対して私は、全く反対の立場に立っております。と申しますことは、この26名の議員が10万市民から選ばれた市会議員だと私は考えております。その中で現在、和泉市には11万人の市民がおるわけですが、そのうち7万人がし尿のくみ取りを業者にやってもらっているわけです。あとの4万人は、自分の手で処理しているわけです。また、自分の手でやらないで、水洗便所の場合もありますけれども、これを全部市の負担でやっていくことになれば、自分のたれたものの仕末までできないで、そして水洗便所あるいは農家の一端においては自分とこのたんぼへ使ってる人もあるんです。それらの方々に、その負担をかけることは、4万人に対して申しわけないと思う。

だから、この値上げは、誰でもこんなもの上げてほしくない。しかし、いろんな事情があつて上げなければならぬのであれば、おそらく、そういう不合理な行政をしては、4万人の何もお世話になつてない人の便所の掃除まで負担させること自体、共産党の方式はそれでええんか知りませんが、私は全くそういうやり方に対しては不満に考えております。

だから、10万市民のうゑに立つてひとつお互いに考えていただきたい。区だけのことでなく、やはり10万市民を前提としたことを考えてもらわんと、ただ単に値上げは反対です、ええかっとするだけのためにそういうことを言うてもらつては困る。あとの4万の市民のことも考えてほしいと思う。

私はこの値上げに対して双手をあげて値上げしなさいとは申し上げませんが、事情によっては上げなければいかん立場になれば仕方ないんじゃないですか。しかし、行政のうゑでは、絶対にその4万人の方々に負担をかける行政をやつてはならぬということを要望しておきます。

○ 議長（松尾千代一君） 他に。

○ 18番（直村静二君） 寺田議員の発言に関連しますが、4年前に私は産衛委員をやつており、付帯決議で20日に1回ということが決議され、それならば必ず間違いなくくみ取るという条件だつたと思いますが、今日、いまだに苦情は絶えないということで、これをどう処理していくか。

そこでお尋ねするのは、先ほどの宇沢部長の答弁で、小さい便槽については月2回くみ取っ

ておるということを聞きましたが、これは具体的にどの地域であるか。さらに10万市民の立場から見て現在、月2回のくみ取りはできておらないという中で、月2回のくみ取りをしている地域がある。しかも、これは非常にくみ取りにくい密集地であるところです。同和地区住民は月2回のくみ取りを行なっているということです。しかも、この条例は、市民等しく適用しなければいかんものであるという中で、小さい便槽は月2回取っているし、同和地区についても月2回取っている。しかし全体では取れないという、この点について明快にお答え願いたい。

さらに和泉市以外の各地域、岸和田、忠岡、高石、堺を含めてし尿は月2回、ごみは週2回取りを行なっているのに、なぜ和泉市だけが行なえないのか、その理由は何か、明快にお答え願いたい。

市民負担についてもうんと安いとは思ってない。こういう点で2回取りは当然のことなのに、なぜ市民の立場に立ってやらんのか、明快にお答え願いたい。

もう少し明快に分析していきますと、山手の重量制、さらに駅前商店街については、特別料金として業者と打ち合わせて1,300円、2,000円と取っております。清掃条例の適用外地区をこしらえているのか、こういうアンバランスがある。しかも、団地は水洗便所ですが、これは公団そのものは5者協定で大幅な国の補助、その他を受けております。こういう恩恵を受けている人、具体的には、和泉市にはくみ取り料金を払っていない人がおるから、10万市民の立場から詰めて、この清掃条例が等しく適用できない。この点、明快にお答え願いたい。

そうしないと、この条例について、先ほど坂上議員が言われたように、11万人のうち7万人、あと4万人はどうするんだということについて、理事者は明快にお答え願いたい。

なぜ20日に1回ができないか。15日に1回にすれば月2回いける。しかも、市民の公金で負担する以上、市民全部に適用されなければならない。

意見も交えたようですのでまとめて言いますが、2回くみ取りの小さい便槽の地域はどこか、お答え願いたい。

○ 産業衛生部長(宇沢 清君) 私は先ほど、条例からご説明申し上げたんですが、おおむね月2回ということ、あれは昭和40何年でしたか、産衛委員会の付帯決議がありました。現状、そのまま改正されておりません。私のほうとしては、小さい便槽で20日に1回に耐え難いものについては、月2回くみ取っている地域もあるわけで、全部とは言いませんが、そういうことをご説明申し上げたんです。

○ 18番(直村静二君) 地区はないのですか。

○ 産業衛生部長(宇沢 清君) そうです。

○ 18番(直村静二君) そうすると、20日に一ぺんだが、正月くるのもう一ぺんくんで

ほしい、場合によたらしくんだろか、そのためには金を出せというのがある。だから、私が言いたいのは、小さい便槽で2回くみ取る場合、それ以外に何か要求があるんじゃないか。そうならば、何のための条例やとなる。ここらをはっきりしてほしい。地区はない、個々のところだというのが、例を挙げたらそれがあつたんですね。私は等しく適用するんだといったので、あなたの答弁では個々にやっているという。同和地区についてはどうですか。

- 産業衛生部長(宇沢 清君) 同和地区は、あくまでも、これと切り離れた考え方を持っております。同和対策の施策として、下水道の完備と環境改善整備事業が成るまで、し尿の特別くみ取りについて同促でも挙げており、実施しているわけです。補助金とかいうことじゃなく、特別交付金の算定の基礎になっており、起債も仰いでおります。
- 18番(直村静二君) そうすると、新たな問題として、団地もしくは浄化槽、さらに駅前の特別料金、同和地区と分断していった場合、等しく条例は適用できないでしょう。いま、解消するには15日に1回にすればいい。20日に1回のを、5日間の補助をすれば2回取りできるわけでしょう。そうでなかったら、市の責任は果せない。いまの清掃条例はばらばらに出てくるから、そういうくみ取っていないものは損をする。駅前の特別料金のために、家庭へし寄せしないでいけるんかどうか、区分をはっきりして下さい。そうしないと、お前ら、ただで放かしてもらってる、文句を言うな、という場合だってありうる。片方は特別料金で月2,000円となれば何回も行きますわね。だから、条例の適用の点ではっきり聞いている。
- 産業衛生部長(宇沢 清君) いろいろとご指摘の問題はよくわかるんです。というのは、いまの月2回のくみ取りの問題ですが、一応、私たち事務段階では、20日周期の完全実施をすれば、おそらく可能であろうという判断をしているわけです。ただ問題は、業者としても、車を修繕に回したりして3日、4日ずれてくる場合があり、その点はご辛抱願いたいと言っているわけです。
- 18番(直村静二君) 私は産衛委員ですから、委員さんでない方よりも多少説明を受けたりしてますので、本会議であまりやりたくないのですが、公明党の議員さんから意見が出たように、初めて議案が出ておりますので、私は産衛委員ですから発言を差し控えておったんですが、かなり問題があるという点で、委員会付託にして、できたら4年前に行なったような付帯決議できちんとやればいいと思います。20日に1回やったらいける可能性があるんだ、業者が1、2日、雨降って延びる、修繕がある、それは結構です。しかし、それが30日、40日になるとどうなるんですか。市が処分計画表をつくって業者に配ってもらう、委託料を渡す、そんなもの知れてる。いま、20日に1回になってますが、計画は狂ったんかどうか。さらにきっちりやるためには、市が各校区別にここは20日に1回と、年別にこしらえて家庭に配る、

雨降ったら2、3日こないと、きっちりやるんだったらね。

○ 産業衛生部長（宇沢 清君） この問題につきましては、議員さんも産衛委員さんでもあり、結局、これは全部町会配布をお願いしております。ただ問題は、委員会でもご指摘があったように、先に前の溝をさらえ、金額はいくらでもええやないかということです。ただわれわれといたしましては、最善の行政指導をすべく、組合にとにかくサービスだけは十分やってくれ、サービスというのは、くみおき、くみ残し等のないサービスで1、2日のずれはあるが、20日周期は絶対に守ってくれというお話も再三再四しております。先ほど田中議員さんからもご指摘あったように、中継車で解消されている現状、100%解消されてはおりませんが、相当改善されてることは事実でございます。この点組合長並びに副組合長と今後、議決された際には、こういう協定も結びたい、かように思ってるしだいでございます。

○ 18番（直村静二君） 月2回は無理としても、差し当たり、20日に1回はきっちりやらすという誓約書は取ってますか。

○ 産業衛生部長（宇沢 清君） 誓約書というよりも、むしろ前回の産衛委員会の協定事項の協定書と私ども、同じ考え方でおるわけです。さらにそれ以上に和泉市の条例があるんですから、あくまでそれを厳守していただくということです。

○ 18番（直村静二君） 確認ときますが、条例はおおむね月2回、処分計画は20日に1回ですから、部長の答弁では、20日に1回はどんなことがあっても厳守する、そう確認してよろしいか。

○ 産業衛生部長（宇沢 清君） はい。

○ 18番（直村静二君） 20日に1回の確認はどんな仕方ですか。町会単位で渡すのか、それとも市の責任で配布するんか。それと2回取りについてはどうしますんか。便槽の小さいところは2回ですか。

○ 産業衛生部長（宇沢 清君） 私、先ほど申し上げた通り、40何年でしたか、決議されましたが、あのとときの条文は、直村議員さんご指摘の通りでございます。再検討の意味でその誓約をしたいと思っております。

○ 18番（直村静二君） そしていま言いましたように、アンバランスが多い。たとえば駅前のごみも特別料金でやってる。

○ 保健衛生課長（大宅清臣君） お答えいたします。

駅前のごみについては、毎日行かないかん状態でございますので、業者とうちと8者が寄って金額を決めております。

○ 18番（直村静二君） そうすると、駅前商店街については、清掃条例は適用しない、除外



すると入ってますか。

○ 産業衛生部長(宇沢 清君) 条例にある通り、重量制についての規定がありますので、衛生課長が答弁したように、業者、住民、市の衛生課の3者が立ち会いで量的に計算してやっております。

○ 18番(直村静二君) 条例のごみについての180円は適用するの吗。

○ 産業衛生部長(宇沢 清君) あくまでも一般家庭を対象とするということですから、一般家庭を除く自由業は別途計算してやるわけです。

○ 18番(直村静二君) 駅前商店街以外の商店はどうなりますか。

○ 産業衛生部長(宇沢 清君) 別途、業者契約においてやっております。

○ 18番(直村静二君) ただしその場合、45ℓポリバケツ一杯については、週1回は無料だという確約があった。

○ 産業衛生部長(宇沢 清君) 事業所、食堂等は、商店街等と関係なくやっております。また、1世帯1戸とみなしてるわけです。

○ 18番(直村静二君) こういうアンバランスがありますから、一番心配なのは、一般家庭がしわ寄せを受けてるんじゃないか。片方は利益が上がるが、一方は収益が上がらない。その他、浄化槽、国の補助があっような家庭もあるが、その他については、市の負担でやるのは当然ではないか、これは共産党の意見ですからご異論があるかもしれないが…。

しかし、現在の業者に対する180円のうち30円は市費負担、しかも、くみ取りは30円の値上げのうち市負担10円、20円は市民負担。だからこそ、そういう立場に立つならば、財政の問題だけでしょう。つまり30円のごみの市負担、くみ取りの30円のうち10円は市が負担するという観点に立つならば、問題は財政でしょう。何もくみ取りの世話になってないものに負担かけたらいかんとか、そういう報復的なことで出してるんじゃないでしょう。

○ 産業衛生部長(宇沢 清君) 先ほどの坂上議員さんのご要望と、私どもは全く同じ考え方を持っております。ごみ処理は全般的に恩恵を受けているが、し尿くみ取りは、72,000人の人が利用してるだけという問題がある。ごみは全国的に無料化になったというのは、ごみというのはほかへ捨てようがない。し尿も同じですが、対象の人口が違うので、ある程度市民負担をお願いしたいというのが私たちの考え方です。

○ 18番(直村静二君) くみ取りについても当然、そうあるべきだという考え方ですから、見解の相違かもしれません。しかし、はっきり言うて財政の問題でしょう。30円のごみ委託料、値上げしても市が負担する。くみ取りも30円提案するのが当然です。あなたの論拠ではそうなる。それを20円の市民負担をする。財政の問題でしょう。

○ 産業衛生部長(宇沢 清君) 財政の問題ではないんですよ。結局、し尿の場合は72,000人、ごみの場合は11万人全部です。全国的に無料化です。し尿のほうは60円負担していただいて、ご提案申し上げてるのは20円です。72,000人の対象人口ですから、11万人全部が利用していただいている場合は、ご指摘はよくわかるんです。漠然と財政の事情だからということじゃなく、それだったらごみも150円のうち30円は市民負担をお願いしたいということと全く同じなんです。

○ 18番(直村静二君) ごみについては、そういう観点で結構です。しかし、くみ取りについては、回答は30円、そのうち20円を市民負担として、10円は市が持つ。それ以外に山間部は1人10円持つのでしょうか。だから財政の問題、あとの20円も市が持ったらどうかと言うてるのです。

○ 産業衛生部長(宇沢 清君) 山間部については、税金の均等割りは市街地でも、山間部でも500円ですから、業者の作業量の問題においても当然、平等にしなければならぬので、10円の負担も当然、市が持つべきだという考え方です。

○ 18番(直村静二君) だから私の言ってるのは、2回取りに行くところもあるのに、だんだん便利がよくなってくるが、まだ20日に1回のところが値上げされるのはいかんではないか。財政負担で市で持ったらどうか。将来は、市街化区域だから早く水洗化されて解消されるんじゃないか。その点でも市の責任があるんじゃないかと言ってる。

これは意見ですが、問題は、委員会付託されて緊急にやっていただいても結構です。非常に責任を感じて市民に申しわけない。また業者の要望については、十分収支決算を把握して、業者自身も市民に対してきちんとやることは当然です。だから、収支決算は出させなさい。そして、必要な点は補助しなさいと言ってる。ただ値上げ反対というんじゃなく、市民も負担するが、管理監督もしてもらわないかん。いま、衛生課で何人おられますか。前は2名おったが、実際は1名、苦情は反比例でふえてる。今度は値上げやという。これでは市民はたまらん。

意見としては、産衛委員会に付託してもらって下さい。このまま強行採決ということになれば反対せざるをえない。反対、賛成は簡単ですわ。しかし、きちんとやってくれるという歯止めが必要や。私のほうは市民負担をさせたらいいかん。市の責任できっちりくみ取らず姿勢を持つてということです。

○ 議長(松尾千代一君) 他に質疑、ご意見ございませんか。

○ 5番(竹下義章君) 公共料金の基本的な考え方につきましては横田議員から言われておりますので、簡単に聞いていきたいと思っております。

少なくとも、公共料金の値上げにつきましては市民が非常に関心を持っておる。非常に高い

税金をちょうだいしておる中で、いかにして、市民サービスを充実していくかが当局の考え方であり、市長の政治手腕だろうと思う。そういう中に立ちまして、約8年前、値上げがございましたが、その中でごみ取り料が無料になったという経過がございます。

そこで10万市民が非常に喜んだわけです。1銭でも市民に還元してくれる政治をやっていたら非常に喜び、私たちも和泉市政が市民に還元していくという立場から出てきておる議員の1人としては、今度の公共料金につきましては、特に20円という形で簡単に言われておりますが、少なくとも、ごみ取り料を無料にしたという現実に立っていただいて、いかにして公共料金を抑えていくかで、この問題の取り扱いをしてほしかったと思います。

そこでいろいろ各議員から出されておりますように、私も非常にくみ取りの問題につきましては困った、過去何回も困ってきております。特にここ2、3カ月は市民からの苦情はございませんが、半年前ごろにおいては、1カ月に約2回ぐらいつつ衛生のほうに電話しております。くみ取りにこないということで、その都度、衛生の係は誰かとの電話の確認をいたしまして、月に2回、20日に1回という形で料金の値上げのときに決めておるにもかかわらず、いつまでたってもこない。40日に1べんぐらいしかこない。これではどうするんだということで、私はいままで衛生のほうに“ババ議員”と言われるくらい言ってきた。何とか守らせるということでいままでやってきたにもかかわらず、そういうことも守られずに今回、この値上げをしようとしている。私はここに大きな問題があるんじゃないかと思えます。

では、どの地域で、どのくらい電話したか、私に言えと言うなら堂々と答えますが、議会ではそこまで申し上げません。そういう経過をたどっていることだけをおわかりいただきたいと思えます。

そういう中で、どうしてもこの値上げをしていかななくてはならないのかどうか。この値上げ案につきまして、撤回をする気持はないのかということをも、お聞きしたい。そこで、どうしても撤回されんというんなら、いまだから、この値上げとか、料金改正とかの場合、各阪南都市の資料というものが引っ付いてきて、各市はこのようになっております。したがって、当市もこのようにさせたいということで審議もしてきたと思えますが、今回の値上げについては、何らそういう資料もない。この近い都市において、月に何回くみ取りし、どれぐらいの市民負担になっておるかを、撤回をされんならば、議会において答弁を願いたいと思えます。

もう1点は、私はこの議案の出し方に問題があろうと思えます。というのは、いろいろとさか上って云々ということを取り決めをしてきてる問題が多々ございますが、いままではいいとしても、少なくとも、このような公共料金の値上げをしようという議案の中で、7月1日から

値上げをさせていただきますということで出てきてるわけです。この議会が7月1日から本日まで、この問題ですと置いておるならばよかろうと思いますが、26日、27の2日間の中で初めてこの議案が出、市民の方が何も知らずに、いままでと全く同じだろうという立場で来ておった人に、わずかと2、3日すれば8月になるという短い期間の中で、7月1日からこの公共料金の値上げを実施しようという出し方に大きな問題があるんじゃないかと思いますが、この問題については、どのようにお考えになり、この公共料金の取り扱いをしていこうとされているのか、明確にお答え願いたいと思います。

少なくとも、こういう問題につきましては、和泉市の直営でやるのが当然なんです。それにもかかわらず、委託をさせておるところにこういう問題が出てきておる。その点を踏まえて、この議案を7月1日にさか上るのはとんでもない話だと思いますが、なぜこのような形で出してきたのか、その点のご答弁を願いたいと思います。

○ 産業衛生部長(宇沢 清君) 竹下議員さんのご質問に対してお答え申し上げます。

実は、この条例改正案につきましては、昨年7月に業者から要望書が出され、その後、4月にまた出されました。4月以降の時点で所属の産衛委員会にご協議を願い、委員会付託ではございませんが、結論に達しないまま終わりました。最終7月1日になり、業者のスト問題等の和解上、一応、市の示した120円と180円の線についてご協議願ったのであります。

その時点で一応、提案理由の中でも申し上げました通り、妥当であろう、少数の反対意見もございましたが、一致を見たのでございます。しかし、正式ではございませんので、竹下議員さんのご指摘はごもっともだと思います。

それと、この条例改正案につきましては、あくまでも、この通りお願いしたいというのが現状でございます。それと7月1日以降、26日までできてののに、ポンと出して審議せられるというのをご指摘の通りでございます。非常に4月以降、種々、委員会の皆様方にもご心労をわずらわしてきたのでありますが、やはり財政事情等、直村議員さんのご指摘にもあったように、非常にむずかしさが積みかさなるばかりでございまして、結局、7月1日の業者との問題もございましたので、委員会としてもある程度の一致を見ていただきましたので、ご提案したしだいでございます。竹下議員さんの7月1日から云々、もっと前からやるべきが当然であると思えます。この点深くお詫び申し上げます。今後、この問題につきましては、詳細に市民に周知したいと考えております。

○ 保健衛生課長(大宅清臣君) お答えいたします。

現在のところ、堺、高石、大津の3市を調べてますが、堺につきましては、150円でございます。高石は現在、75円でございますが、電話で聞き合わせたところ、値上げの案をつく

り、理事者と交渉中ということでございます。大津につきましても現在、100円でございますが、これも現在、理事者とやっておるところで、まだ議会にはかけておりません。大体、3市の状況はそういうところでございます。

- 5番(竹下義章君) 撤回をする気がないとすれば、まず各市の状態について、それは市民負担ですか。
- 保健衛生課長(大宅清臣君) 市と、市民負担の合計でございます。堺につきましては、市が95円、市民負担が45円。高石は市民負担が50円、市が25円。大津は市民負担70円、市が80円でございます。
- 5番(竹下義章君) それで各市の状況を見ても、和泉市が非常に安いこともない。そこで撤回されないとすればあと、採決になるかどうかわかりませんが、このように7月1日という問題についても、私らの立場、逆の立場の人にしても、いままで何もアピールされず、初めて本会議で可決となると問題があると思います。問題だらけだと思いますので、できましたら、委員会付託にさせていただき、そういう問題点をはっきりさせたいという形でこの問題の処理をお願いしたいということで、私は終わります。
- 議長(松尾千代一君) 他に。
- 25番(藤原要馬君) し尿の問題でいろいろ皆様方からご意見が出ておりますが、これは先ほど坂上議員が言うたように、一応、自分らが出したものですから自分らで処理しなければならぬ。しかし、自分らで処理できない現状になってる。百姓にしてもし尿は必要ないという現状やから、百姓でも取ってもらってる。だから、これは一番いやな仕事してもらってるんですから、値上げも当然なことだろうと思う。私は考えるのには、何もこの120円は高くないと思う。堺のように150円でもいいんじゃないかと思う。しかし、それについては、前もって業者に申し上げておかなければならぬことは、非常にうちの業者のサービスの点については、いつの議会においても、また、いつの一般質問においても苦情は絶えない。これはいちいち議員に内通があって、そういう苦情が出てくるんだらうと思う。その点、理事者のほうで十分指導、監督しなければいけないのに、それをやっておらないということです。ということは、条例においてもごみはおおむね週に1回、し尿についてはおおむね月に2回となっておりますが、実施しておらないということです。だから、月2回実施して経費が足らなければ値上げということで理屈は成り立つが、それを実施しておらないということは、理事者の監督指導がなっておらないということです。市民サービスでやらなければならない業務でありながら、市民サービスを怠っていることは歴然としております。

それともう一つは、先ほど課長からいろいろ話がありました、堺が150円、高石75円、

大津は100円、岸和田80円、これは2回取りしてるような形ですが、現在、やはり各市が2回取りしてるのかどうか。ごみについては、堺が360円、これは週2回取り、高石190円、これは1月から6月まで、それから7月から12月までは290円で3回取り、泉大津は280円で2回取り、岸和田は200円で2回取りということになっておるわけですが、これらについて間違いがないかどうか。あんた方のお調べと、私の調べたのと食い違いがないかをお知らせ願いたいと思います。

- 保健衛生課長（大宅清臣君） いま、議員さんのおっしゃった通り、ごみにつきましては、堺が1回取りで260円、2回取りで310円、高石は2回取りで190円、3回取りで290円、1月から7月までは2回取り、7月から12月までは3回取りです。泉大津については280円、岸和田は200円で、間違いございません。

し尿につきましては、あくまでいま、私が申し上げましたのは2回取りでございます。

- 25番（藤原要馬君） 堺市は非常に市の負担が多く、他は市民のほうの割合が多いように考えます。特に岸和田はギャンブルで20数億円の財源を得ておるにもかかわらず、市民が65円、市が15円しか持っておりません。これらの形から見ると、今度の値上げは正当ではないかと痛切に考えております。

前の60円の値上げのときに私は産衛委員長だったと思いますが、20円の値上げは市民に負担をかけるべきではない。市でこれを負担せよと産衛委員会で強く要望して20円持たしたような結果になっております。それでこの問題についても、先ほどから産衛委員会に付託という声も出ておりましたけれども、これだけ皆が発言し、いろんな意見を聞いているわけですから、このうえ委員会に付託して何を聞くのかと私は言いたいのであります。この40円について、委員会付託するならば、全部市負担になるのか、半々の20円が全部なるのか、それとも受益者の負担になるのか、はっきりとお聞きしたい。委員会より議会のほうが重要なんですから、その点明確にお答え願いたいと思います。

- 産業衛生部長（宇沢清君） ただいま藤原議員さんのご質問に対しまして、委員会付託にさせていただきましたところで、現状の20円の負担につきましては、あくまでも、市民負担ということをお願いしたいのであります。

- 25番（藤原要馬君） それならば委員会に付託しても時間を要するだけだと思うんです。よって今日、これに対して議長の裁断によって結着を付けるべきだと思います。

- 議長（松尾千代一君） 本案につきましては、数時間にわたり論議を交されて、そして現在に至るも結論を出すところまで参っておりません。これではいくら委員会を開きましたところで、同じことを繰り返すに過ぎないと思いますので、本案について賛成の方は挙手願います。

- 18番(直村静二君) 明快な異論もあり、産衛委員会に付託するという意見もあり、あえて採決する場合は、賛成、反対の討論をしてもらいたいと思います。
- 議長(松尾千代一君) それではまず、産衛委員会に付託するか、せんかについて決めて参りたいと存じます。  
ここでまことにおそれ入りますが、時間延長をさせていただきたいと思いますので、あらかじめご了承を賜りたいと思います。
- 3番(金沢 勝君) 議運の決定によりまして、今日、明日の会期があるわけです。議会のルールとして、この延長を認めれば、当初から1日でもいけると思う。12時までである。私は議会のルールから申し上げるならば、今後の問題もあり、過去13年議員を勤めておりますけれども、1日まだ会期があるのに、延長したという例はいまだかつてない。だから、議会のルールを確認したうえで延長してもらわんと、議運の決定を無視するとともに、昌頭に議運の決定に異議ないかということで、異議なしという経過できておりますので、それを参考にして時間延長して下さい。
- 23番(貝淵博治君) 議長、いま、採決と言うたんやから、議長権限でやりなさい。
- 議長(松尾千代一君) そこで本案を委員会付託にするかどうかにつきましては、私は先ほど申しましたように、委員会付託にしたところで、そう大して変わりばえしないだろうという判断のもとに立ちまして、ここで…。
- 5番(竹下義章君) 変わりばえしないとか、何とか勝手に言うのはおかしい。さっき言うたように、内容は別としても、本日まで市民が何にも知らん。あと3日たったら8月ですよ。それを7月1日にさか上るのに問題があると思うから、十分審議してもらおうほうがええと言ってる。変わりばえしませ。
- 議長(松尾千代一君) その内容につきましては、私から理事者に強く今後のサービスが一番重きを占めてると思いますので申し伝えたくて、議決させていただきたいと存じております。
- 5番(竹下義章君) 市民をごまかした値上げじゃないでしょうか。市民は知らんのですよ。さか上ってどうこうとは何事かと言うんです。あんたが変わりばえしないと言うからね。変わりばえしますよ。委員会でやったら8月になるかもしれませんよ。
- 18番(直村静二君) 議事進行について。議長は議会運営のルールについてきちんとしてもらった方がいいんです。議長自らこれを産衛委員会に付託するか、しないかをまずはかり、そして時間延長したらいいんです。まず、順序立ててやってもらいたい。私の意見としたり重要な異論がある。その点、賛成、反対の討論をして採決して下さい。

- 25番(藤原要馬君) 私は先ほど、理事者に聞いたところが、産衛委員会に付託したところで、20円については何ら変わらないということでございますので、これ以上時間を費す必要はないだろうと申し上げたわけです。これからもしいろいろこういう案件が出てくると思いますが、そういうときに、これが産衛委員会で1回もやっておらないということなれば、私は産衛委員会付託は結構だと思います。しかし、産衛委員さんのほうでは、協議会ではあるだろうけれども、再々、この問題についてはやっておられるはずです。日曜日まで招集されて審議し、收拾されたわけでございますので、私はそのように申し上げておるわけです。あなたは議長として、これを付託するか、採決するかについてお聞きすればすむと思うんです。
- 18番(直村静二君) 産衛委員の名前が出たので言いますが、産衛委員会は事前審査機関ではございませんから、本日の議案の20円の値上げは何ら聞いてない。こういうふうにしたという報告であって、理事者は一方的ですよ。本会議優先ですから、案が出て審議し、付託せよと言ってる。また、付帯決議のほうがいいんじゃないか、20円がどうのこうのやなくね。
- 議長(松尾千代一君) 本日はこれにて散会し、明日定刻に本会議を開きたいと思いますが、ご異議ございませんか。

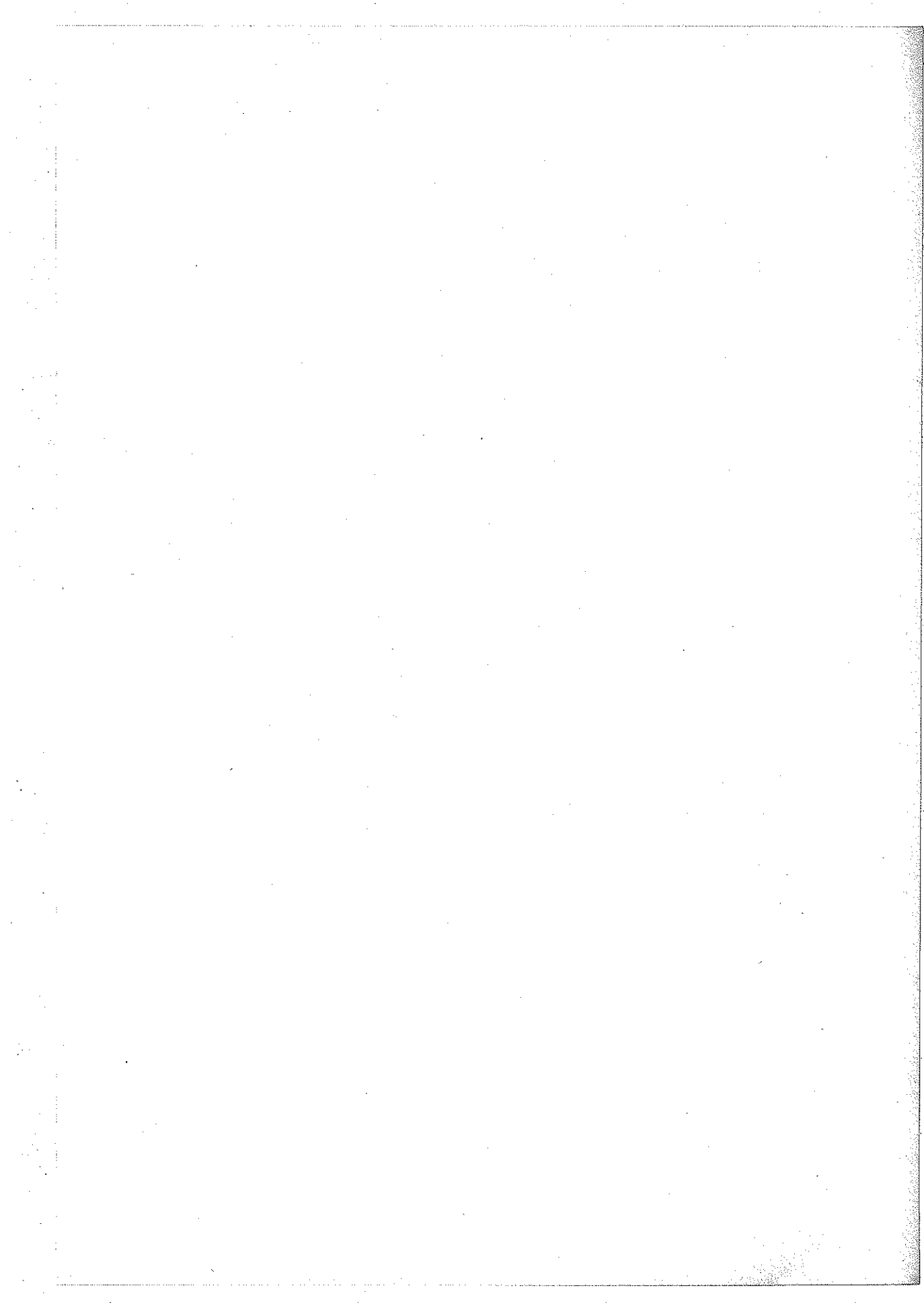
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それではさようさせていただきます。

---

(午後4時58分散会)





11

12

13

昭和48年7月27日午前10時和泉市議会第2回臨時会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(26名)

1番	田中幸一君	16番	横田憲治郎君
2番	木下甲子三君	17番	山田清二君
3番	金沢勝君	18番	直村静二君
4番	竹下義章君	19番	松尾千代一君
6番	柏音三郎君	20番	寺田茂君
7番	田中包治君	21番	柳瀬美樹君
8番	吉川伊与一君	22番	関戸正一君
9番	出原武司君	23番	貝淵博治君
10番	池辺秀夫君	25番	藤原要馬君
11番	三井正光君	26番	勝部津喜枝君
12番	中塚辰之助君	27番	成田秀益君
13番	藤原利一君	28番	坂上国治君
15番	上代卯之松君	29番	竹内修一君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

市長	藤木秀夫	産業衛生部長	宇沢清
助役	辻忠夫	建設部長	中塚白
助役	藤田利	病院長	岩崎峭
収入役	橋本炳	病院事務局長	竹内潔
総務部長	坂口礼之助	消防長	和田増義
同兼 市議館 事務 取扱	佐原行雄	総務部理事 (財務担当)	庄司清
市民部長	小林一三	総務部次長	西川喜八

市民部次長  
兼保險年金課  
長事務取扱

山本武雄

福祉事務所長  
兼社会児童課長

内田繁

産業衛生部次長  
兼農林課長  
事務取扱  
建設部次長  
兼建築課長  
事務取扱

山本俊兼

林徳治

水道部次長

田中稔

病院事務局次長  
兼庶務課長

平野誠蔵

庶務課長

杉本弘文

企画課長

橘本昭夫

人事課長

門林六男

財政課長

北野敦雄

資産税課長

吉田日出男

市民税課長

森保

納税課長

吉田種義

総務部理事  
(広報担当)

竹田明郎

推進調整課長

萩本啓介

〃

生田稔

〃

浅井隆介

〃

富田宏之

市民課長

田中二三夫

福祉課長

山村昇

商工課長

岩井益一

農林課參事

青木太郎

保健衛生課長

大宅清臣

交通公害課長

吉田利秀

計画課長

大浦行雄

土木課長

中尾宏

建築課參事

中上好美

区画整理  
事務所長

中西淳富

開発課長

白川保

地区改良  
事務所長

逢野一郎

会計課長

片桐武雄

營業課長

高橋新平

工務課長

福本喬久

浄水課長

岸本孝二

經理課長

守田勇

業務課長

藤原光夫

消防次長兼署長

南口主権

監査事務局長

西岡正志

選管事務局長

青木孝之

教育委員長

堀内由延

教 育 長	葛 城 宗 一	学 校 教 育 課 参 事	角 谷 泰 夫
教 育 次 長	阪 東 重 信	農 業 委 員 会 事 務 局 長	松 村 吉 堯
〃	乾 武 俊	土 地 開 発 公 社 事 務 局 長 兼 用 地 当 理 事	西 川 武 雄
総 務 課 長	紀 之 定 藤 与 茂	土 地 開 発 公 社 事 務 局 次 長 兼 用 地 第 1 課 長	吉 岡 昭 男
学 校 教 育 課 長	坂 口 雄 一	土 地 開 発 公 社 総 務 課 長 兼 用 地 担 当 参 事	藤 原 永 一
指 導 課 長	吉 見 豊	土 地 開 発 公 社 用 地 第 2 課 長	宮 木 福 秀
社 会 教 育 課 長	広 岡 史 郎		

---

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中野満男

---

本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事 務 局 長	井 谷 義 雄
次 長	北 野 丈 夫
調 査 係 長	大 塚 俊 昭
議 事 係	西 垣 宏 高

昭和48年和泉市議会第2回臨時会議事日程

(7月27日)

日 程	種別及び番号	件 名	摘 要
1	議案第48号	和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について	
2	議案第52号	昭和48年度大阪府和泉市一般会計補正予算 (第2号)	
3	請願第2号	風致地区指定請願書	
4	決議第4号	魚介類の汚染に関する緊急対策の要望決議	
5	決議第5号	電気・ガス料金値上げに反対する決議	
6	決議第6号	小選挙区制に反対する決議	

○

昭和48年7月27日

和泉市議会第二回臨時会会議録

第二日（午前の部）

（午前10時45分開議）

- 議長（松尾千代一君） 皆様おはようございます。議員の皆様方には連日、お疲れのところご出席賜りまして、まことにありがとうございます。

それでは本日の出席議員数及び欠席議員数等の氏名を局長より報告させます。

（市会事務局長報告）

- 市会事務局長（井谷義雄君） ご報告申し上げます。

ただいまご出席の議員さんは22名でございます。その他の方につきましては、間もなくお見えになるものと思います。現在、22名でございます。

---

開議

- 議長（松尾千代一君） ただいまご報告の通り、出席議員数二十二名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、本日の議事日程は、お手元に印刷配布してある通りでありますので、よろしく願いいたします。

- 
- 議長（松尾千代一君） それでは日程第一「和泉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

本件については、昨日、長時間にわたり慎重ご審議を賜りましたので、本件の質疑はこれにて打ち切ります。

なお、種々論議の中で、委員会に付託されたいとの動議と、これに反対の動議が出されておりますので、いかがいたしましょうか。

- 18番（直村静二君） 議事進行についての発言をしたいと思うんです。いま、議長は質疑を打ち切ると言われたんで、若干その点が気になるんですが、昨日の審議の過程からいって、もっともっと審議を尽くすべきである。まず、委員会付託について賛否を問うて、もし、委員会付託にならない場合は、審議を尽くせという立場からの委員会付託という意見もあったんで、さらさら審議をして、その結果はかる、このようにお願いしたいと思っております。

○ 議長（松尾千代一君） ただいまの直村議員さんのご意見はもっともだと思いますけれども、私といたしましては、もし万一、委員会付託にならない場合は、サービス問題についての詰めを十分していただくとともに、確固たる回答をいただきますよう、私から理事者に強く要請いたしますので、その中でもしご不満な点がありましたら、ひとつ発言をしていただきたい。かように存じます。

○ 17番（山田清二君） 昨日、審議を尽くしたといいますが、昨日の論議の中でも出てきたように、和泉市の7万人の人に直接影響を及ぼすことを、提案された即日、抽象的な審議だけで、委員会の審議もなしに、そのまま議決に持っていかうとすることに対しては、当然、反対しなければならないし、また、議会ルールを破るものと言わざるをえない。しかも、審議を尽くしたといいますが、わが党の場合は、抽象的といいますが、本筋における発言をただ一回してあるだけであって、しかも、それは委員会付託になるということを前提としての質問であった。したがって、委員会付託になれば結構ですが、もしならなかったとするならば、審議を打ち切ってしまうとそのまま採決に持っていくのではなくて、もう一回詳細な審議をやらなければならないと思います。しかも、審議は尽くしたいといいますが、本臨時会に初めて提案された議案なんです。昨日の理事者の答弁の中で、産衛委員会にはかかってあるとか、委員会の承託を得てあるというふうに思えるニュアンスの答弁もあったわけですが、少なくとも、議会の会議規則によれば、委員会是一回も開かれてなかったことになります。それまでに産衛委員会がほかのことであって、そこで審議をしたとしても、それは事前審議であって、会議規則に基づく審議ではなく、これも議会ルールを破るものである。

この点について、議長は慎重審議をやっていくという建て前からどう考えておられるのか、その点を一べん発表していただきたい。

○ 議長（松尾千代一君） ただいま山田議員のおっしゃること、その通りだと思うわけなんです。この議案の提出については、非常に不手際があったと思います。委員会付託されて審議したということにはなっておりません。がしかし、昨日、これに半日かかったわけで、相当論議も尽くされ、これ以上委員会付託にしたところで、より以上のものは期待できないと私は思います。そこでまず、動議に対する賛否を聞いたうえで、万一動議が成立しなかったときは、私から理事者に今後のサービス問題について十分詰めをしていただくよう要望いたしまして、それから採決に入りたいと思っております。ですから、まだ余地が残されていると存じますので、その点ご了承賜りたいと思います。

○ 23番（貝淵博治君） これはもう昨日から長時間にわたって審議っておりますし、何回となしに産衛委員会でもご苦労願ってるといううえに立って、このうえ審議する必要ない。だ



から、委員会に付託するのか、せんのか、それから先に採決とったらいと思います。

- 議長（松尾千代一君） ただいまの貝淵議員からの発言の通り、委員会に付託するか、しないかを一応、はかってみたいと思います。

委員会に付託する動議に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。よって本動議を議題といたします。おはかりいたします。本件を委員会付託とするに賛成の方は挙手を願います。

（挙手少数）

挙手少数であります。よって本動議は否決されました。

（「何名だ」「人数言え」「おかしいぞ、議長」「教えてないやないか」など、発言するもの多し）

- 5番（竹下義章君） 挙手少数ということですが、何名挙手しましたか。議長、あんた見えないのにどうしてわかるんですか。

- 議長（松尾千代一君） 9名です。局長もそれを確認しております。

- 17番（山田清二君） 委員会付託にならないのなら、もっと審議すべきだと思うんです。少なくとも、理事者の都合によって議会が動かされるようなことがあってはならないと思うんです。いま、和泉市議会はちょうど国会とよう似た様相を呈してきた。理事者がこうだと言えば、議会はどうしてもそのようにしなければならぬような雰囲気が出てきておる。理事者は行政の都合上、いろいろな問題提起するかもわかりませんが、少なくとも、それを受けて審議する議会の議員は、やはり市民の代表でなければならない。行政と市民の要望との間に立って、その妥協点を見出していくのが議会でなければならないと思うんです。議員が納得できない間に事が決まるようなことはあってはならないと思うんです。これがイデオロギー的な反対ならいざしらず、この料金値上げを市が負担してはいけないというのはどこに原因があるのか。昨日議長は市民のうち4万人はこれに該当しないのだから、これを税金でまかなうのはいけないことなんだというニュアンスのことを言われておりましたが、全市民がひとしく受けていく行政というものが一体、市の行政の中で幾つあるのか。たとえば学校にしたって、生徒のおらない家庭においては、そのときは関係ないわけなんです。にもかかわらず、学校行政は全部公費で行なわれておる。公費で行なわれている一切のものが、全市民が同じように享受していくものであるかどうか。そういう点から考えるならば、7万人の人が該当することであれば、全市民的なことであるといわれてもしかたがないと思うんです。にもかかわらず、この件だけは、市負担ではいけないんだという理由がどこにあるのか。決して値上げを認めないと言ってるんで

はない。直接市民の負担にしないで、市負担で値上げをしなさいと言ってるんです。それを議長はそうじゃないんだ、これは市負担にするほうが不公平だと言う。とするならば、議長は一切のことを受益者負担でまかなっていかうとするのか。この点もひとつ答弁をしていただきたい。

○ 議長（松尾千代一君） ただいま山田議員さんがおっしゃったようなことは、私は決して申し上げておりません。今日までの一番大きな問題でありましたサービス問題の詰めを十分していただいて、そうして理事者の覚悟のほどをお聞かせ願ったうえで、ということで私は申し上げたつもりなんです。それでない限り、今日までの問題を解決することはできない。値上げはいいけれども、サービスが悪ければ何もならないんだ。サービスが行き届くのなら、値段が多少上がることはやむをえんだらうという声のほうが多いと私は思っておるわけでございます。

○ 18番（直村静二君） 先ほど議事進行の発言をさしてもらって、議長からサービス、その他で、理事者に対する不満があればまた聞いていただく、こういう発言があったわけです。それで結構です。それでやってください。

○ 議長（松尾千代一君） ここで理事者に十分……。

○ 23番（貝淵博治君） あんた、もう質疑打ち切りしたんです。もう業者の自覚を待つ以外にない。苦情の多い場合は、その委託を取り消すとか、嚴重に処分をするということだね。この件については、あんた、もう質疑打ち切ったんやから、ここで採決してください。

○ 議長（松尾千代一君） ただいま貝淵議員のおっしゃった通り、理事者としてはそれだけの覚悟をしておいていただきたい。

○ 25番（藤原要馬君） この案件は、このたび提出されて直ちに議決されるのはどうかこうとかいう話が再々あるわけですけれども、おかしいと思うんです。議案というものは、一週間前を出してきたものを審議するんじゃないですか。一週間前ということは、十分熟読し、十分考慮し、そして果敢に発言をして、賛否を問うということになっておると思うんですよ。だから、この問題をなぜ委員会付託しなければならないかということを、私は疑問に思うわけでございます。それと、私は市民に負担をかけることはいやなんです。私はどの発言におきましても、理事者に賛同し、理事者を支援するような形はとっておりません。しかしながら、現在の和泉市の財政からながめてみると、これを市負担とした場合、他の事業に影響することがおびただしい。これは火を見るよりも明らかなんです。だから、市民さんにはまことに申しわけないけれども、半々の負担をしてもらわざるをえないだらうという私の推察によって賛成してるようなしだいでございます。昨日も申し上げましたように、岸和田市はギャンブルで2.0数億の金が入っております。和泉市は特別財政は一つもないんです。ところが、向こうは1.5円しか補助しておりません。だから、和泉市としてすべての事業を円滑に行なうためには、やむなく皆

さんに泣く泣くご負担を願わなければならないんじゃないかということを私は痛切に感じたから、一応、賛成しておるのでございます。一年通じたら、1,660万円の金を要するわけです。他に事業が待ってるし、請願等もいろいろ出ております。そういうものを執行するには、まず、財源を確保しなければいけない。また、今回の値上げをしなかった場合、ストライキをするというふうな風説も聞いているわけでございます。それに対処するために、産衛委員の方々が日夜ご苦労なさってるわけでございます。そのうえさらに委員会にご迷惑かけることはお気の毒だ、そういうことはできないということを痛切に感じているために、このたびの委員会付託に反対してるしだいでございます。いままで言うたようなことでございますから、ここで議長の職権において大いにやりなさい。

- 7番(田中包治君) いま、委員会付託は否決になったし、質疑は打ち切られたわけです。あと残されてるのは、理事者が集約意見を出し、そのうえに立って議会が賛成反対の討論を行なって、そして採決する。これが正しい議会の運営ではないかと思えます。
- 議長(松尾千代一君) 私も田中議員のおっしゃった通りに運ぶつもりなんです。だから、理事者に厳然たる態度を示していただいた上で採決に入りたいんですが、まず、理事者から確固たる信念を持ってご回答願いたい。
- 27番(成田秀益君) ただいまの田中議員さんのご発言はごもっともでございます。先ほど議長は継続審議という意味で委員会付託ということをはかられて、それが一応否決定されました。あなたはその以前に質疑の打ち切りを宣言されております。議会ルールといたしましては、あとは否決するか、採決するか、それだけしか残ってないのであります。理事者云々というんじゃなくて、ここは議会でありますので、意思決定機関である議会が決定すればいいことで、それをはかってください。
- 16番(横田憲治郎君) 具体的なことは何も聞いてないですよ。うやむやのまま結論になってしまいますので、ここで数点にわたって質問を申し上げたいと思うのですが、よろしくございますね。
- 議長(松尾千代一君) 質疑は打ち切ったわけございまして、そういう中で論議をされるということになりますと、議会運営上非常に混乱してまいりますので……。
- 16番(横田憲治郎君) いやいや、ちょっと待ってください、議長。委員会付託に対する結論は一応出ました。しかし、私どものほうは、委員会付託を主張して、詳細にもわたっての質疑は行なってないわけです。委員会付託がされないという結論を見た現在、しからば、本席で詳細にわたってただしておきながらん点がたくさんありますのでね。いま議事進行の意見がいろいろ出ているけれども、論が出ないし、やはり審議を尽くすべきだという観点に立って

質問をさせていただきたいと思います。よろしくごさいませぬ。

- 議長（松尾千代一君） いままで論議はし尽くされたと判断して、質疑は打切っております。そういう時点にありますので、これより採決に入りたいと存じます。

本案を原案どおり可決……。

（「そらあかんで」「発言求めて私が立ったんやないか、」「あんたこれどうする気や」、  
「もういてまいなさい」、「議長議長」など、発言する者多し）

先ほど申しましたように、いままで論議は出尽くしたという判断のうえに立って私は論議打ち切りを宣言したわけです。これより採決に入ります。

本案を原案通り可決するに賛成の方は挙手を願います。

（挙手多数）

賛成多数でありますので、議案第48号は原案通り可決決定いたします。

○

- 議長（松尾千代一君） 次に日程第2「昭和48年度大阪府和泉市一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第52号

#### 昭和48年度大阪府和泉市一般会計補正予算

（第2号）

昭和48年度和泉市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入、歳出それぞれ61,515千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,060,595千円とする。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為の補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加は、「第3表地方債の補正」による。

昭和48年7月26日提出

第1表 歳入歳出予算の補正

1.歳入 (単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9.国庫支出金		1,621,116	518	1,621,634
	2.国庫補助金	1,036,347	518	1,036,865
10.府支出金		784,146	4,614	788,760
	2.府補助金	711,716	4,614	716,330
14.諸収入		554,685	612	555,297
	5.雑収入	420,192	612	420,804
15.市債		1,451,167	13,378	1,464,545
	1.市債	1,451,167	13,378	1,464,545
16.繰越金			4,2393	4,2393
	1.繰越金		4,2393	4,2393
歳入合計		7,999,080	61,515	8,060,595

2.歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2.総務費		920,709	2,900	923,609
	1.総務管理費	587,941	2,900	590,841
4.衛生費		499,347	4,2504	541,851
	1.保健衛生費	209,508	14,843	224,351
	2.清掃費	277,051	27,661	304,712
7.商工費		79,466	741	80,207
	1.商工費	-79,466	741	80,207
8.土木費		1,723,777	213	1,723,990
	2.道路橋梁費	445,342	213	445,555
9.消防費		236,944	64	237,008
	1.消防費	236,944	64	237,008
10.教育費		1,806,015	15,093	1,821,108
	2.小学校費	878,692	15,093	893,785
歳出合計		7,999,080	61,515	8,060,595

第2表 債務負担行為の補正

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
鶴山台南小学校	昭和48年度	千円	昭和48年度	千円
	}	14,274	}	21,860
プール建設事業	昭和58年度		昭和58年度	



第 8 表

起債の 目的	補 正 前							
	限度額	起債 の方法	利率	償 還 の 方 法				
				資金区分	償還期限	据置期間	償還方法	その他
診療所 建設事業	千円 68,068	普通貸借 又は 証券発行	年%以 内 6.5	政 府  そ の 他	年以内  25	年以内  2	半年賦、 年賦元利 均等又は 当初発行 額の5% 以上半年 賦償還	据置期間 及び償還 期限を短 縮し、も しくは繰 上償還又 は低利に 借替える ことがで きる。
黒鳥小学校 プール建設 事業	9,100	同 上	6.2	同 上	20	2	同 上	同 上
合 計	1,451,167							



地方債の補正

補 正 後							
限度額	起債 の方法	利 率	償 還 の 方 法				
			資金区分	償還期限	据置期間	償還方法	その他
千円 78,046	普通貸借 又は 証券発行	年%以内 6.5	政 府 そ の 他	年以内 25	年以内 2	半年賦、 年賦元利 均等又は当 初発行額 の5%以 上半年賦 償還	据置期間 及び償還 期限を短 縮しもし くは繰上 償還又は 低利に借 換えるこ とができ る。
12,500	同 上	6.5	同 上	20	2	同 上	同 上
1,464,545							

1.歳入 一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

科 目	補正前の額	補正額	計	節		明 説
				区 分 金	額	
⑨国庫支出金	1,621,116	518	1,621,634			
(2)国庫補助金	1,036,847	518	1,036,865			
6.教育費 国庫補助金	456,957	518	457,475	小学校 1.補助金	518	黒島小学校プール建設事業補助金追加
⑩府支出金	784,146	4,614	788,760			
(2)府補助金	711,716	4,614	716,330			
3.衛生費 府補助金	37,197	4,614	41,811	診療所建設 2.事業補助金	4,614	診療所建設事業補助金追加
⑬諸収入	554,685	612	555,297			
(5)雑収入	420,192	612	420,804			
1.雑収入	420,192	612	420,804	4.雑収入	612	自動車損害賠償責任保険金

⑤市債	1,451,167	1,337,8	1,464,545				
(1)市債	1,451,167	1,337,8	1,464,545				
3.衛生債	63,068	9,978	73,046	診療所建設 1.事業債	9,978	診療所建設事業債追加	
8.教育債	369,140	3,400	872,540	1.小学校債	3,400	黒島小学校プール建設事業債追加	
⑥繰越金		42,393	42,393				
(1)繰越金		42,393	42,393				
1.繰越金		42,393	42,393	1.前年度繰越金	42,393	前年度繰越金	
歳入合計	7,999,080	6,151,5	8,060,595				

2. 歳出

科 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳				節		明 説
				特 定 財 源				区	分 金 額	
				国 府 支出金	地 方 債	其 他	一 般 財 源			
② 総 務 費	千円 920,709	千円 2,900	千円 923,609	千円	千円	千円	千円	千円	千円	円
(1) 総務管理費	587,941	2,900	590,841				2,900			
1. 一般管理費	411,268	2,900	414,168				2,900			
[3] 庁舎管理費	55,287	2,900	58,187				2,900	1.5.工事請負費	2,900	庁舎整備工事費追加
④ 衛 生 費	499,847	42,504	541,851	4614	9,978		27,912			
(1) 保健衛生費	209,508	14,848	224,351	4614	9,978		251			
5. 診療所建設費	87,920	14,848	102,768	4614	9,978		251			

(1)診療所建設費	87920	14843	102768	4614	9978		251	15.工事請負費	1820	主体工事費及び非常工事費追加
								17.公有財産購入費	7255	診療所用地購入費追加
								18.備品購入費	5768	医療機材器具購入費追加
(2)清掃費	277051	27661	304712				27661			
2.塵芥処理費	107625	27661	185286				27661			
[1]塵芥処理費	88694	8804	75498				8804	13.委託料	8804	塵芥処理業者委託料追加
[2]し尿処理費	40931	18857	59788				18857	19.負担金補助及交付金	18857	し尿汲取業者補助金追加

科 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳				節		説 明	
				特 定 財 源				区	分		額
				国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源				
①商工費	千円 79,466	千円 741	千円 80,207	千円	千円	千円	千円	千円	円		
(1)商工費	79,466	741	80,207		399	842	842				
1.商工総務費	29,334	741	30,075		399	842	842				
[4]商工総務費	810	741	1,551		399	342	342	2.2.補償補償金	741	交通事故による損害賠償金	
⑥土木費	1,723,777	213	1,723,990		213						
(2)道路橋梁費	445,342	213	445,555		213						
2.道路維持費	1,232,68	213	1,234,81		213						

[1]道路維持 補修費	93,268	213	93,481		213		補償 及賠償金	213	交通事故による損害 賠償金
⑨消防費	236,944	64	237,008			64			
(1)消防費	236,944	64	237,008			64			
2.非常備消防費	14,952	64	15,016			64			
[1]消防団費	14,952	64	15,016			64	補助金 1.9.助及交付金	64	消防団員等公営災害 補償等共済基金掛金 引上げによる追加
⑩教育費	1,806,015	1,5093	1,821,108	518		1,1175			
(2)小学校費	878,692	1,5093	893,785	518		1,1175			
4.学校建設費	635,450	1,5093	650,543	518		1,1175			
[8]横山小学校 増改築事業費	87,013	1,800	88,813			1,800	1.5.工事請負費	1,800	校舎及体育館増改築 工事費追加

科 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳				節 区	金 額	明 説
				特 定 財 源		一般財源				
				国 府 支 出 金	地 方 債	其 他				
[5] 黒島小学校 プールの新設 事業	千円 18,410	千円 10,185	千円 28,595	千円 518	千円 3,400	千円 -	千円 6,267	1.3.委託料	千円 185 設計委託料追加	
[10] 鶴山台南 小学校プールの 新設事業費		3,108	3,108				3,108	1.5.工事請負費	プールの建設工事費 追加	
								1.3.委託料	設計委託料	
								1.5.工事請負費	プールの建設工事費	
歳 出 合 計	7,999,080	61,515	8,060,595	51,822	133,778	612	42,393			



債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調査

事 項	限 度 額	前年度末までの		当該年度以降の		左 の 財 源 内 訳				
		支出(見込)額		支出予定額		特 定 財 源		一 般 財 源		
		期 間	金 額	期 間	金 額	国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
鶴山台南小学校 プール建設事業	千円 21,360	千円		昭和 48 年度	千円 21,360	千円		千円	千円	千円 8,990

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末

区 分	前々年度末 現在高 千円	前年度末現在 高見込額 千円	当 該 年 度 中		
			当該年度中起債見込額		
			補正前の額	補 正 額	補正後の額
1. 普通債	2,755,764	4,099,388	1,437,267	13,378	1,450,645
(3) 教 育	1,254,605	1,640,741	369,140	3,400	372,540
(6) 衛 生	167,000	179,600	63,068	9,978	73,046
合 計	3,005,420	4,322,099	1,451,167	13,378	1,464,545

及び当該年度末における現在高の見込みに関する調

(単位 千円)

増減見込			当該年度末現在高見込額
当該年度中元金償還見込額			
補正前の額	補正額	補正後の額	
189,763		189,763	5,360,270
46,101		46,101	1,067,180
9,461		9,461	248,185
204,533		204,533	5,582,111

- 議長（松尾千代一君） 提案理由の説明をお願いします。
- 総務部長（坂口礼之助君） それではただいまご上程をいただきました議案第52号、昭和48年度大阪府和泉市一般会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げたいと存じます。

この説明に先立ちまして、初めに昭和47年度の一般会計の収支の状況について、その概要をご報告申し上げたいと存じます。

一般会計の歳入総額は70億8,491万8千円で、これに対し歳出総額66億8,980万3千円、差し引きいたしまして3億9,507万5千円の残額となることになりました。このうち3億4,597万1千円は、事業繰越等と関連いたしまして、その財源として、翌年度、すなわち昭和48年度一般会計予算に繰り越しいたしますので、これを差し引きいたしますと、一般会計の47年度の実質的な収支の額は、4,910万4,000円の黒字決算を見込むことと相なったしいたごさいます。これは議員みなさん方をはじめとしまして、関係各位のお力添えのたまものと存じ、厚くお礼を申し上げるしいたごさいます。

それでは一般会計補正予算（第2号）につきましてご説明を申し上げます。

今回、臨時市議会にご提案いたしました補正予算は、他の議案に関連するものなど、最小限度にとどめさせていただいたものでございまして。

議案書の21ページ、予算書の第1条にございまして、歳入歳出ともそれぞれ6.151万5千円を追加計上いたしまして、歳入歳出予算の総額を80億6千59万5千円とするもので、関係費目への計上額は第1表のとおりでございまして。

第2条につきましては、債務負担行為の補正でございまして、鶴山台南小学校プール建設事業費を補正するもので、住宅公園の立て替え施工に伴うもので、第2表の通りでございまして。

第3条は、地方債の補正でございまして、診療所建設事業費及び黒鳥小学校プール建設事業費の増額により起債を追加するものでございまして、借り入れ条件等につきましては、第3表に記載いたしております通りでございまして。

以上が予算書の内容でございまして。

それでは続きまして、事項別明細によりまして、順次ご説明を申し上げたいと存じます。25ページの歳出から申し上げたいと存じます。

まず総務費でございまして、庁舎管理費につきましては、本議場の冷房装置の消音設備及び市民課の冷暖房装置の増強をはかるべく、必要経費として290万円を計上いたしました。

次に衛生費でございまして、診療所建設事業費につきましては、別途、議案第47号と関連いたしまして、契約金額を82万円増額いたしますほか、付帯工事費百万円、計182万円を工事請負費として追加計上いたしました。公有財産購入費につきましては、道路維持の変更に

に伴い、136平方メートルを買収すべく、725万5千円並びに医療器具購入費576万8千円をそれぞれ追加計上いたしました。清掃費のじんあい処理費につきましては、ごみ収集業者への委託料は、現行、平地部一カ月一世帯当たり150円を180円に、山間160円を200にそれぞれ増額し、7月1日から適用いたしたく、所要金額880万4千円を計上いたしました。し尿処理費につきましても、くみ取り業者への市費補助分、現行1カ月当たり、平地30円を40円に、山間部35円を50円に、それぞれ増額することといたしてございまして、その所要額1,885万7千円を計上いたしました。

なお、市補助金につきましては、当初予算において10円をすでに計上いたしてございまして、48年度の市負担といたしましては、計20円のアップと相なるものでございます。

以上が衛生費でございまして、今回、4千250万4千円を補正計上いたしました。

次に商工費及び土木費につきましては、昨日、ご議決をいただきました議案第50号及び第51号と関連いたすもので、交通事故にかかる損害賠償金をそれぞれ関係費目に計上いたしましたものでございます。

次に消防費の消防団関係費につきましては、議案第49号と関連いたしまして、補助基礎額の引き上げ措置に伴い、共済基金の掛金の増加により、6万4千円を計上するものでございます。

続きまして教育費でございしますが、小学校費の横山小学校増改築事業費につきましては、議案第46号と関連いたしまして、180万を追加いたしてございます。黒鳥小学校プール新設事業費につきましては、千18万5千円を追加計上いたしました。

鶴山台南小学校プール新設事業費につきましては、さきに債務負担行為の補正についてご説明を申し上げました通り、住宅公団の立て替え施工分と合わせまして執行するものでございまして、所要額310万8千円を計上いたしてございます。

以上が歳出予算の内容でございまして、追加総額6千151万5千円と相なるしだいでございます。

それでは続きまして、これら歳出に当てるべき歳入についてご説明を申し上げます。

まず、初めに、国庫支出金でございしますが、小学校費補助金につきましては、黒鳥小学校プール建設事業の補助認承額増額により、51万8千円を追加いたしました。

次に府支出金の診療所建設事業補助金につきましては、医療器具購入費の補助金の増額分として461万4千円を追加いたしました。

諸収入の雑入につきましては、商工及び土木両課の交通事故によります保険金61万2千円を計上いたしたしだいでございます。

市債につきましては、診療所建設事業費及び黒鳥小学校プール建設事業費の増高により、充当率等を勘案し、1,337万8千円を追加計上したものでございます。

最後に繰越金でございますが、今回、補正予算の一般財源相当分4千239万3千円に充当することといたしたしだいでございます。

以上が今回の補正予算の内容でございます。簡単でございますが説明を終わります。よろしくご審議のうえ議決ご決定を賜りますようお願いいたします。

○ 議長（松尾千代一君） 理事者の説明が終わりました。本件について質疑ご意見ございませんか。

○ 18番（直村静二君） この補正予算でお聞きしたい点が2点あります。

25ページの衛生費の中で、診療所の建設について、これはいつごろ開設の見込みなのか。開設した場合、医師の確保はどのようにして行なうのか。さらに、同和地区住民に対して、60才以上のお年寄りは無料だと聞いておりますが、この適用を受けるのは解同の支部に参加している人だけなのか。現在、大阪府下では67才以上ということですが、この診療所を開設する場合、地区住民ひとしくその適用を受けられるように、60才と67才というふうな差別のないようにする決意はあるのかどうか、これをお聞きしたい。

それからし尿処理ですが、なぜ2回取りできないのか。補助金をもっと追加すれば2回取りできるのではないかと。先ほどの議案でも質問しましたが、明快なお答えがなかったわけです。また、業者に補助金を出しているのは、どういう観点で出しておるのか、これもお答え願いたい。

○ 議長（松尾千代一君） 理事者答弁。

○ 保健衛生課長（大宅清巨君） 第1点目の診療所建設はいつごろかということにつきましては、8月末の予定でございます。開設時期は未定でございます。医者の方につきましては、現在、部長並びに助役が、われわれともども、各学校あるいはほかの手を使いまして探しているところで、まだ決まっておりません。

2点目のし尿の件でございますが、先ほどご決定いただきました、平地については10円、山間部については15円アップの金額でございます。

以上でございます。

○ 市民部長（小林一三君） 第1点中、60才以上の老人医療無料の件、市民部からお答えいたします。

本問題については、本市の同和対策基本方針といたしまして、60才以上無料でございますので、本診療所を使用する、しないにかかわらず、60才以上は現在、同和対策としてやって

おります。

○ 18番(直村静二君) 8月末完成で、開設は未定だということですね。いずれ医師の確保ができた段階で開設と、こうなると思うんです。和泉市の場合、市立病院という自治体病院を抱えておいて、この診療所の建設に伴う医師の確保は市にその義務があるわけですが、これが未定だという理由はどのへんにあるのか。この診療所建設は、何も昨日今日ではなしに、はっきりしてるんです。また、和泉市が自治体病院を抱えている、これもわかってるわけです。にもかかわらず、医師が未定なのは、怠慢ということになるのか。怠慢以上の何か問題があるのか。これをはっきりしてもらわんと、予算だけは追加、追加で出てきましても、医師がいなければどうにもならない。しかも、和泉市はちゃんと自治体病院の運営もできてるんですから、医師の確保はできるはずだと思うという立場から質問してるんですから、もう少し明快にお答え願いたい。

○ 産業衛生部長(宇沢 清君) ただいま衛生課長が答えた通り、まだ確定はいたしておりません。しかし、市立病院の現状をご推察願ったらいと思うんですけども、現在、市立病院でも医師が十分確保されているということじゃありません。われわれも医師の確保に全力をあげてるわけですが、われわれの考え方では、一匹オオカミではだめだということですね。その点を考慮したうえで確保するというので、現在、阪大、市大、関西医大等、物色中でございます。

○ 18番(直村静二君) 医師の確保がむづかしい。だから開所は未定だと。しかし、同和施策だけはすべて先行してますな。これだけなぜ先行できないんですか。やはり市の責任でやっていただくということを要請しております。

それから60才と67才ですが、この差を解消するというのが第1点ですね。

これをどうするんですねか。

○ 市民部長(小林一三君) 診療所と申しますのは、ご承知の通り病院ではございませんので、予防あるいは検診の施設として使用されると考えております。

○ 18番(直村静二君) この運営についての権限は、形式的には当然市ですけども、実際的には診療所の運営規則、運営規定というものがあると思うんです。その場合、地区住民からの代表を選んでいくのか。いまの市政のあり方からすると、窓口一本行政ですから、部落解放同盟和泉支部が全部運営を握るようになるのか、これもお聞きしておかないと、60才と67才の解消のメドが立ちにくいと思うんです。その点ひとつ明快にしてもらいたい。

○ 市民部長(小林一三君) 和泉市の診療所である以上、部落解放同盟の支部員でない方は診療は受けられないという規定はおそらくないだろうと考えます。

○ 18番(直村静二君) 受けられるとか、受けられないとかじゃなしに、運営はどこが責任持つのか。それは和泉市だといっても、同対審の答申では、地区の協力、団体の協力があるということが入っているとすれば、地区の団体があるはずなんです。しかし、これは窓口一本行政ですから、部落解放同盟和泉支部の人たちの運営になるのかどうかということを確認してるわけです。診療所ですから、誰がきても診療すると、それははっきりしてますよ。それを聞いてくるんじゃない。運営は誰がやるのか。これは助役から答弁してもらいましょうか。助役二人いて、同和担当助役がいるんですから。

○ 助役(藤田 利君) 直村議員さんのご質問にお答えいたします。

診療所の運営協議会というものを、実はつくる腹つもりでおります。なお、あと一カ月余りで完成するというので、準備室というものを特設いたしまして、医師、看護婦、設備、その他一切について検討し、運営委員会に関することをもこの準備室において意思決定したい、こういう腹つもりでおります。これも月変わった早々に発足したいということで、現在、総務部との間で話を進めております。

○ 18番(直村静二君) その準備室なるものは、和泉市の同和对策室の中にあるのか。それともすでに部落解放同盟和泉支部の役員が参加した準備室なのか、これを明快に聞かしてください。

○ 助役(藤田 利君) 運営委員会は、入浴の運営委員会と同じような形式になろうかと思えます。準備室は、具体的に同対部が所轄するのか、衛生部が所轄するのかまだはっきりしたことは決めておりませんが、行政だけでやります。

○ 18番(直村静二君) 産衛部長に聞きたいんですけど、浴場運営委員会はどのような組織構成になっているのか。それから診療所の運営は浴場の運営と同じなのか。その2点をお答え願いたい。

○ 産業衛生部長(宇沢 清君) 浴場運営委員会は、同対、部落解放同盟、行政が入りまして運営しております。

診療所の件につきましては、医療関係は窓口が広く、われわれもこの職に当たるのは今度が初めてで、行政主体でやるか組合方式でやるかについても検討中でございます。現在のところ、医師、事務職員、薬剤師等の問題でてんやわんやしてる状態でございます。

○ 18番(直村静二君) 浴場運営委員会と同じ形式でやりたいという以上は、町会も入ってる、各種団体も入ってる、解同も入ってるものですね。診療所の運営については、その形を継承することになるのか。さらにまた、同和对策審議会という。地区住民からひとしく選ばれた委員会なりに諮問してやるのか。この際、明快にお答え願いたいのは、同和促進審議会を開所



までにつくって、そこで地区住民の意見を反映して運営するという決断ができるのかどうか。

これは助役から答弁願いたい。

- 助役（藤田 利君） すべて準備室でし細に検討して進めていきたいと思っておりますので、いまの段階では明快なお答えができません。
- 18番（直村静二君） 同和促進審議会はいつやるんですか。前々から予算組んでるけれども、できてない。これは遅れているんじゃないですか。
- 同和対策部長（佐原行雄君） 市同促事務局は規則上、私のほうになっておりますので、私のほうからお答えいたします。

ご指摘の点につきましては、48年度予算にも計上いただいております、行政サイドでの構想も持っておりますけれども、まだそれを申し上げる段階ではございません。今後とも特別委員会にご相談のうえ、進めていきたいと思っております。

- 18番（直村静二君） 特別委員会に相談してと言うけれども、市で決まって、予算措置もされてるんですから、この同和促進審議会をやるんだというのが先じゃないですか、これは意見として言っておきます。

診療所については、生命健康に関係ありますし、公正平等にやるのがまず大前提であるという点から、この運営に誤りのないよう要望したい。窓口一本化行政は新しい差別を生む危険もありますし、場合によっては、これは全市民的にやらなければならないということも申し上げておきます。

し尿処理の補助金については、なぜこれを出しているのかをお聞きしたいので、これを明快にお答え願いたい。

それと、二回取りはなぜできないのかという点の答弁も願いたい。

- 産業衛生部長（宇沢 清君） 昨日、直村議員さんのご質問に私から答弁申し上げたと思います。というのは、ごみ関係につきましては、その体制を整えるために6カ月の期間を要する。し尿の場合には、20日間期でやれば大体自がつむんじゃないかということをご答弁させていただいたと思うんです。
- 18番（直村静二君） 私はまわりの都市がすでに二回取りやってる。和泉市でも当然やってほしいという要望がある。それがなぜできないのかということを知りたいんです。あなたの答弁は、6カ月いるから云々ということだったから、だから、私は明快に聞いてないと言ってるんです。
- 産業衛生部長（宇沢 清君） 直村議員さんも産衛委員の一員でもございますし、この問題は4月から取り組んでるわけです。

市の財政事情も勘案したうえで、われわれも前向きに考えたいということで終わったと思うんです。

○ 18番(直村静二君) そうすると、これは本会議でございますので、市長から明快にご答弁願いたいと思うんですよ。もっとはっきりいうと、予算措置を伴うし、準備もいるんですからね。現在、7月ですから、前向きに検討して、来年度からはそれを必ず行なうという決意があるかどうか、市長から明快に答弁願います。

○ 議長(松尾千代一君) 市長答弁。

○ 市長(藤木秀夫君) 産衛部長が答弁した通り、来年のことはそのときにならんとわかりません。よほどはっきりした回答を申し上げても、反対されるため、別に確たる……。

○ 18番(直村静二君) 回答申し上げても反対されるためって、妙なこと言うたら困りますよ。前向きで検討するというならば、当然、予算の関係もあるんだから、もうぼちぼち考えないかんわけです。あなたも長年議員やってりしてわかってるはずですね。それを、来年のこと言われたら殺生やとか、反対があれば云々と言うけれども、二回取りに反対する人はいないですよ。前向きでやりたい。そして準備に半年いる、こう産衛部長は言うてるんです。しかし、これは予算を伴うわけですから、一産衛部長では答えられない。だから、市長に聞いてるんです。来年度からやるのかどうか、それだけです。

○ 助役(辻 忠夫君) それじゃ私からご答弁申し上げます。

前から2回取りを強くご要望されていることはよくわかっております。産衛部長も言いましたように、来年度からやりたいという気持ちになっておるんですが、やるには財源を考えなければなりません。他にもやらなきゃならんことが山積いたしておりますし、そういう詰めも合わせて検討しなければならぬ。他市がやっているということですが、他市は歳入がご承知のような状態でございます。一応、来年度からやりたいということで現在、検討いたしておりますので、このへんでご了承願いたいと思います。

○ 18番(直村静二君) 産衛部長の答弁では、するにしても6カ月の準備がいておっしゃった。いま7月ですから、ぐあいや来々4月から結構いけると、こう見たんです。それには予算措置がある。しかし、前向きに検討ということですから、当然、やってもらおうということにしましょう。

それから補助金はなぜ出しているのか、このお答えがないんです。

○ 助役(辻 忠夫君) そのことについて私からお答え申し上げますが、現在、直営でございませぬので、業者の状態はこれで間違いないというところまでは把握できませんが、衛生課で一応、収支の見込み計算をやりましたところ、どうしても料金は上げなきゃいかんと思われま

す。これをどういう方法で出すかいろいろ検討した結果、財源の関係で、どうしても市民に負担してもらわなきゃできないということになったわけでございます。料金を上げなきゃならない理由は、人件費、諸物価の高騰によりまして、業者も経営難であることを認めたからでございます。

○ 18番(直村静二君) 二つあるわけですよ。業者がやっていけないから、やっていけるように補助金を出す。これが第一の立場だと思うんです。もう一つは、市の責任として、住民が安心してまかせられる衛生行政だと。あるいは支障のないようにしたいと。その意味で、管理監督という立場から補助金を出していく。そのどちらにウエートを置いて補助金を出すのかと聞いたわけです。

○ 産業衛生部長(宇沢 清君) その問題も、昨日、7万人と4万人の問題が出たときに、私から直村議員さんにお答え申し上げたと思うんですけれどね。

○ 18番(直村静二君) いや、違うでしょう。業者の問題じゃないでしょう。これは補正予算の審議ですから、実際、このまま執行していくんです。さっきのは、議決しても、条例の改正で、これは実際、金が動くんですよ。だから、聞いてるんじゃないですか。補助金の性格をはっきりしてほしい。どっちの理由かということを知りたいんです。業者が立って行くようにという補助金なのか、管理監督……。

○ 議長(松尾千代一君) はい。

○ 28番(坂上国治君) 先ほどからいろいろ論議される問題で、共産党がとやかく言うてるけれども、同じ質問に同じ答えばかり。質問する人も、おのれのことだけ考えんと、和泉市民全体のことを考えて発言してほしい。理事者も、同じ答弁ばかりして何になるんや。時間を費すばかりやないか。

○ 18番(直村静二君) どっちのウエートやと聞いてるのに、どうして答えないんですか。私も十分市民の立場から発言してるんです。どの議員だってそうです。時間の問題もあるし、まだまだ聞きたいと思ってる議員さんもあるので、もう終わりたいと思いますけれども、しかし、これはお金がいるんですからね。だから、どっちにウエートを置いているのか、それだけ聞いておきたい。

○ 議長(松尾千代一君) それでははっきり答弁してください。

○ 助役(辻 忠夫君) 業者を市が監督するのかどうかということですが、契約は市と業者の間でしているのだから、当然、監督しなければならない義務がございます。個々の市民が業者と契約しているわけではありません。たとえ、市民から金を出していただくにしても、市が契約しております以上、責任は市にございます。

○ 18番(直村静二君) それはその通りですけど、私が聞いているのは、市が補助金出しているのは、管理監督のためか、業者がやっていけないから出しているのか、どちらのウエートかという事です。

○ 総務部長(坂口礼之助君) 私から補助金の性格についてお答え申し上げます。

業者助成のためか、業者監督のためか、この二つの極限されたご質問でございますけれども、元来、われわれの考え方は、し尿等 個人が発生する処理問題については、一応、受益者負担を建て前に考えておったわけでございます。しかし、そのみでは市民負担が増加いたしますので、一般市税によって市民の負担を軽減するという意味を多く含んでおるわけです。合わせまして、業者がごみなり、し尿を処理していただくにつきまして、すべて手数料でまかなっていくこととなりますと、直接、指揮監督の面でのウエートが薄くなるから、助成金、補助金という形にして監督権も考慮するという事で、一昨年でしたか、補助金を創設したわけです。したがって、性格は、市民の直接負担を軽減するということがまず第1。第2番目には、その補助をするということによって、業者の指揮監督を明確にしていく、こういう二つの点から助成をさしていただいた。

以上です。

○ 18番(直村静二君) いまの総務部長の答弁でええんですわ。一応、受益者負担方式だったけれども、そうもいくまいということで、市民負担を軽くする。そのために補助金を出す。補助金を出してこそ、管理監督できる、こういうことですね。

発言中に他の議員さんから発言がありましたので、ここで申し上げておきます。議会には各会派出てます。共産党という党名も出ております。共産党は絶えず、政策方針なり、意見なりを述べて市民にわかってもらう、議会においても発言するという事は、今後とも一貫してやります。その点議会運営についてははっきりしてもらいたい。

○ 議長(松尾千代一君) 他に質疑、ご意見ないものと認め……。

(「議長、議長」、「まだ一人だけやないか」、「補正予算ですよ」など、発言する者多し)  
まだ質問があるようでございますので、審議の途中でございますが、ここで暫時休憩させていただきます。

(午前12時8分休憩)

(午後1時10分再開)

○ 議長（松尾千代一君） 午前に引き続き会議を開きます。横田さん。

○ 1.6番（横田憲治郎君） 2点にわたって質問します。

まず、庁舎の整備費290万円ですが、不備な冷房のためという説明であったわけです。しかし、去年、冷房完備されたわけで、わずか一年後の今日、冷房の不備が発生している。これはどういういきさつがあったのか、具体的に説明をお願いしたいと思います。そのうえに立って再度おうかがいをしてまいりたい。

衛生費ですが、先ほど、条例ですんでしまって、具体的な質疑ができませんでしたので、予算を通じて若干、質問をいたします。

まず、重複は避けたいと思いますが、条例が通ったわけですけれども、これを市民にどのような形で周知徹底されるのか。当然のことはいいながら、民間私企業においても、料金の値上げには、合理的な納得性が要求せられております。ましてや、公共料金の値上げは、その業務実態から考えて、トラブルのないよう、どのように周知徹底していくのか。

関連して第2点は、収業業務に対する不平不満がたくさん出ている中で値上げでありますので、値上げ後は、さらに数量においても、内容においても、辛らつになることは理の当然であろうと思います。前向き姿勢で鋭意検討していくということは、先ほど来の質問に対する答弁の中でありましたが、ごみ処理の体制を現状から一步も出ないような状態で進めるならば、より以上に新しい問題が提起されるであろうと思います。現場当局としては、業者への管理監督あるいは市民の不平不満処理について、現状のままていくのか、それとも充実するのか、その点についてもおうかがいをしておきたい。

さらに六月の末、業者から市民各戸へ、ストライキ宣言とも言うべき、実情の訴えと称するものが配布されたわけであります。昨日来の審議の中でもはっきりとしてない点ですから、この際、おうかがいをしておきたいと思うんでありますけれども、その第1として、まず、経営者が主体となってストライキ宣言のあの挙に出たのか、それとも従業員から経営者に対するそれであったのか。そのへんの内容とともに、従業員の身分保証等が心配されるわけでありまして、今回の一連の措置によって、従業員がどの程度身分が保証され、待遇が改善されるのか。しかして、現実のくみ取り業務の内容がどのように充実されるのか。その点について、はっきりとおうかがいをしておきたいと思います。

あとまだありますけれども、それだけ答弁願ってその答弁に関連しておうかがいすることが出てまいるとしますので、これだけにしておきます。

○ 建設部次長（林 徳治君） ご質問の第1点について、私のほうからお答え申し上げます。昨年、ご承知の通り、市庁舎本館の冷暖房工事を一貫して行ないました。その一部として、

市民課の建物も施工したのでございます。しかし、現在、市民課内の冷房が所定の効果をあげるに至っていないという事実がございます。執務あるいは来庁される市民の方に暑苦しい状態でご迷惑をおかけしている点、この席からもお詫びを申し上げるところでございます。その原因等につきまして、技術的な面から十分に精査をいたしまして、その対策を講じたいということで、今日ご提案申し上げたしだい、内容等につきまして、以下申し上げます。

まず、一口に申しますと、冷房の負荷計算に一部、誤算があったことは事実でございます。理由のおもなものは3点ほどございます。

第1点は、市民課はごらんの通り背の高いロッカーが林立してございます。そのために本庁舎と同じ計算で冷たい空気を流しますと、その空気が計算通り流れない、室内空気の流動がほとんどございません。

それから、これは計算済みのものでございましたが、人の出入りが非常に多く、特に水道との間にブリッジがかかっておりますが、あの部屋の中がむろのような高温になっております。あの空気がドアの開閉ごとに流入をいたします。また、本館とのつながりも、下から上がつまみあります。もちろん、前面の一番広い玄関ホールとはオープンでつながっております。そういった計算外のものが多少プラスされたというのが第2の理由でございます。

第3点は、これもある程度は予想されたのではないかと思うわけでございますが、市民課の天井は張り天井ではございません。かなり分厚いコンクリートでございます。計算上詳しくは承知いたしてございませんが、手でさわりますとかなり高温な外気が伝わっております。

これら本館と大幅に条件が違うため、異常な状態になっておるということで、原因としては以上8点が主因ではないかというふうにキャッチしております。東洋設備という、設備専門の設計業者に依頼をして施工いたしましたものでございますが、施工上の問題ではなく、設計上の問題だという点をご指摘の通りでございます。この席をお借りいたしまして、不手際な点おわび申し上げますとともに、本件290万のうち、150万弱の経費がその分に当てられるということをご説明申し上げまして、ご了解いただきたいと思います。

議場につきましては、残り140万余りをもちまして、この騒音の吸収除去工事をいたしたいということでございます。

内容は、中2階にございます、機器の据わっております部分を、5センチほどのグラスウールでおおひまして吸音効果をあげるというのが主力。もう一つは、音がすき間から出ております。その部分をダクト内で吸収させるという2点でございます。

○ 保健衛生課長（大宅清臣君） 第1点の今後市民にどのように徹底していくかにつきまして

は、この間から問題になっております山間などがおもなところでございます。それにつきましては、中継……。

○ 16番(横田憲治郎君) そんなこと聞いてない。いままで答弁のあったことは、私は聞いてない。

○ 産業衛生部長(宇沢 清君) 私から代ってお答え申し上げます。

第1点は、市民周知をどのように行なうかという問題であろうと思います。昨日もご答弁の中でご説明申し上げたと思いますが、市の財政事情、それから現在の物価高騰、人件費の高騰等、業者の立場を、広報では間に合いませんので、ピラで全戸に配布したいと思っております。

第2点目の値上げ後の管理監督をどのように行なうか、不平不満をどのように解消させていくかという問題でございます。値上げ後の管理監督につきましては、40何年でございましたが、産衛委員会で付帯決議をされたわけですね。にもかかわらず、一部の業者は十分守ってなかった。ある程度解消されておりますけれども、十分とは言い切れないと思うんですよ。一業者が悪いために、正直な業者も全部悪くなる、というふうなことで現在に至ってるわけです。それらを解消するために、組合が一体となって責任を持って、くみ残しの場合も、組合から応援に出かけるような気持ちでやってくれ。協定書の内容にも織り込んでくれという形で行政指導をいたしたい。また、業者もそのような気ちになっております。議会の議決を経て、いずれ協定ができました時点において、その協定書も発表させていただきます。

ストライキの問題でございますが、昨年7月でございましたか、業者から値上げ要望があったわけです。4月にもさらに第2回目の値上げ要望があって後、過去3回と特別に2回、計5回委員会を開いていただいたわけですね。昨年及びことしの4月に出示されたのは、業者名で人件費、諸物価の高騰によって、これではやっていけないんだということで値上げ要望がされたわけですね。われわれは、4月時点で、10円ずつの値上げを言ったんですけども、それでは納得できないということで、3カ月の仮契約になったわけですね。その後、業者も体制を整え、全力をあげて改善を行なった結果、現在では苦情等もある程度解消されておることは事実でございます。それらの問題も踏まえ、いずれ値上げ問題は3カ月の仮契約の切れる6月末には解決するんだからということ、事業主から従業員に訴えておったわけですね。たまたま、関係市町村の従業員の値上げもございまして、従業員側が氣勢を上げたことは事実です。事業主側も、これでは立ちいかんということで、一挙にそういう体制を組んで市のほうに要請されたという状態でございます。だから、従業員並びに業者ということじゃなくて、そういう体制が一挙に出されたということになったわけですね。

以上の通りでございます。

○ 16番(横田憲治郎君) 冷房については、設計業者に委託して設計させて、一括して総合的な見積もりを取ったうえで、こういう事故が起こっていることは、全くけしからんと思うんです。理由を聞きますと、いずれも建物の構造的なものに帰一すると思うんですけども、これらは見積もり当初あるいは契約当初にはっきりとその原因があったわけでありまして。その後にはやむなく促起されたできごとじゃないわけですから、結論的には仕方がないということになってしまおうとも、こういうことについては、やはり遺漏なくやっていただくことをお願いしたいし、今後のこともありますので、反省のほどをお願い申し上げておきたいと思っております。

衛生の問題ですが、観念論であってはだめだと思っております。市民は実質的にそれなりの負担を余儀なくされていくわけですからね。

まず第1点、ピラで徹底するということでしたね。

第2点は、協定を結ぶということですけども、いまごろ協定云々と言ってること自体がおかしいんです。本件については、去年から業者対当局でいろいろ折衝があった中で、ほとんど煮詰まってるはずですから、今回の条例改正によってこのような体制になるんだということはすでに鮮明化されていなくては大めだと思っております。条例が通ったあとで協定を交すんだということではありますが、これも全くけしからん実態であろうと思っておりますし、私の聞きたいのは、協定もさることながら、行政責任として、行政サイドにおいて、値上げしたあとの苦情なり、不平不満に対処する窓口をいままでより充実していくのかどうか。さらに、協定に関係するか知りませんが、業者への管理監督体制をどのようにいままでよりも前進させていくのか。これは結論的には、協定の場になるかもしれませんが、一応、行政責任の立場で、このような体制で業者に当たっていくんだ、管理監督していくんだという責任を明確化してもらわんことにはいけないと思っております。その点、再度お聞かせ願いたいと思っております。

それと、人件費高騰が値上げの主たる理由として出てきているわけですけども、この業種に携わっている現場の人たちの話を聞いたり、実情を私なりに掌握している範囲では、この仕事は2年、3年を続けられない。健康上の問題もある。さらに何の身分保障的なものもないわけなんです。しかし、これは公共のものを肩替りしてやってるわけですから、現業に携わっている人たちの立場を保障していくのが当然であろうかと思っております。今回の値上げを端緒として、そういう問題がどの程度解決されるのか。ただ単に、給与ベースがアップされていくだけなのか。値上げによって、いまの不平不満が全面的に解消するのか、少なくとも、解消の方向へ向くのかどうか。待遇だけが改善され、いままでの現業員の不平不満が解消されるだけで、それが業務の充実にはならないという懸念もあるわけですけども、そのへんも鮮明にお願いをしておかなければ、ただ、諸事情によって値上がりまんねと。全部行政で持ったらええけど、財政貧



弱の折から、よう持ちまへんねんという、一方通行的な説明では、市民は納得しないであろうと思います。その点、もうちょっと責任ある前向きな立場でお聞かせ願いたいんですがね。

- 産業衛生部長（宇沢 清君） 横田議員さんのご質問、ごもっともでございます。一本の業者であれば、統一的な見解も出されるし、行政指導もできるわけですが、9業者ある。8業者まではいいんだ、一業者が悪いんだということで、われわれ、いままで苦勞してきたわけなんです。じゃ、具体的にどういう行政指導をしていくんだということですが、4月からは、し尿等の処理については、組合が責任を持って解消いたしますという確約を取ってるわけです。それが現在、一番いい方法だろうということです。その他にも2、3対策を考えておりますが、業者の組合長、副組合長、役員あたりからは、市民とわれわれとの委員会をつくっていただいても結構ですということまで打ち出しているわけです。われわれもそれは結構なことだから、行政も入ろうじゃないかということで、前向きに考えております。議会の議決を得ましたら、さっそく業者との懇談会を開いて、はっきりした線を出したいと思っておるしだいです。サービスが悪いから取り消すということじゃなくして、行政指導の面でも欠けたところが多々あったと思います。その点われわれも十二分に反省し、よりよき清掃行政遂行のため、全力をあげたいと思っておるしだいです。よろしくお願い申し上げます。

ご指摘のありました、従業員の身分保障、健康管理の面も、実は市が保障してくれという要求しております。市はあくまで業者に委託しておりますから、従業員の管理監督等は、やはり、事業者が主体性を持ってやっていただく。しかし、市としても、できるだけご援助——援助というのは、金銭的な援助じゃなくて、指導をやっていくということで、前向きに考えております。実際問題といたしまして、今日雇い入れても明日やめるといような従業員もおられるわけです。横田議員さんのおっしゃる通り、2年、3年これを続けていくと、結核あるいはのど等をやられるのは事実です。それらの問題も考え、身分保障、健康管理も十分考慮して、よい従業員を育てていただくように、われわれも業者との話し合いのうえで指導監督をしたいと思っておるしだいです。

- 16番（横田憲治郎君） こちらから最終的に意見と要望という形で確認させていただいて終わります。

まず一つは、昨日、提案される以前に所管委員会でいろんな協議があったように聞いておりますし、先ほど条例が可決されましたが、論議が尽くされた結果であればしかたがないと思います。それがどのように反映されるかということが問題であると思います。そこで部長はじめ理事者をお願いをし、申し上げたいわけでありまして、少なくとも、市民への周知徹底、今後における不平不満の処理、業者に対する管理監督、この3点について、明確な態度を

鮮明にし、責任をとるべきが市民に対する当然の責務ではなからうかと思えます。それはできますか。

○ 産業衛生部長（宇沢 清君） 横田議員さんのおっしゃる通り、この問題については、5回、産衛委員会を開いていただけていますがまだ問題が残されてると思えます。今後とも、正副委員長さんなり、委員の皆様方にご了解も得まして、PRあるいは管理監督、協定等について、再度、運営方針をご協議願ひ、また、ご意見を賜りたいと思っております。

○ 16番（横田憲治郎君） わかりました。

最後に、この問題は行政運営における市長の手腕と力量が問われる問題であろうと思えます。今回、残念にも、委員会付託も省略して条例は通ったわけでありませうけれども、市民のための行政という立場から、今後、公共料金の値上げには慎重を期していただきたい。やむをえない場合も、市民世論を掌握しつつ、それを消化していく。同時に、業務内容の改善充実を特に要望申し上げて終わりたいと思えます。

以上。

○ 17番（山田清二君） 先ほどからくみ取りのことばかり出て、塵芥のことについては全然出ておりませんので、塵芥処理の問題で質問いたします。

最近、省力化時代ということで、機械化が進み、さらに大型化している。その時流に乗って、小回りがきかなくなってきた。この問題については、衛生課を通じて、その解消方を何回か申し入れてあったんですが、一向に解決しないのが現状です。しかも今回、全額市負担で、予算措置だけでよかったから、条例改正等なくて、30円、山間部においては40円という値上げができたわけです。これを契機として、この問題は当然解決されるべきだと思います。これに対してどのような処置をし、どのように解決をしていこうとするのか、一べん教えていただきたい。

○ 保健衛生課長（大宅清臣君） お答えいたします。

大型化されてることは確かでございます。それにつきまして、われわれは二トン車が入るところは、あくまでも個人の家まで取りに行けということを業者に徹底させております。今後も徹底さしていかなければならないと思えます。車の入れないところについては、業者が指定したところまで出していただくということで、今後もやっていきたいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○ 17番（山田清二君） 業者が指定した場所まで出してくださいということですが、場所の指定ができないところが多いんです。オルゴール鳴らしながら来る、その音を聞きながら、車の通るところまで持って出なければならぬところが何カ所かあるんです。二トン車が入ると

ころでも、集積できないところが多いんですよ。いままでは、あっちこっちと集積をして、そこまで入ってきてもらったけれども、車が大きくなったという理由で入らない。したがって、持って出なければならぬ。しかも、限られた時間の中で持って出なければならぬ。もし、その時間に遅れば、もう一週間置いとかないかんわけです。主人が帰ってきて、「そら、いかんやないか」というので、そのへんの車頼みであるいは自分の車で処理場まで持って行った。5時回っていたために、受け入れてくれない。一体どこへ捨てたらいいんだ。泉北環境の処理場は、市と直接関係ないとはいえ、自分で捨てに行ったら、ところが、時間が一分でも過ぎたらもう受け入れをしてくれない。むろん、日曜祭日はあきません。かつては、夜中でも受け入れてくれました。それが今度はこちらから持って行っても、時間から時間まででなければ受け入れをしてくれない。ごみを集めにくる日は、朝から車が来るのをいまかいまかと待っておって、まるで 礼の嫁さんくるのを待つみたい待っておって、音聞いたらさっと持っていかなければごみの処理ができない。どっかで燃やそうにも、場所がない。あっても、燃やせばまた公害やとか言われる。そういう状態で、市民はごみの処理に難儀している。そういう問題が解決されないまま、値上げされていく。これまでは市民は納得できないと思う。しかも、30円といえますと、年間にすれば、市民税の均等割りの一年分です。それだけの値上げが、今度行なわれたわけです。しかも、市民サービスのうえでは何ら変化がないとすれば、これは悪政と言わざるをえない。この面についてどう処理していこうとされるのか。それでもこの値上げを承認していかなければならぬのか。この点、明快な見解を披瀝していただきたい。

○ 産業衛生部長（宇沢 清君） 山田議員さんのご質問は、私も2、3聞かれております。最近車は大型化され、昔のミゼットというような車は、現在、つくられてない現状でございます。2、3年前、私が衛生課長のときに、ニトン車が入って収集できる範囲を全部チェックしたことがあるんです。それをさらに追跡する意味で再点検をいたしまして、し尿と同じように、私のほうで図面上に現わしまして、赤線で引いたこのところは絶対入るんだというような指導をやっていきたいと思っております。

○ 17番（山田清二君） 車が大型化しているから入れないことは間違いなんです。業者がうそついてると違います。いままでは小さい車やったから入れたんです。けれども、車が大きくなったから入れませんということなんです。今度、十トン車になれば、どっかへ車とめて、そこへみんな持ってきなさい。車が大きくなったから入れません。これでは公共事業としてはいけないではないか。もし、競争会社があったら、こんなことする会社はつぶれてしましますよ。市の仕事であり、市と契約し、親方日の丸だということで成り立ってるだけで、企業であれば、こんなもん、一ぺんにつぶれてしまう。だからこそ、公共料金の値上げは慎重のうえ

にも慎重を期さなければならぬということが出てくるわけですね。これがもし民間企業であれば、競争ですから、自然淘汰されていく。したがって、値上げ問題なども自由にやったらいいわけです。ところが、公共事業については競争相手がない。しかも、一日も放置できない。そういう中で、設備が変わったから、サービスが悪くなったんだということをそのまま認めることはとうていできないと思う。もし、それができないというならば、市が直営して、各家の戸口まで取りに行ったらいいと思う。税金なんかは一軒一軒取りに行くんだ。差し押えますぞというて、おどかしてまで取り上げるんや。ところが、市民サービスの面は、車が入れませんというてのうのと過す。これでは一体誰のための政治だと言わなければならない。この点、市長は頭が痛かったら助役でも結構ですが、はっきりした見解を披瀝していただきたいし、また、それを実行できる方法を明示していただきたい。

○ 議長（松尾千代一君） 助役答弁。

○ 助役（辻 忠夫君） ごみの処理につきましては、ただいま言われましたように、車が大きくなっておることは事実でございます。そういうことに対処いたしまして、できるだけ市民の方が不便にならないように取り計らいます。

○ 17番（山田清二君） そんな返事、二年も三年も前から出てるんですよ。ところが、だんだん悪くなっていった。少しずつでもよくなってるならいい。いままでより近くなったとか、いままで取りにこなんだところまでくるようになったとかいうのなら、その答弁でいいけれども、いままで出してたところでは間わんようになってきた。だんだん遠くまで持って行かなきゃならない。音聞いて、200メートルほど持って出なきゃならないところもあるんですよ。それも最近、たんぼのまん中にできた家だとか、山の頂上に建てた家じゃなしに、昔からあるところなんです。そういう問題を見過ごして行政を進めていくとはどういうことなのか。いま、初めて言うことと違いますよ。すでに二年も三年も前から言うてるんですが、善処します、少しでも市民が助かるようにしますと言うだけで、一向によくならない。いよいよがまし切れないところまで来て、値上げが必要なんだと、これは一体どういうことなのか。業者が悪いと言うんじゃないんです。人件費がかさむ。現状でやっていけない。それはよくわかります。だから、値上げすることに反対してるんじゃないけれども、市民サービスがだんだん低下していく中で値上げが行なわれることが納得できないと言ってるんです。全額市が負担してるんですから、市営の仕事と言ってもいいわけですね。その最高責任者が、何とかもう少しやりたいと思いますという答弁しかできないというのは、これはとんでもない話だと思うんです。もう少しはっきりと、こうしていくんだ、一挙にできないなら、今年中あるいは来年のいままでとか、一年間の間にこういうふうにしていきたいぐらいの見通しを立てて値上げの提案をしたはずな

んです。し尿のほうは、市民の直接負担があるから相当問題になった。ごっちはそれがいいから、すっと行くと思うたんかしりませんが、あんまり少ない額じゃないですね。相当な額です。これだけの値上げをするのに、市民サービスの改善は一つも伴わない形で提案したとするならば、それこそ市民不在の政治と言わざるをえない。その点について、遅まきでも結構ですから、こういうふうに改めたいというぐらいの決意は披瀝してもらわなければならないと思うんです。

○ 議長（松尾千代一君） 答弁。部長。

○ 産業衛生部長（宇沢 清君） 山田議員さんのご指摘ももっともでございますが、最近の諸物価の高騰を考えた場合、一定の業務をやっても、人件費の高騰あるいは諸物価の値上がり等加味して、やはり、20%あるいは30%上がっていることは事実でございます。さらに市民サービスの点でございますが、現状では二トン車が一番小型クラスになっております。これ以上大型化すれば、泉南線でも通れなくなってきますので、業者ともども再検討のうえ、少なくとも、これ以上大型車にならないようにしたいと思っております。その点よろしくお願ひしたいと思います。

○ 議長（松尾千代一君） 他に。

○ 9番（出原武司君） 診療所の補正が出ておるわけですが、道路を買収しなければならないことが起こったとかいう簡単な説明だったわけですが、用地買収だけならば、その説明でいいと思いますが、主体工事あるいは付帯工事の補正も出ておるのでございます。そこで、なぜこのような用地を買収し、主体あるいは付帯工事を行なわなければならないのかという説明と同時に、市立病院との関連性についても詳しくご説明願ひたい。

ついでに聞いておきますけれども、医療機材器具について、これは当初予算の説明にあったかどうか、不勉強で失念いたしましたので、合わせてご説明願えれば結構かと思ひます。ただいまの和泉病院のように、必要に応じて、ゆくゆくはだんだんふやしていくんだという考え方じゃないかという心配のあまり聞くわけでございますので、できれば詳しくご説明願ひたいと思ひます。

○ 保健衛生課長（大宅清臣君） 用地の買収についてお答えいたします。

1号線の道路拡張の変更がありまして、買収する際、拡張の分だけおいて買収したので、今度、変更になりました分をまた買収するというところでございます。

2点目の備品につきましては、当初、2年前に計画した当時の金額をそのまま48年度予算におけたわけでございます。実際、建設する中で調査した結果、レントゲン、現像機等、大幅な値上げがされておりますので、金額を追加させていただきたいと考えるしだいでございます。

工事については、建設課のほうからお願いいたします。

- 建設部次長（林 徳治君） 診療所の主体工事費及び付帯工事費の内訳についてのご質問でございますので、建設部からお答えいたします。

昨日、議案４７号でご議決を賜りました単価アップの分８２万円が、この１８２万円のうちに含まれてございます。したがって、残り１００万円が付帯工事及び主体工事の追加でございます。

その内訳を申し上げますと、３点ほどございまして、設計当時には、自動現像機の設備は必要とされていなかったのが、その後必要になりまして、現像室を一部広げる工事がございます。それから、これは小さな工事でございますが、薬局と事務室との間の間仕切りもするほうがいであろうということで、この分も付け加えます。それから、検査室の尿の検査受付口を、便所から直に明けるほうが便利ではないかという点の改善。

以上、３点で１００万円を見込んでおります。

- 産業衛生部長（宇沢 清君） 診療所と市立病院の関連につきましては、今度できる幸診療所、現在ある父鬼診療所、市立病院、それぞれ切り離した形で設けていきたいと思っております。医師も、その診療所専従の医師ということで考えております。
- ９番（出原武司君） 今度、新しくできる診療所にはベッドが設けられるのか、設けられないのか。ベッド数２０までは診療所で、それ以上は病院だと聞いておりますけれども、ベッドが設けられるとすれば、入院施設の規模等を聞いておきたい。
- 保健衛生課長（大宅清臣君） 診療所にはベッドを設けません。現在、衛生課として考えているのは、内科をおもにし、できればパートで雇って眼科もやりたいということでございます。
- ９番（出原武司君） ベッドは設けないという答弁でありましたけれども、診療所で診断の結果、入院の要ありという患者も出てくるのは当然のことです。ますますもって、病院建設の１日も早からんことを理事者に要望いたしまして、私の質問を終わります。
- 議長（松尾千代一君） 藤原さん。
- ２５番（藤原要馬君） 私は、午前中に通った、し尿、ごみ等の条例の賛成者でございます。この予算に対しても賛成しようとするならば、理事者にこの際、確約をしてもらっておかなければならないと思っておりますので発言をするしだいでございます。

各市がし尿のくみ取りを２回しております。金額も、堺が１５０円、高石が７５円、泉大津が１００円、岸和田は８０円。うちも８０円だったわけですが、ほかは２回取りできて、うちはなぜできないのか。ごみも、ほかは、ほとんど週２回取りしております。この際、市民さんにも２０円のご負担を仰ぐのでございますから、うちも週２回にさせていただきたい。先ほど

の説明によりますと、半期かかるということでございましたが、何がために半期かかるのかという疑問もあるわけでございます。

それと、条例の中で、ごみはおおむね一週一回、し尿は月おおむね2回とありますが、この「おおむね」を削除しないのかどうか。今後は2回取りさすようにするのかしないのか。ここではっきりと確約をしていただきたいと思えます。

○ 産業衛生部長（宇沢 清君） 藤原議員さんのご質問にご回答申し上げます。

いま塚、高石、泉大津等の例を参考にお話しいただきましたが、当和泉市におきましても、42、3年でございましたが、60円に値上げしたときに、小さい便槽については、月2回くみ取るという確約もしております。

条例の「おおむね」という表現は、あいまいな表現ではないかというご指摘でございます。2回取りについては、業者に十分納得していただいて、できるだけ2回くみ取っていただく。ごみの週2回取りについては、特殊車でありますので、これから手当てしたところで、6カ月以上かかるという業者の言い分でございます。これらを合わせまして、今回の条例では「おおむね」というものを削除しなかったのでございます。ただし、条例がいかにあろうとも、業者の責任において、市民の苦情のないよう、誠心誠意処理すべく、確約を取りたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願い申し上げます。

○ 25番（藤原要馬君） 規約は、法定化されないと思うんですよ。法律化しないようなものじゃなく、条例ではっきりしていただきたい。生活する以上、ごみにしてもし尿にしても、他市と同じ量出ると思うんです。他市が2回取れば、うちも2回取っていただきたい。なぜうちだけ市民が不便を感じなきゃいけないのか。これは部長よりも市長、助役からはっきりしてもらいたい。値上げしたんですから、月2回は取らすんだと。条例に「おおむね」と載ってるからだめなんだ、これでは許せないと思うんです。ここらを今後、理事者としてどういう態度で進むのか、はっきりお聞きしたいと思えます。

○ 助役（辻 忠夫君） 20日に一回は必ずし尿のくみ取りをやる。ごみは必ず決めた週に取りに行くという前提で、現在取り決めをいたしております。いま申されたことについては、来年度から実施できるよう、今後、引き続いて話し合いを進めます。

○ 25番（藤原要馬君） それではだめなんですよ。やる姿勢じゃないんですよ。やろうと思えばどんなことでもできるんじゃないですか。この条例も、やろうとしたから通ったんですよ。条例を通してもらうた限りは、市民さんに20円の負担を願うについては、こういう形をするんだということがなければならぬ。何の進展もなく、値上げだけはするとは何ごとだということ。これは上げなきゃいけないという点があるから、条例を通したんですよ。そ

の代りには、2回取りはやらすんだという姿勢をおなた方が持ってやらなければだめだということ。来年からやりますって、昔から言うように、来年のこと言うたら鬼が笑うようなことせんと、市民の喜ぶようなことをしてもらいたいというのが私の願いです。市長にしても、助役にしても、こんな頼りかい人に何ほ言うてもわからんと思うから、このうえ言いません。部長、産衛の委員さんにはまことにご足労だけれども、条例の中から「おおむね」ということを抜くことと、週2回、月2回できるような方法にしてもらうようにお願いしたいと思います。私はこのうえ追及しません。終わります。

○ 議長（松尾千代一君） 他に。

○ 7番（田中包治君） 出原議員の質問に対する答弁の中に、診療所と病院とは別個であるという発言がありましたが、相互の連絡がないと、診療所を設置した価値がないんじゃないかと思えます。診断受けに診療所に行く。ちょっと大病になれば、すぐ市民病院へ持って行く。こういう体制でないと、意味がない。同じ医療行政の中で、ばらばら行政を行なうのなら、診療所設置の必要性もなくなるのではないか。個人医者でも十分間に合う。この幸診療所については、同和対策事業として補助金がもらえるからつくったのか。診療所と病院との関連性をもう少しはっきりしてもらわないと、同じ市の中で、医療行政に2本柱があるというのはおかしい。ただ、衛生課が注射するとか、検査するというなら別ですけれども、いやしくも、診療所といえは全科があるわけですね。全科があって、そこで診療する。ひどくなった場合は、市民病院に連絡できるというのでなければ、診療所を設置する理由がないし、尊い命を捨てる、いわゆる手遅れという事態が発生すると思うんです。ここらをもう少しはっきりしてもらいたい。市の基本的な考え方がおかしいんじゃないかと思うんですけれどね。

○ 産業衛生部長（宇沢 清君） 出原議員さんのご質問に答弁させていただいた中に、診療所と病院を切り離した考え方を持っていると申しました。これは事実でございます。連携業務につきましても、市立病院のほうにもお願いしておるわけです。ただ、医師の確保上のいろんな問題があるわけです。先ほど申しました父鬼診療所の場合も、市立病院の分室とはしていないわけです。

浴場の場合にも、市委託と町会委託と町会委託の浴場があるわけですが、診療所についても、委託にするか、直営にするか、準備室の中で検討したい。ただ、市立病院の分室という位置付けはできないという考え方を持っております。

○ 7番（田中包治君） はっきり言いましたら、医療行政の一本化ができないのか、できるのかということですよ。医療行政の一本化は世の中の通例です。まして、同じ和泉市の中で医療を二分化するという考え方はどうしても理解できないし、診療所をつくる必要性の問題にもな



ってくる。この点どうですか。

○ 産業衛生部長（宇沢 清君） 昔、町営で幸診療所というのがあって、合併後廃止されたわけですね。当時、なぜ診療所ができたかという、同和地区には目の悪い人が多い。胸部疾患が多いということですね。その実態に即したものをつくりたいと思っておるしだいです。それと同時に、ここで診察をして、あとの検査をどうするんだということにつきましては、市立病院との提携をお願いするという、現在、話し合いをしている最中でございます。

○ 7番（田中包治君） 私の言うことが理解できないかもしれませんが、問題は、診療所と市立病院があって、2本化行政しておる市があるか、ないかということです。医療の一本化が必要なのは、人命にかかわるからですよ。はっきりいえば、診療所は何もできません。レントゲンとるか、注射するぐらいでしょう。そこらをもう少し検討して、病院あるいは診療所については、病人を中心とした行政を行なってもらいたい。官僚の縄張り争いで、手遅れになって尊い命を失うようなことのないようにしてもらいたい。これを要望して終わります。

○ 議長（松尾千代一君） 他に質疑ご意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

質疑ご意見ないものと認め、これを終わります。

おはかりいたします。本件を原案通り可決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」「異議あり」の声さくそう）

本予算案について反対のご意見もありますので、採決に入りたいと思います。本案に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

賛成多数でございますので、原案通り可決決定いたします。

○ 議長（松尾千代一君） 次に日程第3「風致地区指定請願書」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

### 風 致 地 区 指 定 請 願 書

紹 介 議 員

竹 内 修 一

金 沢 勝

吉川 伊与一  
藤原 利一  
寺田 茂  
貝淵 博治  
柏 音三郎  
池辺 秀夫  
横田 憲二郎  
木下 甲子三  
三井 正光  
中塚 辰之助  
成田 秀益  
山田 清二  
竹下 義章  
柳瀬 美樹  
田中 幸一

#### 風致地区指定請願書

和泉市黒鳥町山荘、一条院町山荘及びその周辺を風致地区に指定していただき度別紙参考資料を添えてお願い申し上げます。

##### 1. 理由

イ. 和泉山脈の葛城、経塚、三国山等から和泉平野をみると開発でコマ切れにされ、見るかげもないあわれな姿になっている。その中で1ヶ所緑が長く連って自然のすがたをのこしているのは、山荘地区一帯だけである。しかも公園、キャンプ場、演習場のほゞ中央南寄りに、一きわ鮮かに大樹のあるのは山荘である。山荘は一連の緑の中の中心的存在である。

堺市の平岡の台地から めても全くその通りである。

ロ. 山荘には小鳥が多い、雉がヒナを引きつれて庭先まで散歩にきてくれる。貴重な生物が附近の溜池群に生存しているので、文化庁もその保存保護を望んでいる。庭先から和銅開宝の出てきた家もある。古墳もたくさんのもっている。昨年禁猟区に指定されている。

ハ. 風致地区に指定を請願している山荘一帯の緑の樹々を切りたおしたら下の平野部の地下水に異状をきたしたり、鉄砲水が出たりすることは既成の丘陵地開発団地の周辺平野部で何れもが経験している事実である。

信太山の湿地や数多い溜池樹木等がなくなれば地下水に影響なしとは誰が断言出来よう。まして平野部より670mの高所にある溜池を、産業廃棄物で埋められたら、地下水の汚染で長期にわたり迷惑するのは、和泉、高石、泉大津の市民達である。

二、大阪市の南部や堺市等の阪和線地区の小学校では、卒業までに一回は必ず信太山に遠足して来る。春秋には市街地の人々はたのしんで行楽にきてくれる。むかしからの和泉市の人、子供の頃は桃の花見に、秋には、はったけ狩りに楽しんで山に来た。今では桜の名所になりつつある。

今の子供はより以上に自然の広い処を喜ぶものだ。子供の心境は昔も今もかわりがない。和泉地方でただ一つしか残っていない信太山や山荘一帯の緑を残し、環境を保全するには現在の法律では風地区に指定していただく事が最良の方法であろう。

以上の次第でありますので、御詮議の上何卒風致地区に御指定いただけます様御取計らい願ひ上げます。

#### 参 考 資 料

1. 略 図
2. 関連新聞記事写し

昭和48年7月26日

代表者 和泉市黒鳥町1281番地

高 田 春 次 ㊦

連絡場所 高田春次 電話 41-3132

和泉市一条院町250-2番地

北 田 実 ㊦

和泉市一条院町306-2番地

亀 田 重 雄 ㊦

和泉市一条院町331番地

加 藤 栄 一 ㊦

和泉市一条院町334番地

吉 本 幸次郎 ㊦

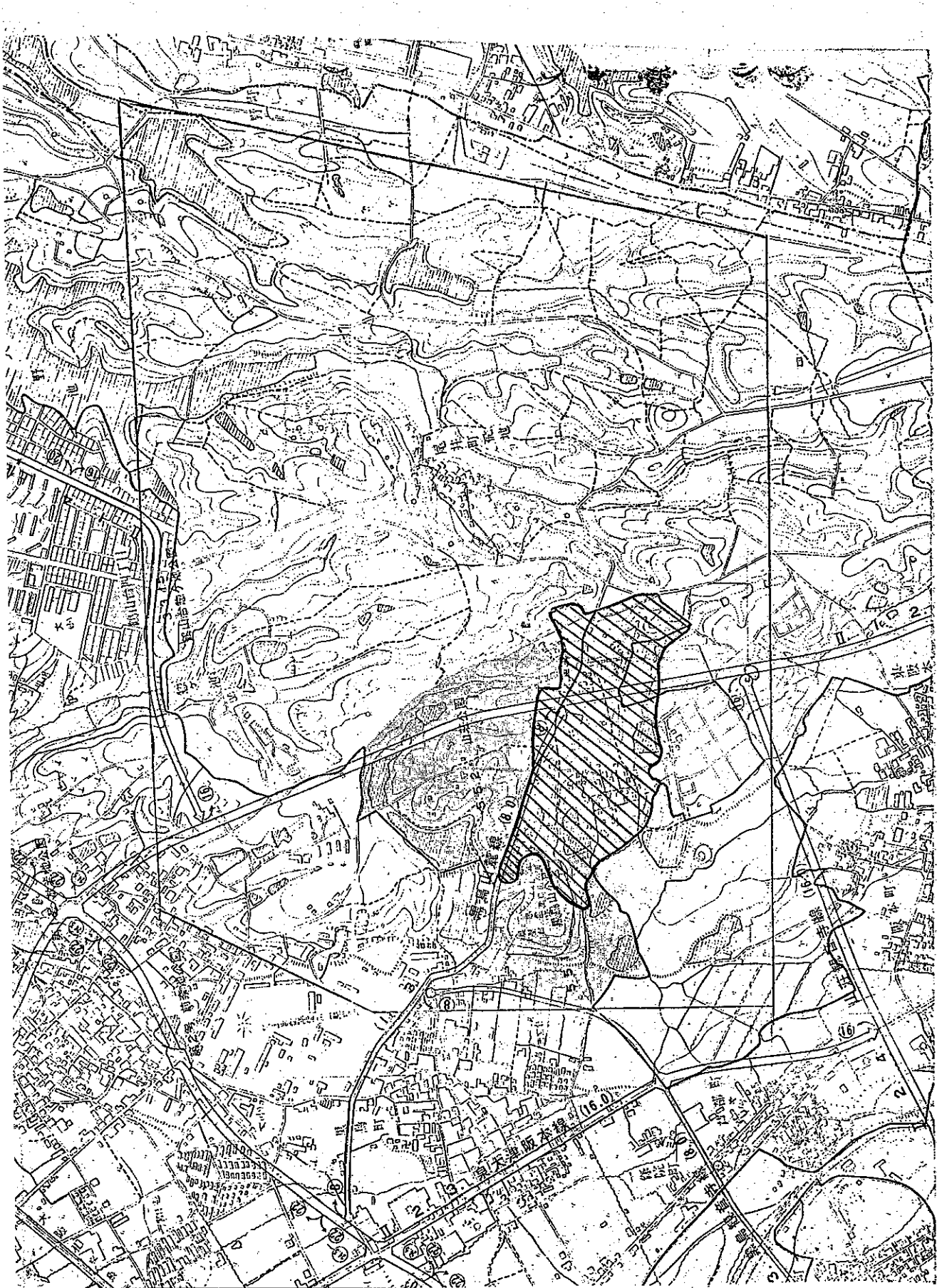
和泉市一条院町314番地

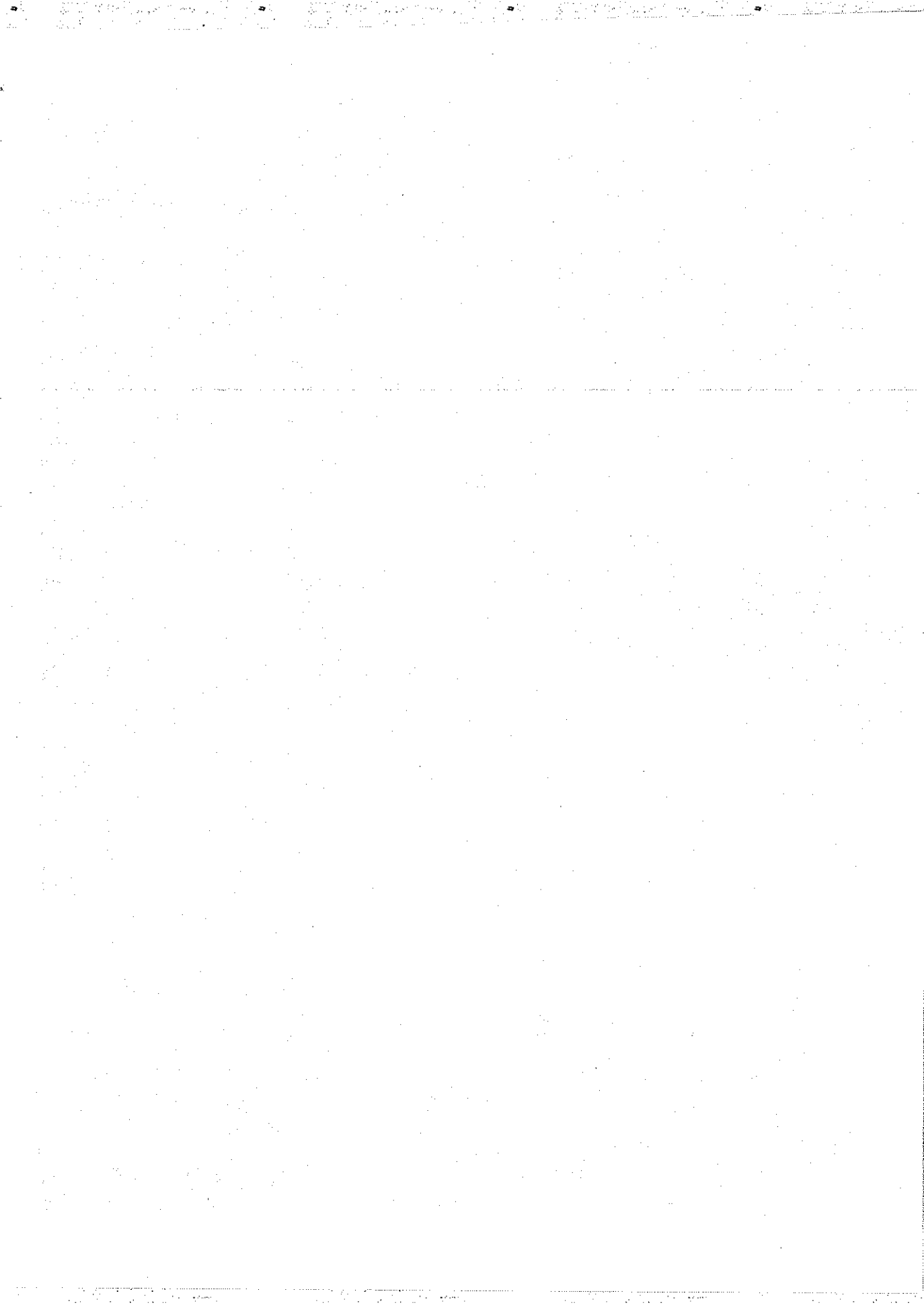
川崎 美津男 ㊟  
和泉市一条院町333番地  
千本 茂樹 ㊟  
和泉市一条院町337番地  
秦 美輝 ㊟  
和泉市一条院町278-1番地  
奥村 育司 ㊟  
和泉市一条院町306番地の1  
松本 勝 ㊟

他署名者 302名

大阪府和泉市議会議長

松尾 千代一 殿





## 自然の宝庫守ろう

### 風致地区指定

和泉市へ申請

黒鳥山地区民

〔和泉〕「環境週間」——“地球は一つ、生命の広場”をスローガンに各地で自然保護や公害追放運動を展開しているが、数少ない緑が残されている信太山丘陵に接する和泉市黒鳥山地区の住民たちが、生活環境を守り、自然を保護するために“地区防衛”に乗り出した。これ以上の開発を防ぐため「黒鳥山地区を風致地区に指定してほしい」と近く地区ぐるみで和泉市に要望する。

同地区は、同市黒鳥町と一条院町の各一部からなり、信太山丘陵南部の黒鳥山の台地上（50—70メートル）にある。東、北側は陸上自衛隊信太山演習場に接し、地区内には大阪市青少年野外活動センター、同市営キャンプ場、同山荘公園、和泉市立黒鳥山公園などがあり、面積は約60万平方メートル。

緑におおわれた恵まれた環境で、住民約80戸はほとんどが戦前から住んでいる人たち。一帯にはまだキジ、コジュケイ、ヤマバト、カッコウ、ウグイスなどの野鳥をはじめムカシトンボ、カブトムシなどの昆虫も豊富。大小20数個の池もあり47年に発行された文化庁の「主要動植物地図」にも学術上貴重な生物の群生地として紹介され「自然破壊が極端にひどい大阪府では、丘陵一帯の止水域（池の集合地）の水生生物の保護がとくに重要な課題である」と地区を“自然公園”として残すことの貴重さを訴えている。

昨年、黒鳥町会、市が中心となって地区内にある大池（1万5千平方メートル）を大阪市内の開発業者に売却しようとしたことから、地元の人たちが「大池対策委員会」（高田春次委員長）を結成、反対した。委員会には同地区の人たちの大半がはいっており、委員会の反対運動で売却の話は中断したままになっているが「このままでは安心できない」と委員会で協議した結果、風地区指定申請をすることにした。

風致地区になると、演習場と合わせて約260平方メートルの広大な自然がそのまま守れるようになり、和泉市民にとっても市街地に接した緑と水がある憩いの場所が確保される。

池上遺跡など文化財を守る運動も活発に行なっている郷土史家の高田委員長は「今や南部大阪でも唯一といってもいいこの自然を守り通すことは、地区の人たちのためばかりでなく、ハイキングなどに訪れる府民のためにもなることだ。市会などに働きかけ市民運動に発展させたい。また、私たちの運動がきっかけになって、各地で身近な自然を保護する動きが活発になってくれれば、と思っている」と話している。

野ウサギもいる黒鳥山

風致地区指定を陳情 和泉

〔和泉〕和泉市でも数少ない自然となった同市黒鳥山地区を、開発から守るために風致地区にする運動を行っている地元の「大池対策委員会」（高田春次委員長）の人たちが、28日、市に風致地区指定の陳情書を提出した。同地区は、信太山丘陵の南端部約60万平方メートルの広大な地区で数多くの池が残り、こん虫や植物が豊富。いまでも野ウサギが姿を見せることもあるという。ところが昨年ごろから地区内の池の一つを埋め立てて開発しようという計画が持ち上がり、地区の人たちが反対していた。

陳情書によると「この自然を保護することは和泉市民の義務である——」としている。

市開発課が8月施行をメドに策定している新用途地域計画では、同地区は第一種住居専用地域に指定されることになっているが、同課では「周辺には貴重な遺跡も多く、市民の憩いの場にもなっているので早急に検討してみる」といっている。

信太山丘陵を風致地区に指定を

和泉の住民が市長に陳情

珍しい植物や昆虫の宝庫として知られる和泉市の信太山丘陵を、開発の波から守るため風致地区に指定してほしい——28日、同類などの湿地性植物が群生するタメ池は学術上貴重なものとして文化庁からも指摘されているという。

高田さんが問題にしているのは同市黒鳥町と一条院町の一部にまたがる約60万平方メートル。現在は市街化区域で約80戸が住んでいる。

ハッチョウトンボ見つけた 和泉市の信太山丘陵

開発の波間に細々生きる

大阪では絶滅したとみられていたハッチョウトンボが和泉市の信太山丘陵地にわずかが生き残っていた。このほどみつけた堺市の府立鳳高校生物クラブの調査だと、珍しい食虫植物や湿原植物も残っている。ここはかつて府下で数少ない動植物の宝庫だったが、宅地造成の波が押し寄せ、このままでは絶滅も間近。高校生たちは貴重な動植物の保護を訴えている。

湿地に飛ぶ約10匹

保護訴える 鳳高クラブ このままでは全滅



信太山丘陵地は和泉市の中央部から東南部に広がる約60万平方メートルの広大な雑木林と草原。一部は陸上自衛隊信太山演習地になっており、府の青少年野外活動センター、市営キャンプ場もある。

鳳高校生物クラブはここ数年、この丘陵地の植物調査を続けてきた。現在、部長の2年生藪中昭二君(16)ら20人が6月から毎週1回現地調査に出かけている。

ハッチョウトンボがいたのは同丘陵地の湿地帯で、10匹ほど飛んでいた。ハッチョウトンボは体長が最高1.8センチで日本産のトンボのうちもっとも小さい。日当りのよい、酸性土壌の湿地帯にしか生息地は限られている。しかも最近は開発とともに少なくなってきた。藪中君らのその後の観察では、ハッチョウトンボが生息しているのは信太山丘陵地で一カ所だけ。しかもその数も見つけた10匹前後しかないらしい。

湿原植物や食虫40種も

このほか食虫植物のモウセンゴケ、ミミガキソウのほか、湿原植物のトキソウ、サギソウなど40種類がはえていた。

同丘陵地の近くには鶴山台住宅団地が建設され、また最近では大手不動産会社が進出するなど、開発がどんどん進んでいる。このため同丘陵地にある黒鳥地区の住民たちは環境破壊を防ぎ、自然保護のために風致地区指定の運動を起こしている。

藪中君らも「すでに生息地の20メートルそばまでブルドーザーがはいており、このままではハッチョウトンボや植物も絶滅する」と、いま一部の植物を採集したり、写真をとって、記録だけでも残そうとしている。生物クラブの顧問の野崎啓一教諭も「せめて、ここだけでもなんとか自然のまま残しておきたいが」といっている。

○ 議長(松尾千代一君) 紹介議員の趣旨説明をお願いします。

○ 27番(成田秀益君) ただいまご提案申し上げました請願の提案理由をご説明申し上げます。

この請願の内容通りでございますが、ただ、本請願は、近ごろの世相としては非常に珍しい請願だと思っております。

まず第1に、公益事業が私権との兼ね合いで行き詰まっておるのは、すでに議員諸氏もご承知の通りであります。それにもかかわらず、本件土地所有者並びにその住民が、私益を顧みず、あえて、自らの所有権等の制限を行なってまで、地区環境の保全を申し出られたものであります。

特に、本地区の用途指定は第1種住専地区であり、また、都市計画法、建築基準法等の規制

が一番きびしい地区になっております。しかもまだその上に、本市条例のきびしいワクを自ら  
はめてまで、共同の利益を守られんとする地区住民の公益優先の意欲に対しましては、ただた  
だ敬服のほかはないのであります。

本地区は、ご承知かと思いますが、現在としては、まことに本地区指定に適合した地域であ  
ります。いま、これを行なわなければ、近いうちにスプロール化が免れないと思うものであり  
ます。

こういう趣旨で、ひとつ議員の皆様方は、このようなご時勢に、このような請願がなされた  
ことをご留意くださいます、ご審議のうえ、可決決定を賜りまして、理事者におかれまして  
は、速やかに府にこの旨を進達し、早期実施されんことをお願い申し上げまして、本提案の理  
由の説明を終わらせていただきます。

- 議長（松尾千代一君） 趣旨説明が終わりました。本請願について質疑、ご意見ありませ  
んか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

おはかりいたします。本件につきましては、十分な調査研究の必要を要するものと思いま  
すので、所管の委員会に付託し、閉会後も審査をお願いいたしたいと思っておりますが、いかがでござ  
いますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、本件を所管の建設委員会に付託することに決めます。委員の皆様方  
にはまことにご苦勞でございますが、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（松尾千代一君） 次に日程第4「魚介類の汚染に関する緊急対策の要望決議」につ  
いてを議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

#### 決議第4号

#### 魚介類の汚染に関する緊急対策の要望決議

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条の規定により提出します。

昭和48年7月26日提出

和泉市議会議員

成田 秀 益

関 戸 正 一

竹 内 修 一

柏 音三郎

田 中 包 治

竹 下 義 章

藤 原 利 一

直 村 静 二

中 塚 辰之助

吉 川 伊与一

三 井 正 光

木 下 甲子三

魚介類の汚染に関する緊急対策の要望決議(案)

水銀及PCBによる魚介類の全国的な汚染により、国民は動物性たん白質の平均以上をとっていた魚介類を安心して食べる事が出来ず多くの魚民の出漁停止、鮮魚商など関連業者の営業と生活は、きわめて深刻な不安と危機にさらされている。

これは、国民の食生活、健康、生命にかかわる重大問題である。

よって政府は、すみやかに次のことを措置されるよう強く要望する。

- ① 工場からの水銀、PCBなど有害物質の排出を直ちに禁止すること。
- ② 違反企業の操業停止などの措置と厳重な監視体制をとること。
- ③ 国民の食生活の安全と健康となるため沿岸魚介類には産地を正しく明示するように指導すること。
- ④ 食品衛生法にもとづいた規制力を持つすべての魚介類とその加工製品の安全基準を急いで作ること。
- ⑤ 全国的な水銀汚染調査を行い、国の責任で健康診断を行い必要と認められた人達には、国費による治療を行うこと。

- ⑥ 全国すべての沿岸漁場について、沿岸漁場について、沿岸にたまっているヘドロの徹底した汚染調査を行うこと。
- ⑦ 水銀、PCBなど有害物質によって汚染された水域の浄化漁場の回復を直ちに図ること。  
その費用は、汚染源企業に多くさせること。
- ⑧ 魚価の低下、売上げ減少などにより損害をうけた漁民中小漁業者、鮮魚商および関連業者に対する補償を汚染源企業が、直に行なわれるよう国がきびしく指導すること。  
以上決議する。

昭和48年7月26日

和泉市議会

- 議長（松尾千代一君） 提出者の趣旨説明を願います。
- 9番（出原武司君） 提案説明を申し上げます。  
おそらく、徳川時代も明治時代もこんなことはなかったという、日本の国にとっては未曾有のこの出現でございますが、このことについては、業者も頭を悩まし、緊急対策としては、大阪府として80万円の緊急融資をいたしましたけれども、まだまだ救済しなければならない人たちが非常に多くございますので、よろしくご審議賜りたいと提案申し上げます。
- 議長（松尾千代一君） 趣旨説明が終わりました。本決議案についてご意見ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）  
質疑ご意見ないものと認め、これを終わります。  
おはかりいたします。本件を原案通り可決するにご異議ございませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）  
ご異議ないものと認めます。よって決議第4号を決定いたします。
- 
- 議長（松尾千代一君） 次に日程第5「電気・ガス料金値上げに反対する決議」についてを議題といたします。  
決議案を朗読させます。  
（市会事務局長朗読）

決議第5号

電気・ガス料金値上げに反対する決議

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条の規定により提出します。

昭和48年7月26日提出

和泉市議会議員

成田 秀 益

関 戸 正 一

竹 内 修 一

柏 音三郎

田 中 包 治

竹 下 義 章

藤 原 利 一

直 村 静 二

中 塚 辰之助

吉 川 伊与一

三 井 正 光

木 下 甲子三

電気・ガス料金値上げに反対する決議（案）

関西電力は、6月2日平均28.13%にのぼる大幅な値上げを、大阪ガスは23日、平均30.89%の大幅なガス料金値上げを、ともに生産コストの高騰による経営悪化を理由に、通産省に申請した。

国民は、昨年来の商社の買い占め・売り惜しみや、公益料金の相つぐ値上げによる諸物価の高騰に苦しんでいる。

こうした中での電気・ガス料金の値上げは、諸物価の一層の値上りをまねき、国民生活を破壊するものである。又、両社の値上げ理由も、巨額の内部保留、営業利益の延びなどをみても、何ら国民を納得させるものではない。このような国民生活を苦しめるだけの値上げは断じて認めら

れない。

政府は、諸物価の安定を望む国民の声にこたえ、関西電力、大阪ガスの値上げを、絶対に許可しないよう強く要望する。

以上決議する。

昭和48年7月26日

和 泉 市 議 会

- 議長（松尾千代一君） 提案者の趣旨説明を願います。
- 18番（直村静二君） 僭越ですが、私から提案理由の説明をさせていただきます。  
今日の電気・ガス料金値上げ、ともに市民生活に大きな影響を及ぼすということは、文案にも書いております通りでございますので、この決議文に全員一致賛成されて、決定されますことをお願いいたしまして、提案説明に代えます。
- 議長（松尾千代一君） 本決議案について質疑ご意見ございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）  
質疑ご意見ないものと認めます。よってこれを終わります。  
おはかりいたします。本件を原案通り決議するにご異議ございませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）  
ご異議ないものと認めます。よって議案第5号を決定いたします。

- 
- 議長（松尾千代一君） 次に日程第6「小選挙区制に反対する決議」についてを議題といたします。  
決議案を朗読させます。  
（市会事務局長朗読）

決議第6号

小選挙区制に反対する決議

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条の規定により提出します。

昭和48年7月26日提出

和泉市議会議員

竹下 義章  
田中 包治  
関戸 正一  
中塚 辰之助  
坂上 国治  
吉川 伊与一  
山田 清二  
木下 甲子三  
横田 憲治郎  
金沢 勝  
出原 武司  
三井 正光  
直村 静二  
寺田 茂  
勝部 津喜枝  
柳瀬 美樹

小選挙区制に反対する決議（案）

憲法第41条は、我が国の国権の最高機関は国会であると明記され、同じく憲法第43条では、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織するとあり、全国民の意志が正当に反映される事が、議会制民主主義の根幹である事がうたわれています。

しかるに田中総理大臣は、小選挙区制が政局の安定に役立つ等と言って選挙区制の改正を企図しており、未だ最終断念の意志表明はされていません。

小選挙区制は、1人区において各候補者中の最高票者だけが、当選人になるものであります。現在、国会において、5政党が存在する時1人区において5党が候補者を立てたとき、平均値は、20%となり、極端な場合21~23%の得票で当選人が決定され、79~77%の選挙民の意志は無効となるものです。これは著しく不公平な実態であり、正当な国民の意志を反映しない国

会となり、議会議民主主義は形骸化することは必至であります。

新聞報道によると、「自民党案による衆議院選挙の実績からの議席」は、40%台の得票で80%の議席占有率になると伝えています。

当市議会は、「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し」の憲法前文にも反する小選挙区制には強く反対するものであり、政府、自民党は将来に亘って国会に提案しないよう決議する。

昭和48年7月26日

### 和泉市議会

- 議長（松尾千代一君） 提案者の趣旨説明をお願いします。
- 3番（金沢 勝君） お許しをいただきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。ただいま局長は省略いたしましたけれども、その内容につきましては、ここに明記いたしております通りでございます。ひとつ皆様方のご協力、ご審議をちょうだいいたしまして、可決決定いただきますようよろしくお願い申し上げます、はなはだ簡単でございますけれども、提案理由の説明にかえたいと思います。よろしくご願ひ申し上げます。
- 議長（松尾千代一君） 本件について質疑ご意見ありませんか。
- 23番（貝淵博治君） ただいま決議案を出されているわけでございますけれども、国会が出そうとしてまだ出せない中で、なぜ和泉市の市会が取り上げなきゃいけないのか。やろうとしかけたところで、やらない。反対決議が市内各所の電柱に張ってあるわけですけども、現在、それが流れるかわからないという中で、なぜ決議しなきゃいけないのか。決議するのにやぶさかではありませんけれども、多分出ないであろうという前提条件に基づきまして、なおかつ、こういうことを市会でやる必要があるのかどうか。反対する意味じゃなく、ご意見として申し上げたいと思うわけです。
- 議長（松尾千代一君） 本件について他にご意見ありませんか。
- 27番（成田秀益君） ただいま貝淵議員さんからお話もありましたごとく、政府提案の選挙法改正は、新聞紙上でも皆様ご承知のように、現在、引っ込められております。また、出すのか、出さんのか知りませんが、出てきた時点で検討したほうがいいんじゃないかと思っておりますので、意見として申し上げておきます。
- 議長（松尾千代一君） 他に異なった意見が出ておりますので、おはかりいたしたいと存じ



ます。本件につきまして賛成の方举手願います。

- 3番(金沢 勝君) 私、提案者なのですが、採決とっていただかなくても、文書見ていただきましたらわかりますように、こうして16名の署名捺印をいただいております。一國一域の主が印を押しておりますので、採決とらなくてもいいんじゃないですか。
- 議長(松尾千代一君) 賛成多数により本件を原案通り決議するにご異議ございませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)  
ご異議ないものと認め、決議第6号を決定いたします。
- 25番(藤原要馬君) いまの議長の言い方おかしいと思うんですよ。賛成者多数であったと言われたんですけど、多数の手があがりましたか。  
(「ちょっとしかあげてない」、「採決とったら数言えや」、「条例のときでも同じや」、「おかしいぞ、議長」、「何名か言うてくれ」など、発言する者多し)
- 議長(松尾千代一君) はい、貝淵さん。
- 23番(貝淵博治君) 採決をやったのがおかしいんですよ。だけれども、他市との関連があるかと思うんです。だから、局長、他市もこういうことをしてるのかどうか、どういうふうにしてるのか、一ぺん調べて、委員会に付託しなさい。これを採決とること自体が根本的におかしい。私ら、ご意見を申し上げただけであって、何もこれにどうこういうんじゃないからね。一ぺん各市の状況を調べて、そのうえでしたらどうですか。
- 25番(藤原要馬君) 先ほども金沢議員から出ておったんですけど、紹介議員が16も17もあること自体がおかしいんですよ。それなら提案しなくても、通ってるわけです。採決とるとらんよりも、もう通ってるわけですよ。やはり、先ほど貝淵議員が言うたように、他市との関係もあるだろうと思いますから、委員会に付託して、十分ご検討願うべきだと思います。
- 3番(金沢 勝君) 提案理由説明の中で申し上げるのが漏れたんでございますけれども、貝淵議員の先ほどの質問なんですけど、阪南各市は全部議決されておるらしいでございます。局長も調査していただいたと思うんで、局長から皆さんに発表していただきたいと思います。  
以上です。
- 23番(貝淵博治君) いま、金沢議員が阪南各市って言うたけど、金沢さんは提案理由の説明しただけで、金沢議員には聞いてません。議長、議員同士で誰それがどうやとかいうようなこと言わしたらいかん。
- 市会事務局長(井谷義雄君) 調査はいたしておりませんので。
- 23番(貝淵博治君) そうでしょう。だったら、調査するからと言ったらいいい。私は金沢さんに意見を求めてませんよ。議長、局長に、調べなさいと言うただけです。

○ 議長（松尾千代一君） 小選挙区制に対する決議案については、詳細に調査させまして、それを委員会に付託して、十分審議していただきまして、そして決定させていただきたいと思ひます。

○ 5番（竹下義章君） 少なくとも、先ほど採決をとって、多数によりまして議決しましたということは議事録に載っているんです。それがすんでからがやがや言うてる。議長としてこんな扱いをしていいんですか。さっきの条例と同じことです。採決とったんですから、何名手をあげたのか言ってほしい。

○ 議長（松尾千代一君） 何名とは申し上げられませんが、私は多数と認めましたので。

○ 28番（貝淵博治君） 賛成多数で可決したと言いながら、何名やわからんというようなことはおかしい。そんなこと言うんなら、3名でも賛成者多数や。そんなばかなことは通りませんよ。そこに2人すわって、4つ目で見てて、何してるんですか。何名と言いなさいよ。採決してはならんものをしたんですよ。そして何名やわからん。そんなでたらめな議会有るか。何名と言いなさい。請願と違うんですよ。決議案ですよ。採決する自体が間違ってる。手をあげたから賛成多数なんて、そんなあほなこと。だからね、もういいじゃないですか。私も別に反対の意味で言うたんじゃなく。意見を申し上げただけです。だから、さっきの採決は取り消して、決議するならするでええやないか。

○ 議長（松尾千代一君） 再度、おはかりいたします。本件を原案通り決議するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認めます。よって決議第6号を決定いたします。

○ 議長（松尾千代一君） 以上をもちまして、本臨時会に付議されました案件はすべて終了いたしましたので、閉会にいたしたいと思ひます。

閉会に先立ち、市長のあいさつをお願いいたします。

（市長あいさつ）

○ 市長（藤木秀夫君） 一言、御礼のごあいさつを申し上げます。

今般、第2回臨時会をお願い申し上げ、暑さことのほかきびしい折にもかかわらず、2日間にわたり慎重ご審議いただき、ご提案いたしました13件の議案につきましてご可決賜りましたことに対し、衷心より厚く御礼申し上げます。

審議過程においてご指摘いただきました諸事項につきましては、さらに検討を加え、最善の

努力を払ってまいりたいと存じます。

暑さも一段ときびしゅうございます。十分おからだに留意されますようお祈りいたしまして、はなはだ簡単でございますが、閉会のあいさつに代えさせていただきます。どうもありがとうございました。

(議長あいさつ)

○ 議長(松尾千代一君) 本臨時会に際しましては、皆様方にはまことに忙しい中、慎重に、かつまた特別お忙しい中にもかかわらず、閉会までよく審議いただきましたことを心から厚く御礼申し上げます。

理事者各位には、臨時会におきまして成立になりました議案の執行に当たりましては、各議員の意見を十分慎重しつつ、市政各般にわたり、なお一その努力を払われるよう希望いたします。

終わりに、本臨時会におきまして、皆様方のご協力に対し、衷心より御礼申し上げますとともに、皆様方のご健康をお祈りいたしまして、はなはだ簡単でございますがごあいさつといたします。

これをもちまして第2回臨時会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

(午後2時55分閉会)

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため茲に署名する。

和泉市議会議長

同 署名議員

同 署名議員

同 署名議員

